

## 目 次

### 第 1 号 6月11日（金曜日）

令和3年第2回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提案理由の説明	4
請願・陳情	10
休会の件	10
散会	11

### 第 2 号 6月16日（水曜日）

令和3年第2回下郷町議会定例会会議録（第2号）	13
議事日程第2号	14
開議	15
一般質問	15
湯田健二君	15
星 輝夫君	20
星 和志君	27
玉川邦夫君	35
山名田久美子君	42
小椋淑孝君	48
日程の追加	55
請願・陳情	55
議会改革特別委員会の中間報告について	56
休会の件	58
散会	58

### 第 3 号 6月18日（金曜日）

令和3年第2回下郷町議会定例会会議録（第3号）	59
議事日程第3号	60
開議	61
報告第 1号 令和2年度下郷町一般会計の繰越明許費について	61
報告第 2号 令和2年度下郷町一般会計の事故繰越しについて	62
議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて	64
（専決第4号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定につ	

	いて)	
議案第28号	専決処分につき承認を求めることについて…………… (専決第5号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第14号))	68
議案第29号	専決処分につき承認を求めることについて…………… (専決第6号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号))	75
議案第30号	教育委員会委員の任命について……………	77
議案第31号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	78
議案第32号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	78
議案第33号	下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定 について……………	79
議案第34号	新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例 に関する条例の一部を改正する条例の設定について……………	81
議案第35号	令和3年度下郷町一般会計補正予算(第1号)……………	84
議案第36号	令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)……………	84
議案第37号	令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)……………	84
議員提出議案第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出について……………	105
議員提出議案第5号	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童 生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について……………	105
閉会……………		106

令和3年第2回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	令和3年6月11日			
本会議の会期	令和3年6月11日から6月18日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和3年6月11日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和3年6月11日	午前10時40分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 荒井康貴	町民課長 只浦孝行	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 湯田嘉朗	教育次長 湯田浩光	農業委員会事務局長 大竹浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人	書記 芳賀沼崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和3年第2回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和3年6月11日（金）午前10時開会

開 会  
開 議  
諸般の報告

日程第 1

会議録署名議員の指名

9番 湯 田 健 二

10番 星 能 哲

日程第 2

会期の決定

日程第 3

町長提案理由の説明

日程第 4

請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情

陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

日程第 5

休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡を申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力願います。

また、本年4月1日付で教育長に就任されました湯田嘉朗君が説明者として出席されておりますので、ご承知方よろしくお願ひ申し上げます。

ここで就任のご挨拶を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 改めましておはようございます。3月の定例会におきまして議員の皆様のご同意をいただき、4月1日付で教育長に任命されました湯田嘉朗でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、貴重な時間を頂戴し、挨拶の機会をいただきましたこと、誠にありがとうございます。教育長を拝命し、2か月ほどたちました。この間議員の皆様には公私ともにご指導を賜り、感謝申し上げます。

福島県高等学校教員として奉職し、学校教育現場に長く勤務してまいりました私にとりまして、学校教育をはじめ、社会教育、さらに文化財の保護と活用など、教育委員会の担う教育行政の多さに驚くと同時に、その責務の重大さを痛感しているところであります。これからは、第六次下郷町総合計画に掲げる未来創生交流のまち下郷～「つなぎ、育み、人づくりのまち」を目指して～、下郷町の未来を担う子どもたちがスポーツや芸術、文化、歴史に親しみ、心身ともに健やかに育つことができる教育と文化の町づくり、そして町民一人一人が個性や魅力を発揮して生き生きと暮らせる町づくりのために、微力ではございますが、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶いたします。ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回下郷町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に令和3年3月定例会から今定例会までの間の議員の皆様様の活動状況を記載して配付してございます。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定による一般社団法人下郷町観光公社、南会津地方土地開発公社及び下郷町地域振興株式会社に係る財政状況に関する書類の提出が

ありましたので、手元に配付してございます。

また、本年6月から令和4年3月までの議会行事予定一覧表、今定例会に説明員として出席されております執行機関の職氏名一覧表をお手元に配付してございます。

また、町に合わせまして5月上旬より9月30日の間はクールビズとしたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

最後になりますが、6月3日に開催されました令和3年度福島県町村議会議長会定期総会で小玉議長が福島県町村議会議長会の監事に就任されましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告とさせていただきます。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

さて、私このたび6月3日開催の県町村議会議長会の定期総会におきまして監事に選任されました。今後は、会長をはじめ、役員の方々と力を合わせ、県内46町村が抱える諸問題を着実に改善、改革できますよう、特に今はコロナ禍を乗り越えるために力の限り努めてまいり所存でございます。また、地域住民の代表として重要な役割を担っていきたいので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において9番、湯田健二君及び10番、星能哲君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をよろしくお願い申し上げます。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間をしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの8日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和3年第2回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におか

れましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、報告2件、議案11件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、県は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県内全域を対象とした非常事態宣言を、病床使用率など指標の推移や新規感染者数の減少傾向等を勘案し、5月31日をもって解除いたしました。しかしながら、感染状況を判断する指標は改善されつつあるものの、一方で変異株への置き換わりが進んでおり、速いスピードで再び感染が拡大することも懸念されることから、感染を着実に抑え込み、感染の再拡大を防止するため、6月1日から30日までの期間を重点対策期間と位置づけ、感染対策の徹底を求めています。この間本町におきましても、断続的に感染が確認され、5月11日には下郷保育所職員の感染により児童、保護者、そして町民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけいたしました。心からおわびを申し上げます。町では、この事態を重く受け止め、改めて全職員に対し、自覚を持って行動し、感染防止対策を徹底するよう指示したところであり、各施設の衛生管理や職員の健康管理など、より一層徹底してまいります。町民の皆様におかれましても、基本的な感染対策の徹底や感染リスクの高い行動は控えるなど、引き続きご協力を賜りますとともに、感染された方やそのご家族、医療や感染症対策に携わる方々に対し、差別や誹謗中傷は絶対なさらぬようお願いを申し上げます。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種でございますが、5月11日からは町内医療機関での個別接種が始まり、23日には町ふれあいセンターでの集団接種を開始いたしました。5月末現在の高齢者の1回目の接種率は、高齢者全体の60%を超えるものとなっております。今後は、基礎疾患のある方、一般の方への接種が予定されているところであり、引き続きしっかりと準備をしてまいります。

次に、令和2年度消防功労者消防庁官表彰におきまして、本町下郷町消防団が竿頭綬を受賞されました。この竿頭綬は、防火思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防衛に関する対策の実施について、その成績が優秀な消防機関に授与される表彰で、昭和44年以来2度目の受賞となるものであります。このたびの受賞は、本町消防団の日頃からの訓練や地域に密着した火災予防への取組など、消防団活動の様々な成果が認められたもので、これは町政を預かる町長として大変心強く、またこれまでのご協力に対して深甚なる敬意を表する次第であります。消防団の皆様には、今後とも地域防災の要として、町民皆様の安全、安心の確保のため、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、滞在型市民農園施設ラインガルテン下郷の使用状況であります。関係各位のご努力により、現在全30棟中29棟の使用契約を締結するに至っております。しかしながら、緊急事態宣言等現下の状況から、使用者の皆様にご不便をおかけする場合がございますが、ご理解、ご協力をいただきながら、適切に管理運営してまいりたいと考えております。

さて、平成29年度より整備を続けてまいりました姫川団地建替事業が令和2年度に竣工を迎えることができました。これもひとえに町議会はもとより、町民の皆様をはじめ、

設計及び工事関係者並びに関係機関の皆様のご理解、ご協力のたまものと心から感謝を申し上げます。本町において公営住宅の建て替えは、湯野上団地以来約20年ぶりの事業となりますが、第六次下郷町総合計画に掲げる基本目標、住みよい町を具現化する一翼を担うものであります。今後とも計画的な維持管理に努め、施設の長寿命化を図るとともに、住みよい生活環境づくりに取り組んでまいりますので、皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

季節は芒種となり、町内でも農繁期を迎えております。しかしながら、去る4月に発生した凍霜害による県内農作物の被害は、昭和55年の統計開始以来、過去2番目の被害額となり、本町ではリンゴ、アスパラ、ミニトマトへの被害が確認されております。ここに被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。本町におきましても、県との連携を密にし、速やかに柔軟に対応してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本町の基幹産業の一つである農業は、生産農家の高齢化や後継者不足等により農家数が年々減少傾向にあり、また農産物価格の低迷や農業経営の不透明感など、本町農業を取り巻く環境は厳しさを増してきております。さらに、本町農業の5年後、10年後を展望した場合、担い手のさらなる高齢化や後継者不足等の問題は地域農業の衰退や耕作放棄地の拡大を招き、その連鎖がさらなる人口減少や自然環境の荒廃にまで及ぶことも憂慮されるところであります。このような中、平成30年12月には下郷町農業法人設立検討委員会を設置し、本町農業を支える拠点として地域農業の振興、維持、発展に寄与することを目的とした農業法人の設立についての検討に着手していただきました。本年4月には、同検討委員会から農業法人設立に関する方向性等について、検討委員会及び幹事会で検討を重ねた結果を取りまとめ、下郷町農業法人設立基本構想としてその報告をいただいたところであります。検討委員会及び幹事会にご参画をいただきました関係者の皆様に深く御礼を申し上げます。今後とも関係各位の助言や指導を仰ぎながら、基本構想にのっとり、農業法人の設立に向け準備を進めまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げます報告2件、議案11件についてご説明を申し上げます。報告第1号 令和2年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、本年第1回定例会においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。総務費では、下郷町公共施設個別施設計画策定事業、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業、合わせて2事業で3,354万3,000円を令和3年度に繰り越したものであります。

報告第2号 令和2年度下郷町一般会計の事故繰越しについてにつきましては、令和元年台風19号に係る繰越事業であります。施工箇所下方での災害の発生や国有地の管理者などの協議など不測の時間を要し、年度内の完成が困難となったことから、林道大峠線に係る農林水産業施設災害復旧事業、町道湯野上中山線に係る公共土木施設災害復

旧事業、合わせて2事業で1,650万5,000円を令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により事故繰越繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。

議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、下郷町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第79条第1項本文の規定により、令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。改正の概要でございますが、現下の社会情勢等を踏まえ、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整や軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しなどを行うほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第14号））でございますが、既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,722万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億6,470万7,000円とするものであります。本補正につきましては、歳入歳出とも額の確定等により予算の整理を行ったものであります。その概要であります。地方譲与税、交付金等につきましては、交付額等の確定により歳入予算の整理を行い、また新型コロナウイルス感染症関連予算、GIGAスクール構想関連予算につきましては、事業費の確定に伴い、歳入歳出それぞれ予算の整理を行ったものであります。以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第29号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ8,950万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,915万2,000円とするものであります。本補正につきましては、保険給付費等の額の確定に伴い、また新型コロナウイルス感染症関連では、国民健康保険災害等臨時特例補助金、社会保障・税番号制度の関連では、システム整備費補助金の交付決定を受け、それぞれの予算の整理を行ったものであります。以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第30号 教育委員会委員の任命についてでございますが、湯田嘉朗教育長の教育長就任に伴う後任の教育委員について、下郷町大字豊成字林中6110番地の8、大塚聖子氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、ご提案申し上げます。ご提案を申し上げます大塚氏には、長年にわたり小学校教諭として奉職され、この間天栄村立湯本小学校教頭、南会津町立南郷小学校教頭、本町の江川小学校校長、そして南会津町立田島第二小学校校長を歴任されるなど、教育行政に関し豊富な知識と経験をお持ちの方であります。これらのことから、本町教

育委員として適任と考え、議会の同意をお願いするものであります。

議案第31号及び議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現委員のうち小山敏喜氏、星達生氏の2名の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、ご提案申し上げるものであります。小山敏喜氏におかれましては、平成30年7月1日から現在まで、また星達生氏におかれましては、前任者の辞職に伴い、その残任期間である令和2年6月22日から現在まで、それぞれ委員としてその職務を全うしてこられ、両氏とも誠実で信望も厚く、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

議案第33号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、固定資産の評価に係る不服審査の手續において審査申出書への押印を不要とすること等に関し、所要の規定の整備を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第34号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険税及び介護保険料の減免措置について、令和3年度においても国の財政支援が継続されることが示されたことから、減免措置を延長することにより被保険者等の経済的負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第35号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,889万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億4,989万2,000円とするものであります。本補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、福島県地域創生総合支援事業、下郷町鳥獣被害対策協議会、コミュニティ助成事業などの関連予算を計上し、また職員の人事異動に伴い予算の整理を行うものであります。

それでは、その概要につきまして説明を申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策でございますが、1つには新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業であります。会津、野岩両鉄道に対するコロナ感染症対策負担金、合わせて1,795万9,000円を、またそば農家生産販売支援金としまして、その事業費431万5,000円をそれぞれ計上しております。会津、野岩両鉄道に対するコロナ感染症対策負担金につきましては、利用者の減少にかかわらず事業を休止できない鉄道事業者への支援を行うもので、令和2年度と同様、県及び沿線3市町がそれぞれ負担割合に応じ運行に要する経費を支援するもので、そば農家生産販売支援金につきましては、ソバの販売価格の低迷により大きな影響を受けている生産農家に対し、令和2年産ソバの生産販売量に応じ、今後の事業継続を支援するものであります。

2つには、国庫補助事業であります。子育て世帯生活支援特別給付金事業に要する経費408万3,000円を計上しております。この事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を

行う観点から、対象児童1人当たり一律5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもので、全額国費で賄われる事業であります。

3つには、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業であります。この事業につきましては、本年当初予算においてコロナワクチン集団接種協力金としてその所要額150万円を措置しておりましたが、今般ワクチンの接種を行う医師、看護師等を確保するため、追加の財政支援が講じられたことから、集団接種に係る医師、看護師派遣協力金350万7,000円を補正計上しております。なお、この事業につきましても全額国費で賄われるものであります。

福島県地域創生総合支援事業、サポート事業でございますが、補助採択を受け、本補正に計上するものであります。本事業につきましては、3年計画により、観光トレッキングルート事業、観光プロモーションビデオ事業及び観光ライトアップ事業を柱とする下郷町新たな観光資源の発掘強化事業を実施するもので、本町の魅力度の向上、ひいては地域振興につなげてまいりたいと考えております。初年度となる本年度は、トレッキングルートの資源調査や観光プロモーションビデオの作成、ライトアップ機材の購入など関係事業費1,300万円を計上し、県のサポート事業によりその4分の3となる975万円が支援されるものであります。

下郷町鳥獣被害対策協議会関連予算でございますが、行政区等の団体が実施する被害防止対策事業、電気柵など整備に要する経費につきましては、昨年度から下郷町鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、国庫交付金を活用し、支援を行うこととしております。今般交付金の内示を受け、現在要望を受けております19行政区に対し、昨年度の実績を踏まえ、1行政区当たり80万円の補助枠を確保するため、その所要額839万9,000円を計上しております。

コミュニティ助成事業につきましては、三ツ井地区におけるLED防犯灯整備事業であります。助成決定を受け、歳入歳出同額の170万円を本補正に計上しております。

次に、債務負担行為でございますが、湯野上橋橋梁補修工事につきましては、本事業に係る国庫補助金の交付決定額が当初見込額を下回ったことにより、本年度計画していました事業量の確保が困難な状況となってまいりました。このことから、令和3年度、令和4年度、それぞれ単年度事業として実施することも選択肢の一つであります。事業費の低減を図り、また通行規制期間や安全管理対策など社会的影響も考慮し、令和4年度に8,000万円を限度とする債務負担行為を設定し、翌年度にわたる事業として実施したく、ご提案申し上げるものであります。

今後とも認め合い、支え合い、つながり、創造する未来への責任を持つことを基本に、これら諸事業を着実に実施し、皆様とともに未来創生交流のまち下郷を目指してまいり所存でありますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第36号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ501万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ7億6,158万1,000円とするものであります。本補正につきましては、国民健康保険税の本算定及び職員の人事異動に伴い、予算の整理を行うものであります。

議案第37号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ27万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,055万8,000円とするもので、本補正につきましては職員の人事異動等に伴い、予算の整理を行うものであります。

以上、本定例会にご提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

---

#### 日程第4 請願・陳情

○議長(小玉智和君) 日程第4、請願・陳情を議題といたします。

この際、陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情、陳情第3号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の2件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第2号、陳情第3号の2件は、会議規則第36条の規定に基づき、朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情、陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の2件を総務文教常任委員会に会議規則第87条及び90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

---

#### 日程第5 休会の件

○議長(小玉智和君) 日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りします。6月12日は土曜日のため、6月13日は日曜日のため、6月14日及び15日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、6月12日、13日、14日及び15日の4日間を休会とすることに決定いたしました。再開本会議は6月16日であります。

議事日程を配りします。

(資料配付)

○議長(小玉智和君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
大変ご苦労さまでございました。（午前10時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年6月11日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員



令和3年第2回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	令和3年6月11日			
本会議の会期	令和3年6月11日から6月18日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和3年6月16日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和3年6月16日	午後3時06分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和 志	2番 小 椋 淑 孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌 彦	6番 玉 川 邦 夫	7番 佐 藤 盛 雄	8番 星 輝 夫
	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲	11番 湯 田 純 朗	12番 小 玉 智 和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和 志	2番 小 椋 淑 孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌 彦	6番 玉 川 邦 夫	7番 佐 藤 盛 雄	8番 星 輝 夫
	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲	11番 湯 田 純 朗	12番 小 玉 智 和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副 町 長 玉 川 一 郎	参事兼総務課長 室 井 哲	総合政策課長 玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者 荒 井 康 貴	町 民 課 長 只 浦 孝 行	健康福祉課長 弓 田 昌 彦	農 林 課 長 湯 田 英 幸
	建 設 課 長 猪 股 朋 弘	教育委員会教育長 湯 田 嘉 朗	教 育 次 長 湯 田 浩 光	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 竹 浩 二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長 室 井 節 夫	書 記 室 井 徳 人	書 記 芳 賀 沼 崇 正	
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和3年第2回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和3年6月16日（水）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情

陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出  
を求める陳情

追加日程第 2 議会改革特別委員会の中間報告について

追加日程第 3 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（小玉智和君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） おはようございます。議席番号9番、湯田健二、質問通告書に基づきまして質問いたします。

1つ目といたしまして、子育て支援対策について。町長の任期は、残すところ3か月余りとなりました。町長就任以来、町政を担い、町民のためにやさしい行政、未来のために強い下郷をスローガンに、あらゆる政策の実現に尽力されております。特に子育て支援、小学校入学時の祝金の支給、学校給食の全額補助、保育所における保育料無償化の充実など、他町村より先行して実施してきたところであります。町民各位からは、助かると、ありがたいという声が大であります。一方、ある町民の方より、高校通学のための会津鉄道の定期券代が大変である。町の財政が厳しいのは承知しているが、通学費の助成をお願いできないかという話がありました。この方は、旭田地区の60代の男性の方でございました。自分たちが若松に通っていた頃は月5,000円ぐらいだったと、今は大変だということでした。このため、中学校を卒業し、高校に通学している生徒数を調べたところ、高校1年生で38名、2年生で35名、3年生で39名、合計112名であります。この中で田島高校へは31名、会津若松市の高校へは81名でありました。また、会津鉄道1か月の定期券は、中心である下郷駅から田島高校まで月8,010円、会津若松まで2万6,320円と、かなり高額であることが分かりました。これからの下郷町、日本の国を担う学生に価値ある支援が必要と考えるが、町長の考えをお伺いいたします。

2つ目、水田農業対策について。新型コロナウイルスの感染急拡大に伴い、福島県内全域を対象とした県独自の非常事態宣言の中、2021年産米の作付が行われました。主食用をめぐっては、人口の減少による消費低迷に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う在庫の増加で大幅な価格の下落が懸念されております。私は、3月にも水田農業対策について質問いたしましたが、本町の主食用米の生産数量目標は360ヘクタールであり、本町の作付動向は減少傾向という報道もされております。作付実施はどうなっているのか。私は、年々増加する田畑の休耕地、特に水田が有する多面的機能が失われることを危惧しております。町として何らかの対策が必要と考えるが、町長の考えをお伺いいたします。

また、農業法人の設立されているのはどのくらい進んでいるのかも伺いいたします。

3つ目、新型コロナウイルス対策について。新型コロナウイルス感染症の発生から500日余り。新たな変異株ウイルスの発生など、収束はいまだに見えておりません。本町でも強力に感染症対策を図ってまいりましたが、現在41名の感染者が発生しております。県内においては、クラスターの発生などにより病床使用率はステージ3と厳しい状況にある。県では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、県内全域に発令していた独自の非常事態宣言を5月31日で解除しましたが、平時に戻ったわけではなく、感染再拡大を防ぐ思いを共有し、感染防止対策を継続してほしいとのことであります。本町においては、65歳以上のワクチン接種が始まり、今後64歳以下の接種が急がれております。

このような状況の中、本町の観光地は人の流れが止まり、悲鳴を上げております。私が現地調査をしたところ、本町の入り込みは4月時点で大内宿では前年比60%の減、塔のへつりでは80%減と厳しい状況にあり、特に大内宿は念願の財団法人を立ち上げ2年目となるが、その存続も危惧されているところであります。また、町が指定管理をお願いしている下郷町地域振興株式会社道の駅、一般財団法人下郷町観光公社の経営状況はどのくらいの落ち込みとなっているのか、また令和3年度の収支はどのように推移していくのか心配するところであります。

18世紀前半に大流行したスペイン風邪は、国内で2,380万人が感染し、収束まで5年を要したと伝えられているが、新型ウイルスもこのくらいの時間が必要とされております。また、この対策として予防のためにワクチン接種をされても100%かからないわけではないと言われております。このような中、本町における観光産業等は一段と厳しさを増すことになると思慮されますが、小規模事業者への経営支援はどのようにお考えか伺います。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、湯田健二議員のご質問にお答えいたします。

1点目の子育て支援対策についてでございますが、子育て支援対策につきましては第六次下郷町総合計画において、子ども・子育て支援対策の充実として位置づけられております。豊かな心を育む教育文化における主要施策について、今ほどご紹介いただきましたような様々な施策に取り組んでまいったところであります。ご指摘いただきました本町出身の高校生を対象とした支援策について、特に会津鉄道を利用した場合、毎日の通学に高額な費用が発生しており、地元には高校のあるほかの市町村の生徒と比較すると大変不利な状況にあり、このような状況にある高校生を支援していくことは必要な人材を育成する観点からも、本町の課題であると認識をしております。現在町では、高校生、大学生向けの支援制度として、無利子による奨学金制度を設けております。また、児童生徒に対しての通学費については、児童生徒の通学費助成を行っております。その内容は、小学5年生以上は保護者の方の一部負担もいただいております。現在小中学校の児童生徒への通学費用について、計画的に負担軽減に向け対策を講じているところであります。新たに高校生の通学補助制度については、今回のご質問を貴重なご意見、ご提案として、

今後各方面から検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、大きな2点目の水田農業対策でございますが、ご質問のありました本町における主食用米の作付面積は、令和2年に約388ヘクタールのところ、本年は現時点で約378ヘクタールとなり、約10ヘクタールの減となっております。現在関係機関と連携しながら飼料用米へ転換を推進しているところですが、依然生産量目安の369ヘクタールを上回っております。そのため、農業経営を安定化するよう、引き続き主食用米から飼料用米への転換を推進しているところでありますが、人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による米の需要減につきましては、町としても重く受け止めているところであります。また、荒廃農地の増加や水田の多面的機能の維持につきましては、町としても危機感を持って取り組んでいるところです。具体的には、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金といった国の制度を十分に活用するとともに、基盤整備の推進を含めた水田の維持管理活動を支援しております。あわせて、がんばる農業支援事業をはじめ、営農指導員などを活用した町独自の事業を展開することにより、地域農業の担い手が意欲的に農業に取り組めるよう支援してまいります。なお、農業法人の設立につきましては、5月に下郷町農業法人設立検討委員会から下郷町農業法人設立基本構想として検討結果の報告を受けたところであります。基本構想については、農業法人が目指すものとして、1つには、効率的かつ合理的な農業経営の実施、2つには、農業の担い手を確保、育成する受皿、3つには、農地の荒廃を防ぎ、その多面的機能を維持する活動を掲げ、今後は本年度に事業計画策定などの準備作業、令和4年度には関係機関との法人設立に向けた合意形成などの手続を経て、令和5年度には法人設立を図り、事業を開始する計画となっております。あわせて、本基本構想に基づき、様々な角度から精査しながら、農業法人を活用した本町の水田農業、さらには農業振興策を推し進めていく考えでありますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

次に、大きな3点目の、新型コロナウイルス対策についてでございますが、道の駅しもごう及び町観光公社の経営状況であります。まず今年の観光客の入り込み状況であります。1月から12月期は町内全体で96万9,853人の入り込みで、前年度比約65%となっております。うち道の駅は26万7,403人の前年度比約84%、養鱒公園は1万9,680人の前年度比64%の入り込み数であり、震災、原災事故以来、最低の数字となりました。収入の落ち込みでございますが、道の駅の純売上高は前年度比で76%、3,395万1,000円の減、約1億955万1,000円となりました。また、観光公社でございますが、こちらは各施設でございますが、指定管理6施設の売上げ等の収入合計は、前年度比85%、1,198万2,000円の減、約7,900万円となっているところでございます。令和3年度の収支の見込みでございますが、4月、5月期は国の緊急事態宣言、県の非常事態宣言がそれぞれございましたが、昨年度より大幅に増加しております。今後コロナ感染症拡大につきましては、変異型ウイルスが発生するなど予断を許さない状況が続いておりますが、ワクチン接種が進むとともに、県民割の販売も間もなくスタートするとの報道もございますし、状況が好転してくれば国のG・O・T・Oトラベル事業も再開されると思っておりますので、昨年並み、以上の入り込み数はあるものと期待しているところでございます。

議員がおただしの小規模事業者への経営支援でございますが、今年度も町では全町民の方に5,000円分のがんばろー商品券の配布を予定しております。内容としましては、全加盟店の共通券として1,000円券3枚の3,000円分、小規模店専用券として1,000円を2枚の2,000円分となっており、9月上旬に郵送で配布し、町民の皆様のお手元に届き次第、加盟店で利用できるように事務を進めているところです。また、町観光協会では町内宿泊者を対象に、町内のお土産店や飲食店等の加盟店で利用できる利用券500円2枚、1,000円分を発行し、町内経済対策支援として満喫キャンペーンの実施を計画しております。また、観光公社事業では、ウエルカム下郷としまして4月からご褒美お泊まりプランを実施しています。今後ご褒美体験プランとして体験の補助、ご褒美ランチプランとしての食事の補助を行うなど、町内の様々な事業者の方へ細かな支援ができるよう、事業を推進してまいります。さらには、商工会におきましてもスーパープレミアム商品券事業を実施しており、第二弾の発売を7月11日に予定しております。様々な方面から町内の経済循環を図り、小規模事業者の皆様、また町民の皆様の支援へとつなげていきたいと思っております。いずれにしましても、いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症につきましては、町としても全力で取組を進め、町民の皆様が安全、安心して暮らせる町づくりを今後も推進していく所存でありますので、議員の皆様にもご理解とご協力のほどお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 答弁ありがとうございます。一番の子育て支援対策ということで、子供さんたちの教育関係については、本当に手厚い支給をしていただいていると思っておりますが、先ほど申し上げましたように、今の中学生ですか、3年生、39名と聞いておりますが、今の高校3年生が39名卒業しますと、また同じくらい的人数が高校に入る。今までですと、ほとんど、99%高校に入っているということでございますので、よろしくご検討して、実現に向けて努力していただきたいと思っております。

それから、2番目の水田農業のほうでございますが、皆さん御覧のように今朝の民報に昨年の目標がすごい過剰であると出ていました。本来であれば米は人間が食べるものというのは主眼でございますが、米が余ってしまして、今畜産がぜいたくになっているから、いろんな形で、せっかく汗をかいた米が玄米で畜産の餌になっている。昨年の値段から今年の値段は大体13%ぐらい落ち込んでいる。もう買った農協さんなり米穀店さんが赤字になりつつあるというような状況で、大規模にやっていた、40ヘクタールくらいの方ももう3分の1が飼料用米であるということで、今価格は補填されますが、本当に今後大変であるというふうなことが新聞に載っておりました。そういう中で、本町においてもやはり今後適正な数量を確保しながらも、支援策を手厚くお願いしたいと思います。

あともう一点、3番目ですが、昨年から私大内宿にも2度ほど足を運んで調査してまいりました。1年目の法人の決算も見させていただきました。そういう中で、中身がとんとんであったというふうに見てまいりました。それが国の持続化給付金、あるいは雇

用調整助成金というものが入りましたので、何とかとんとんど。先般聞いてみましたらば、5月は48%の入り込みだったと。4月が40%でございましたので、5月は連休もありましたが、半分までに近づいてきたということですが、本当に予断を許さないというふうな状況になっているというふうな受け止めております。

一方で、小企業、本当に今後の経営が厳しいということで、窓口が商工会さんなのですが、つなぎ融資といいますか、今後の経営資金を借りたいという方が3名ほどおりました。ぜひお願いしたいのは、ほかの町でも若干やっているとありますが、これの利子補給をしていただけないかという声も3件ほどございました。こういうコロナ禍、見えない中で、何とか今踏ん張っている中小企業の皆さんに町でこのぐらいできるのではないかなということ考えておりますが、これは町と相談し、後で検討しますから、頑張りますということ帰ってきたのですが、本当にこの方は切実に訴えておりました。でするので、それらについてご検討よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、9番、湯田健二議員の再質問にお答えしたいと思います。通学費の補助につきましては、先ほどの答弁の中にありましたように、児童生徒に段階的に支給を上げていくということをやっていききたいということ。ですから、一挙に全額補助とまではいきませんが、段階的に進めていくということにしたいと。また、その率についてはまだまだ検討しなくてはならないと思いますし、高校生の場合についても検討していきますので。ただ、その給付率をどのようにするのかということ、保護者の軽減を図ることは、それはもちろんでございますが、率の問題はやっぱりしっかりと計算した形のものにしていかなければ、実質公債費比率が大きくなるようでは財政に響いてまいりますので、その辺も財政規模を見ながら、町が持続していく限りやはりそういうものを頭に置きながらその支援について考えていかなければならないと、こう思っております。

それから、水田農業の支援でございますが、日本型の直接支払交付金、これに町は上乘せをして今支援しているわけでございますが、この点についても検討させていただくと。これは、再生協議会も含めて、その支援策については考えていくことも必要であるということ湯田議員に申し上げておきたいと思ひます。

それから、小規模企業の融資に関する利子補給の関係でございますが、今までもこの利子補給はやっているわけでございますが、なおさらこのコロナ禍における減収分については、期間を区切って利子補給分を上げるかどうか、これは市場の関係ですので、やはり実質的な利益幅を見ながらでないと、ただ利子補給をすればいいのかという問題でもない、非常に難しいところはあるのですが、その辺はご理解いただきたい。今コロナで中小企業、あるいは施設関係に公社予算化しているものについて、非常に希望が多いというのを聞いておりますので、その辺を見ながら、あるいは業種別に見ながらしないと、これはなかなか、全体的に小売業ということにはならないかと思ひます。

けれども、その辺は検討させていただきたい、こう思います。

以上、再質問の関係をお答えいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） お願いというか、通告はしていないのですが、お願いということで、コロナ禍の中で今子供たちは本当に頑張っています。そういう中で、今年はインフルエンザの話が出てこないという中で、ここで専門家の皆さんは、ある種感染症が心配してるんだということなのです。これは遅い風邪です。ですので、子供の免疫が心配だということでございますので、町当局は保育所です。教育委員会は小中学校、それらについても注視しながら、子供さんたちが健やかに勉強できますように、ひとつよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁はいいですか。9番、湯田健二君、答弁はいいですか。

○9番（湯田健二君） いいです。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはなしですか。

○9番（湯田健二君） なしです。終わります。

○議長（小玉智和君） それでは、これで9番、湯田健二君の一般質問を終わります。

次に、8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号8番の星輝夫でございます。今回も一般質問を行わせていただきます。なお、今回3項目ほどでございまして、1つ目に、大内入り口大道通の改良工事等について、2つ目に、福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言について、3つ目に、定住促進住宅及び下郷町公共施設について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

1番、大内入り口の大道通改良工事について。令和2年12月24日、南会津建設事務所から6名、下郷町役場から2名を交えて、事業説明会が行われました。前回からの変更点の説明や今後の事業の進め方などを話し合いました。これまでに測量調査や設計作業、改良計画や説明会の開催などがなされてきましたが、今後の用地測量や物件調査等の進め方はどのように行うのか、また調査はいつ頃になるのか、具体的な日程について調整を行っているのかについて、町当局は把握しているのかをお伺いいたします。

2番目、福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言について。新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、福島県は5月14日に県内全地域を対象とした独自の非常事態宣言を発令しました。本町においても感染者が増加傾向にあり、未成年の子供の感染も確認されたとのことでありますが、児童の感染が判明した場合、病院や自宅での療養期間はどのくらいになるのでしょうか。療養や休校になれば、一定期間は登校できない児童が出てきます。これらの児童の学力低下を防止するためにも、GIGAスクール構想推進に向け、町より1人1台配布のあったタブレット端末を用いて、オンライン授業を行ってはいかがでしょうか。現時点で行えないのであれば、オンライン授業を行えるよう

整備等も含めて検討してはいかがでしょうか。

3番目、定住促進住宅、下郷公共施設について。令和3年3月定例会において、塩生地区の定住促進住宅宅地造成工事2,000万円を新年度予算として議決いたしました。今後定住促進住宅を新築する考えがあるのかお伺いいたします。

また、以前の定例会において、耐震不足等を理由に緊急時に使用できない下郷町の公共施設があると当局の回答を得ました。その施設について、検討委員会など発足や耐震補強工事を行うなど、再度利用に向けての検討は進んでいるのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星輝夫議員のご質問にお答えいたします。

1点目の大内入り口の大道通改良工事についてでございますが、本箇所につきましては昨年の9月定例会においても、星輝夫議員より本事業の工程等に関する町の把握状況についてのご質問があり、町が把握する事業の工程等についてお答えしているところであります。その後、昨年の12月に地元住民への説明会を開催し、地元から事業内容について了承されたことで、令和3年度からは用地取得や物件補償に向けて事業が展開されるものと伺っております。町での南会津建設事務所からの情報では、令和3年度の事業として用地測量業務委託が発注され、委託業者が決定し、業務着手がなされるとのことです。業務の詳細な日程については示されておりませんが、作業計画、現地踏査を経て現地の復元測量を行い、9月頃には境界立会いを行い、境界確認までの期間が、不確定であります。境界確定後に丈量図を作成して完了となるようです。物件調査については、丈量図が完成しないと進められないとのことなので、まずは用地測量業務をスムーズに進めていきたいとの報告を受けております。今後の事業進捗についても、町として地域の皆様方とともに県に対して早い時期の工事着手と事業完成に向けて強く要望していく考えでありますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、大きな2点目の福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言についてでございますが、本町におきましても第4波の影響を受け、4月下旬から5月にかけて、感染拡大が確認されましたが、5月24日以降、新型コロナウイルス感染症の発生者は確認されておりません。改めまして感染拡大の防止に向け様々なご協力をいただいております町民の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

ご質問いただきました児童の感染が判明した場合の療養期間でございますが、保健所によりますと、一般的には未成年などの年齢による期間の差異はなく、感染が確認された場合には、発症日から10日間が経過し、かつ症状軽快から72時間、3日間が経過した場合は療養終了と伺っております。ただ、実際には症状の程度や家族の感染状況などの諸条件によりケース・バイ・ケースで対応することが多いように伺っております。まずは、保健所からの指導を第一に考え、さらに精神的な面でも安定の確保が図られた上での療養期間になると思われますので、ご理解をお願いいたします。

なお、GIGAスクール構想の推進につきましては、後ほど教育長より答弁させます

ので、よろしく申し上げます。

次に、大きな3点目の定住促進住宅、下郷町公共施設についてでございますが、まず定住促進住宅の件につきましては、平成25年度の用地取得後に測量調査設計業務委託を発注し、敷地の測量、地質調査、造成設計、整地を行い、翌年度に造成工事第一次を実施いたしました。その後、基本設計を行ったところでありますが、計画では隣接する県道高岡田島線との高低差があることから、排水処理や盛土を行い、県道と同じ高さにし、有効利用を図るものとしたところであります。しかしながら、敷地面積が広く、盛土するための土量がなかなか見つからないことから、造成に有効な土砂のあっせんについて、県や国との協議を続けるとともに、その間維持管理のための草刈り等を継続してまいりました。その後、令和2年度に入り、県の河川土砂のしゅんせつ工事により盛土材が確保できるとの見通しがあることから、昨年度は盛土前の暗渠排水管を布設し、本年度については盛土による造成工事を発注したところでございます。盛土工事は、来年度も計画しており、その後は自然転圧により締め固め率を向上させ、地盤の安定を図る予定となっております。

次に、令和2年第3回定例会の一般質問で、星議員から町の防災計画の見直しについてご質問された際、町民体育館は耐震性能不足で、避難場所として使用できないため、下郷町公共施設個別設計を策定した上で、今後の利用等を含め施設の在り方について検討するという答弁をさせていただきました。町民体育館につきましては、昭和49年に竣工し、46年が経過しております。平成23年度に耐震検査を実施した結果、D判定と診断され、大きな災害が伴った場合は倒壊する危険性が高いとの診断結果が示されております。耐震化した場合の金額については、あくまでも概算金額ですが、2億円から3億円程度の経費がかかると見込んでおります。下郷町公共施設個別施設計画策定事業につきましては、さきの第1回定例会において繰越明許費の議決をいただき、本年9月末までの策定を目指しております。今後のスケジュールといたしましては、公共施設を利用する関係団体の代表からなる下郷町公共施設個別施設計画検討委員会を立ち上げ、町民体育館のみならず、公共施設の在り方についてご検討いただく予定となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 8番、星輝夫議員のご質問にお答えいたします。

G I G Aスクール構想に伴うI C T環境整備につきましては、国のほうでは当初令和5年度にかけて計画的に、段階的に進めていく計画でありました。しかし、後半の3年が1年に短縮されたわけでございます。これは、コロナ禍によりオンライン授業やタブレット端末等の持ち帰りが全国的な話題となりました。そのため、町教育委員会といたしましても、昨年度末までに1人1台のタブレット端末を各学校に整備したところでございます。一般的には、コロナ禍の対応としてG I G Aスクール構想が一気に進められたものと認識しております。このたび星議員からご指摘いただきましたとおり、これからの学習は学校でも家庭でもタブレット端末の活用が進むことで学習の仕方も大きく変

わってくるものと考えます。文部科学省では、タブレット端末を持ち帰って自宅学習にも活用することを推奨しておりますように、家庭においても学校と同じように学習ができますと、特に臨時休業あるいは出席停止期間、そして非常時における心のケアを含めた健康観察や学習機会を保障するためのオンライン授業、そして家庭学習、例えば自分の学習進度に合わせた学習、さらには学校からの宿題、連絡等親子で確認を行うなど、役立つことは間違いありません。子供たちの学びを止めないため、県内外の一部の学校ではオンライン授業などインターネット環境を活用した取組が進んでおり、このような対応は今後ますます加速することが予想されております。ただ、オンライン授業といいますが、双方向のリアルタイムのライブ配信授業、さらにはあらかじめ先生方が撮影、編集した動画をインターネット上にアップしたものを視聴する録画配信などの学習方法があるかと思えます。いずれにしましても、オンライン授業は各家庭におけるインターネットの環境が整っていることが前提となります。そこで、教育委員会では、先月町内の小中学校の全家庭を対象にインターネットの環境調査を実施しました。Wi-Fiの整備状況を調査したところ、全校合わせて90.5%の家庭がWi-Fi環境を整備しているという回答でございました。ただ、残り9.5%の家庭においてはまだWi-Fi環境が整っていないということでございます。今後学校でも家庭でも子供たちが切れ目なく学習に取り組む学習環境が進められるよう、可能な限りWi-Fi環境の整備にご理解とご協力をいただけるよう、各学校より働きかけを行っているところでございます。しかしながら、タブレット端末をまだ十分に使いこなせない子供たちに、タブレット端末を持ち帰って家庭においてインターネットを接続し、いきなりオンライン授業を行うことはまだまだ難しい状況にあります。現在子供たちに機器の使い方や使うときのルールについて丁寧に指導し、各教科の学習や学校生活の中でタブレット端末の活用を進め、使いこなせるように指導をしているところでございます。まずは、先生方も子供たちも使い込むことが重要だと考えております。家庭への持ち帰りについては、各学年の実態や使用状況に合わせ、今後段階的かつ試行的に実施しながら進めていきたいと考えております。オンライン授業へ向けた環境整備については、GIGAスクール元年となるこの4月より、各学校で効果的な活用はどうあるべきか試行錯誤をしながら、子供たちとともに進めているところでございます。新しい時代を生き抜いていく我が町の子供たちにタブレット端末を効果的に活用させ、可能な限り学びを保障してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず、第1点目の大内入り口大道通の改良工事でございますけれども、ただいまの答弁の中で、用地の測量、9月頃行うということでありました。そこで、昨年12月の24日に地元で説明会ありまして、その会議の中で私話ししました。今から7年前に、大内入り口はしょっちゅう事故があつて危険だと。そこで、信号機がないと駄目だと。しかし、改良工事を行わないとできないということで、あの当時地元湯野上駐在所の署員から私

に話ありました。そこで、町のほうにお願いしたら、国道、県道は要望できないという話でありました。そこで、118期成同盟会のときに、新しい所長さん、県の所長さんが来ると。そのときに要望書を自分が作って、これを渡してくれと町のほうに頼みました。しかし、町はそれはできないと。だったら俺が渡してもいいのですかと言ったら、多分通らないと思うと町の職員が言ったのです。しかし、それが通ったのです。それから今までの動きがあるのです。そして、24日のときの会議録、議事録、それを3月の下旬に私見ました。啞然としました。その中には、信号機なしの凶面だと、あると、そう書いてあったのです。私は、すぐにある代議士に電話して、4月の2日にわざわざ東京から来ていただきました。そこで、町長さんと話をしたと思います。そこで、私はすぐに南会津警察署、それから県の建設課長と面会したり、話をしたり、そして建設課長さんをお願いいたしました、連絡を取ってくれと。県のほうでは、会えないということでありました。そこで、南会津警察署に議長さんに行って話をしてきました。そうしたら、県の上のほうではもう信号機あり、そういったことで動いているぞ、聞いたのです。そこで、その足で県のほうに行きました、議長さんと私で。会えないと思ったのです。会わないと思ったのです。事前に私は会わないと、そういう話だったのですから。しかし、いたのです。そして、私は言いました。信号機のない改良工事やることないと、私突っぱねたのです。そうしたら、所長さんがもう計画ではなくて実行ですから、入ります。そして、用地の測量も入ります。だったら、県のほうの公安委員会並びに交通局に話をしてくれと話しました。それから何日か過ぎて、ある代議士の秘書が私に電話よこしたのです、信号機ありし、横断歩道ありしと。そこで、私すぐに建設課長さんをお願いしたいのです。県のほうに連絡して聞いてくれと。その文書に私によこしてくれと、いまだかつてよこさないのですけれども、その点はどうなっているのかお尋ねいたします。

それから、2つ目の福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言についてでございますけれども、本当に先月は幼児、小学生、中学生と陽性反応が出て、町内は大変に不安を感じたと思います。先ほど教育長さんが言ったように、タブレット端末児童1人1台配布というのは、前教育長さんの私は功績だと思っております。そこで、今回一部の学級で休校になりました。そうした子供たちに私はオンライン授業を受けさせたい、そう思っているのです。ただいまの答弁の中で9.5%インターネットないと言われておりますけれども、そういったところには貸出しの、あるのです、ポケットWi-Fiというか。それを何とか貸与すればできるのではないかな。現に喜多方小学校のほうではもうやっております、オンライン授業。そちらのほうを参考にして、ひとつお願いいたします。

それから、最後の定住促進住宅並びに下郷町公共施設についてでございますけれども、先ほどの答弁の中で、今後造成に入るわけでございます。やがては新築するかどうか分かりません。しかし、今の町営住宅、新しい姫川住宅でも何件も空いているのです。下中平、落合、13戸空いております。そういったところが埋まってからでも私は遅くないのではないのかなと思います。

それから、最後の下郷町公共施設でございますけれども、先ほど言ったように4月2日にある代議士が来て町長さんと話ししたと思います、町長室で。あのときに代議士の

ほうから、町民体育館、耐震ないのですけれども、どうなっているのですか。そこで、町長さんの答弁は、検討委員会を設けて話をすると言いました。しかし、今から10年前に地震起きております。一向に進んでおりませんので、本当に検討委員会を発足してできるのかどうかお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 書類の開示の件については課長から答弁させますけれども、私は大道通改良工事については改良するとき、信号機もない、歩道もないというような改良は当然これは許されないことだ。せつかく改良して、信号機がなくてまた渋滞しますというのだったら町の恥でございますので、この前も建設事務所の所長さんにも言ってきましたし、公安委員会の窓口でございます南会津警察署長さんにも会ってきましたので、今後県警本部のほうの窓口である公安委員会のほうに要望してまいりたいと思います。これは、工事をして信号機をつけない、歩道をつけないという工事は絶対あり得ないと私は感じておりますので、強く要望してまいりたいと思います。

それから、タブレットの関係は教育長のほうからお答えしていただくようにして、定住促進の関係でございます。やはり先ほどの答弁の中身でも、耐震工事をした場合に2億円から3億円かかる、これは概算の数字で言っているのでしょうけれども、そのような金額がかかるということになれば、耐震を入れるか入れないかについてはやっぱり町の総体的な検討会を開いて、専門的な意見を聞いて、そして判断したほうがいいかなということで、その検討委員会を立ち上げるということにしました。まずは、今月の18日に建設事務所の専門官が来てその内容を詳しくまた調べてみるというようなことで、委託に出さないで、県の専門官に見てもらって、どのような診断をしていただくかということも今進めているところでございますので、その辺を含めながら検討委員会を進めると。

それから、定住促進住宅については、現在盛土が当初予算で入りました。また来年2回目の盛土もしなくてはならないということですので、議員がご指摘のとおり、町営住宅についても、下中平は今年改築というのですか、水回りを含めたもので改築して、若い人が住みやすいようにしていきたいと、環境を、そのようなことで今年の事業入っています。それから、姫川住宅につきましても、まず料金の問題です。やはり夫婦で稼いで扶養者がいないとどうしても高めの設定になってしまうのです。ですから、公営住宅というのは低所得者によって利用されるということが条件でございます。ですから、その辺は住民の皆様方も分かっていて、下中平のほうに移ってしまうということもありましたので、今後そうした低所得者のために、ぜひ利用していただくようなパンフレット、あるいは公募していきたいと、こう思います。そして、これが完成した後に定住促進住宅について、これは進出企業のための定住促進ということで私は引き継いでいるのです。進出した企業というのは、今は2社なのですけれども、2社で外部から、他町村から来ている人は1社のところは1名、それからもう一社は2名ほどおったのですけれども、今住所を変えられまして、自宅のほうに住所移しています。ですから、現在のところは

1名なのです。それから、既存の進出企業所については、社長さんが1名で、他市町村から通われていますけれども、そうした住宅事情によりますと、やはり議員がおっしゃったようにさらなる検討も必要ではないかと。高隣田島線の内カーブに入るわけなのです。そうすると、出入りする場合に大変交通事故等の起きる箇所になるかもしれません。やはり建設事務所との協議がまだまだ必要です。それから、側溝を入れなくてはならないし、それからあそこは土砂崩れの危険区域にも入っているのです。ですから、面積の確保が7,800ぐらいあったのが5,500ぐらいしか取れなくなってしまうという、そういう非常に厳しい状態のところでございますので、なおさら検討しなくてはならないと、こう感じておりますので、ご理解をいただけるようお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして、教育委員会教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 星議員の再質問に対してお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、先ほど9.5%のご家庭でまだWi-Fi環境が整っていないということをお答え申し上げましたが、今現在学校を通してご協力をいただけるようにということで働きかけているところでございます。先ほどありましたように喜多方市のほうではルーターの貸出し等進めているということでございましたので、これから他町村のほうのいろんな情報を得ながら前向きに検討し、少しでも早く非常事態の場合にはオンライン授業ができるような体制づくりを進めてまいりたいと、このように思います。ご理解ください。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの星輝夫議員の再質問についてお答えいたします。

昨年の12月の説明会の会議録の中身の話だったのですけれども、当時建設事務所のほうからと下郷町役場建設課のほうから2名、同席という形で出席させていただきました。説明会には議員のほうも出席されておりまして、説明会の中で事務所さんからの説明を受けたということで、議員のほうもその辺理解されているのかということで私認識してございました。その後、その会議録の話につきましては、議員のほうからも3月に入ったときにお話しされたということで、事務所さんのほう確認した上で、そのときの会議録という形で説明したときの内容をいただきまして、議員のほうにお示ししたということになっております。ですので、例えばその内容について驚かれたという話もございましたけれども、説明会の中で同様の中身の話があったと私記憶してございますので、その辺内容的には変わっていないのかなという感じで捉えてございました。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 課長、文書の件については、8番から、回答の文書。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 大変申し訳ありません。建設事務所からの文書と申しますと、内容、ちょっとすみません、記憶していないのですけれども、会議録自体をそのままということだったのでしょうか。すみません。結局会議録そのものをお渡しするということはできませんでしたので、内容を私添付してというか、打ち直ししまして議員のほうに

お示したところだったのですけれども、それ以外のことで何かございましたでしょうか。

○議長（小玉智和君） 8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 信号機、そして横断歩道設置ありということで連絡もらっているのだから、そのことの話代議士から聞いたから、それちょっともう一回確認してくれないか、県のほうに。そして、その会議の文書くれと俺言ったのだ、口頭で。

○議長（小玉智和君） 建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 大変申し訳ありません。確認のほうは、一応経過として電話という形で確認は取らせていただいたのですが、回答書のほうまでちょっと手が回ってございませんでした。大変申し訳ございません。後ほど確認して、再度確認した上で示させていただきます。申し訳ございません。

○議長（小玉智和君） 8番、再々質問ありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） それでは、1点だけ再々質問させていただきます。

大内入り口の改良工事でございますけれども、今後用地の測量、あると思うのです、説明会とか。それも早めに言ってもらいたいのです。県外の方がいますので、事前に24日のときに、あのおとき1週間なかったのです。そして、連絡したら遅いということで、仕事を休む都合があるからって、その点ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） これは要望ですか。

○8番（星輝夫君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁漏れはございませんか。

○8番（星輝夫君） はい。

○議長（小玉智和君） これで8番、星輝夫君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は11時20分といたします。よろしく申し上げます。（午前11時10分）

---

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時20分）

次に、1番、星和志君。

○1番（星和志君） 議席番号1番、星和志、一般質問させていただきます。

1つ目、町民への支援制度の拡充について。現在の事業者、定住者における支援制度は、他市町村と比較し、かなり手薄いと感じます。実際、災害時に独自支援もなく、事業者のこと分かっていない町で仕事をしたくないので、近隣市町村に会社を移したいという町民からの意見も聞きました。そこで、町のホームページを調べたところ、補助金、支援金が必要とされる者が閲覧したときに非常に見つけにくく、情報が少ないと感じました。県のホームページでは、南会津地方の支援制度概要が南会津地方4市町村の支援制度として分かりやすく閲覧できます。現在当町で行っている支援制度が町ホームページで閲覧しにくいのは非常にもったいないことであり、以前の一般質問で指摘させてい

ただき、その際担当者が操作に慣れていないからとのことでありましたが、一向に改善がなされていないようであります。また、南会津地方の支援制度概要、4市町村を比較すると、下郷町の支援制度は空欄の部分が目立ち、定住者支援、事業者支援、子宝祝金が手薄いということが一目で分かります。人口減少問題、働く場の減少に課題があるにもかかわらず、本町が本気で取り組んでいないことは明らかです。以前も提言させていただきましたが、このコロナ禍でアフターコロナやワーケーションなど、この災害時の次のチャンスを考えるべきではないでしょうか。納税してくれる町民がさらに飛躍し、収入源を増やす施策を考えることが町の仕事ではないでしょうか。ばらまきでは町のお金が減るだけです。まずは、今ある支援制度をホームページ等で町民や移住希望者に分かりやすい形で提供すべきですが、町長はどうお考えでしょうか。

また、南会津地方だけで見比べても支援制度が手薄い部分をこれから拡充していく考えはあるのかどうかお伺いいたします。

2つ目、第六次総合計画の進捗状況と今後の課題について。魅力ある観光づくりを目指す中で、観光客がまず先に感じるのは視覚であり、それは景観だと考えます。湯野上温泉、塔のへつりを見ると、屋外広告物や建造物が不ぞろいであり、観光地としてはリピーターの獲得につながるとは考えられません。景観形成を考慮した各事業者の施設改修補助などの拡充を行い、ハード、ソフトの両輪で進めていかなければ、魅力ある観光づくりにはなりません。今あるものをよりよいものにし、施策として成功率も高めていかなければならないのではないのでしょうか。そこでお伺いしますが、現在の魅力ある観光づくりの進捗状況、そして今後の計画、ストーリーはどのようになっているのか、回答願います。

移住定住、農業について。クライנגアルテンの利活用について、現在首都圏等から二地域利用や農業体験、里山体験で借りる人が多くなっております。その中で、パソコンやテレビを使う人が多いこの時代にWi-Fi環境がラウベにないことは、利用する側としてはマイナスでしかありません。そして、冬は退去せざるを得ない状況です。下郷町の冬は、積雪で住むには大変苦勞がありますが、景観は統一され、すばらしい景色になり、首都圏の方からすれば雪を体験できる貴重な時間と考えます。冬の暮らし方、楽しみ方を体験するには、田舎の暮らし方、野菜の保存や加工など、現代の雪遊びでは、モータースポーツや雪上トレッキングなど、新旧併せ持った活用ができるクライングアルテン施設は、先の日本伝統を持っているような気がします。農業と現代の技術力を生かし、働き方、住まい方の見直しをするには、クライングアルテンはすばらしい実験の場と考えます。全国各地でこのような動きがある中、現在は全て契約になっているからいいというような対応に感じられますが、さらなる魅力アップをさせていかないとほかの施設などにお客さんを取られ、評判を落とすことになりかねませんが、今後どのようなクライングアルテンの利活用を考えているのかお伺いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員のご質問にお答えします。

町民への支援制度の拡充についてでございますが、各町村の支援制度につきましては、それぞれ自治体の財政状況や地域課題により実施しておりますが、各町村横並びで実施しているわけございません。当然出産、子育て支援から福祉、教育、仕事、暮らしなど、町民への幅広い支援内容となっております。確かに他の町村と比べると支援制度が薄い部分もあるかもしれませんが、逆に当町独自の支援制度として、若者定住における負担軽減策として、保育料の2歳児からの無料化、小中学校入学祝金の支給、学校給食等の全額無料化などがございます。また、高齢者への支援では、タクシー券の助成、除雪事業への支援、事業者支援としていたしましては、観光関連施設等の改修支援事業の補助金や町農業再生協議会を通しまして、エゴマ生産の奨励事業、直売所納品手数料の助成事業、農地維持補助事業など、他の町村にはない独自の補助制度により農業者への支援も行っています。移住定住に関しましては、町では若者の新規雇用の拡大と地元への定着を促進するための若者雇用奨励事業や、本年度には住宅取得支援事業補助金を創設しているところでございます。

また、県のホームページの内容につきましては、毎年最新の情報が掲載されることとなっていることから、本年度分につきましても現在所管の課におきまして内容の追加修正を行っており、新規の内容として掲載されるものと思っております。町としましては、今後も総合計画に基づき、未来創生交流のまちの実現に向け、町民への新たな支援制度に向けて、関係各位の皆様のご意見をいただきながら、全町一丸となって検討していく所存でございますので、議員の皆様方のご理解をいただけますようお願いいたします。

また、情報発信につきましては、議員おただしのとおり、現在ホームページ上に部門ごとの各種施策を掲載しているものの、議員お示しの福島県ホームページでの南会津地方の支援制度概要のように情報が集約されておらず、町民や移住希望者にとっては分かりやすい形での情報提供がなされていないというのが現状でございます。今後は、町民や移住希望者が町で実施している施策を横断的に網羅できる情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、2点目の第六次総合計画の進捗状況と今後の課題でございますが、まず1点目の観光に関しましては、湯野上温泉、塔のへつりの両エリアは、大川羽鳥県立自然公園の普通区域と第2種特別区域に指定されているため、屋外広告物や建造物は基本的に県への許可申請、届出が必要になります。ご指摘のとおり、観光地として景観形成の重要性は理解しておりますが、今のところ県の条例による規制となっておりますことから、景観統一のためにはデザインや色彩等の統一化が必要となり、補助等の制度を創設したとしても事業者への負担も発生します。現状は、コロナ対策に町も事業者も集中対応する時期と捉えており、まずは観光事業者への循環型経済対策と誘客事業推進のコロナウイルス対策のための施設改修費補助を実施しているところであります。

景観形成につきましては、観光事業者の個人資産に対する制限等は、各事業者の規格のコンセプト等もあることから、急激な統一化というものは困難な部分もあるだろうと。まずは、町でできるものから検討していきたいと考えております。

また、総合計画、第2章、賑わいと産業の創出（活力創造）、それから満足度の高い魅力ある観光地づくりの現状と課題では、滞在型観光への様々な環境づくりを実施し、町内に点在する観光資源や施設のルート化を図り、滞在型観光の積極的な推進により、宿泊者を含めた交流人口の拡大を掲げております。現計画では、令和2年度からコロナ禍により各種イベント等が中止となり、事業の遂行及び検証が困難な状況となっております。しかし、今年度は補正計上させていただいた県の地域創生総合支援事業を活用して、アフターコロナを見据えた新たな観光資源の発掘強化事業として、日光国立公園や大川羽鳥県立自然公園など、豊かな自然を活用した観光トレッキングルート事業、町内の観光地を現在の主流であるユーチューブやSNSなどのコンテンツに適した動画を作成する観光プロモーションビデオ事業、町内における夜間のイベント開催に向けたライトアップ機材一式を整備する観光ライトアップ事業の3つを展開していく予定です。また、本町には大内宿や塔のへつり、湯野上温泉など歴史と自然、温泉に恵まれた観光素材豊かな町であります。今後も着地型事業の推進はもとより、関係人口拡大に向け、町内の各事業者、農業生産者などをつなぎ、育みながら、来町者がまた来る町、住みたくなる町を目指していきたいと考えております。

続きまして、2点目の移住定住、農業に関しまして、クライנגルデン下郷の契約状況につきましては、30区画中29区画契約が進み、最後の1区画について現在交渉中でございます。一時期には利用区画が約半分まで落ち込んだ時期もありましたが、SNSによる情報発信や首都圏へのPR活動に加え、利用者側からの口コミによる契約もあるなど、利用者の意見に寄り添い、イベントの増加やよりよい環境づくりに努めた結果が実を結んだものと思われまます。おただしのありましたWi-Fi環境の整備につきましては、利用者からも要望があるため、より快適な環境整備に向け、通信状況の調査を行っております。調査の結果として、地形上の問題からWi-Fiによる整備は費用が割高になること、通信状況も不安定であるとの調査結果が出ております。このような結果から、各区域に十分な通信環境を整備するためには、各区ごとに引込み、または共同アンテナ等を設置し、整備することが費用面、通信状況の両面から見ても望ましいと考えております。

また、インターネット環境の必要性については、利用者により差があり、個別引込み等により新たな費用負担が発生することがありますので、町の設備投資費や利用者の費用負担が少ない通信環境の整備方法を引き続き調査してまいります。

次に、冬期間の利用につきましては、積雪寒冷地の厳しい環境であり、農業活動が実質半年しかできないことや利用者が冬期間の運転が困難なこと、ボイラーや水道管の凍結など、居住地ではなく簡易休息施設であるため、施設面に不具合が頻繁に生じる等の理由から、平成30年度より冬期間は閉鎖としております。しかしながら、星議員のおただしのおとり、景観面や保存野菜、雪上トレッキングなど、冬ならではの魅力的な面もたくさんございますので、施設の老朽化に合わせた施設面の強化、利用世代の変化に伴うニーズの変化、変更等について、引き続き関係機関と連携しながら、魅力のあるクライングルデンの運用を図ってまいります。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

1 番、星和志君。

○1 番（星和志君） 再質問させていただきます。

1つ目の支援制度の拡充の中のホームページ等支援についてなのですが、若者雇用奨励事業や住宅支援事業補助を創設していただけることは非常に町民としてはありがたいことですが、これらの制度をホームページ上で見つけにくいのは、利用者や町のPRの点からいっても非常にもったいなく、残念であります。やはり若者は、スマートフォンやパソコンを使って情報を検索し、移住定住を決定したりしますので、これから先の移住定住につながっていきますので、ホームページ管理はぜひ力を入れていただきたいと思えます。

支援策についてなのですが、このコロナ禍で感染症対策や経済対策をしていただきましたが、私たちはその先を見据え、施策を考えなければいけないと思えます。例とするならば、飲食店であるならば下郷町の素材を使った下郷ブランドのメニュー開発費や、宿泊業でしたら館内の清潔やデザインが重要なので、コロナ関連対策では装飾部には補助が出ないと思えますので、そこを既存の施設改修支援の拡大など考えられることはたくさんあると思えます。これらの改修や研究するには、現在このコロナ禍の客が少ないときにチャンスだと思います。今やるべきことだと思います。それでも何でも支援策をしたら財政も逼迫するというのも分かりますが、だからこそ効果の薄いばらまき、町民1人当たり5,000円とか、1事業所に5万円などをせずに、町民が次へのステップを踏めるような施策をするべきではないでしょうか。集めた税金を創意工夫して町民に還元し、さらに税収を上げられるチャンスだとも思えます。ばらまきをするに当たっての費用対効果は算出したのか、事業者支援をしたときの費用対効果と比べたことはあったのでしょうか。

2つ目の再質問させていただきます。魅力ある観光づくりの景観についてなのですが、新たな観光資源の開発は観光者の滞在時間が増え、町内の飲食店、宿泊施設を利用していただくには非常にすばらしい施策だと思います。ですが、まず来ていただいてリピート率を上げるには、宿泊地の景観は第一印象ですので、非常に重要だと考えます。プロモーションビデオやライトアップをするに当たっても、景観が悪ければPRできる部分が弱く、景色に頼ったり、切り取ったプロモーションビデオやパンフレットになってしまうと思えます。これでは観光に来た客は期待外れで、リピートにつながるの難しいと思えます。急激な景観の統一化はもちろん無理ですので、5か年で達成するために、計画の中でまず事業者への景観形成のアンケートや協力体制はあるかなどリサーチはされたのでしょうか。現状の景観では魅力的とは到底言えませんので、まずは町ができることを考え、町民、事業者とともに景観形成の合意まで計画性を持って進めていただきたいです。

農業、移住定住についてですが、利用者が施設、ラウベの冬期間利用が難しいとするならば、利用者に対して利用してくれるための策を考え、そして契約終了後の5年後でしたか、そのときには空き家バンクなどを活用してくれるよう、移住定住につなげられ

るよう、課を超え総合的に考えていくことと考えます。ほかの施設の事例を見ますと、指定管理にしていたりするところもあるようです。専門家や民間の運営力、企画力を取り入れるのも手ではないでしょうか。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員の再質問にお答えしますが、ホームページの掲載等については、十分各課等においての情報を細かに入れるべきだと私は感じておりますけれども、南会津地方の町村からすると、その部分だけ空欄の部分がありまして、その部分は今年はまだやっていないようですから、それを確実に入れていくと。実質支援している事業を載せなければ、移住定住もできないわけですから、そこは間違いなくやります。私が答えるよりも、総合政策課長がちゃんとやりますと返事をいただければ十分できると思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

支援制度については、いろいろ町でもやってきましたけれども、議員のおっしゃるように食のブランドや装飾部分の支援だとか、そういうものについては今後中身を、商工会を通じて施設の整備については申請書上げたものについて支援しているわけですから、その辺は十分に協議していただければ、装飾部分を入れるべきだと私感じています。当然景観形成と含めて、観光地はやはりいっぱい人が来ているわけですから、今回のコロナ禍においてのG o T oトラベルや県民割だとか、今年特別交付金で実施している観光公社の宿泊事業、あとは食事の事業だとかお土産事業、こうして頑張っているわけですが、やはりまだまだ、議員がおっしゃるように景観については地元の関係者のご理解と、それから行政としてどのように指導していくかと、これが一番大切です。今まで私も担当者を経験したとき、十分に承知していたわけですが、まだまだそれが物足りないという感じは私も受けておりますので、ぜひ地域と一緒に、今がチャンスですから、ぜひともその実現に向かって進めていけたらと、そう考えております。要するに次につなげるステップの期間としてやっていきたい。

費用対効果については、実際令和2年度、令和3年度の臨時交付金の費用対効果は当然しなくてはならない。これ終了してからということで報告させていただいて、国からの臨時交付金は交付されるということになっておりますので、よろしくその辺はご理解いただいて、費用対効果が上がってきたと、地域の施設者も観光事業者も全部喜んで、ぜひこれも続けてやっていただきたいというような言葉が出るようになれば、これは費用対効果が確実に生まれて、効果があったなということが必要だと私は思っています。宿泊地の景観がいかに大切かということについては、議員も私も同じ考えでございますので、魅力的な景観形成にしていくということをご協力願いたいと。

それから、農業者の利用、クライנגルデンの利用のことですが、ようやく令和3年度から29区画が入ってまいりました。あと1区画が交渉中でございますので、ようやく30区画利用していただくようになってきました。本当にありがたい。これは、運営協議会の人たちの努力だと思うし、これはやはり利用者の口伝いでなってきた、ああ、下郷

のクライנגルテン、ラウベはいいなということで入ってきているのではないかと思います。ましてやこのコロナ禍の時代ですから、やっぱり都会でうちにずっといるよりは、1週間に1回、土曜、日曜は来て、畑仕事をしながら楽しんでいくということに変わってきたのではないかと、こう思いますので、ますます協議会と協働して事業を実施してまいりたいということです。ただ、このハウスは雪寒仕様のハウスではないのです。ですから、冬は寒いのです。そういう面では、冬の利用については面白い企画をすれば必ず人は来ると思います。ですから、こういう事業についても施設の運営協議会というか、そういう方と十分話し合っ、できるならばそういう下地をつくる、スキーも雪遊びもできるような下地をつくっておいて利用していただくというようなことも考えられますので、ご協力をお願いしたいと、こう思います。

それから、ほかの施設では指定管理でやっているということも、それは当然だと思います。直で今やっていますけれども、これも指定管理制度の中でやっていただくとなると、いろいろな利用の仕方というか、やり方でできると思いますので、その辺は今後の本当の課題として皆さんと協議していかなければならないということを思っていますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、先ほど町長から、総合政策課長、策があるかと。答弁もらいますか。1番、星和志君、どうですか。いただきますか。

○1番（星和志君） はい、お願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 1番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど主要なところは町長述べたとおりでございます。県のホームページにつきましては、毎年見直しを行っておりますので、最新の情報で今取りまとめを行っておりますので、新しい事業もございまして、掲載させていただきたいと思っております。なお、ホームページに関しては、県は県のメニューで書いていますので、今議員ご指摘のように町のメニュー細々もつといろいろありますので、そういうのを横断的に各課統合したものを独自に出すということで、その辺は今後検討させていただいて、見やすいホームページづくりに寄与していきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） ホームページの件は、ぜひよろしく申し上げます。ありがとうございました。

支援制度の拡充についてのところだったのですが、町長も装飾部についても納得しているというか、思いは一緒だと言ってくれたのですが、今回商品券5,000円を配ることになっているのですけれども、そこがもったいないなと思って、5,000円配ると2,800万円、前回のでもう予算使っているのですけれども、これは今やるべきことなのかと。この災

害時に今やるべきことなのかなと思うのです。道路とかだつたら壊れたところをすぐ直しますよね。平等に商品券5,000円は、ちょっと効果的に薄いとやはり思ってしまうのですが、そこちょっと予算の使い方が、今困っている事業者に対して使うべきではないかということです。

次の第六次総合計画の進捗、課題とはについてですが、こちらは年度ごとの第六次総合計画の達成率とか、達成計画から年度末には達成率などを算出したものをつくっているのか。その達成率なども議会とかに公表していただけると分かりやすくその先の計画が立てれるので、そちらもお願いしたいです。

クライנגルテンについてなのですが、冬期間の利用はいろいろな課題があって難しいようですが、人口減少しているので、冬の暮らしも体験しないと、冬が嫌だからまた首都圏に戻ってしまうとか、そういったことが多々あると思いますので、冬期間の利用はぜひできるようお願いしたいです。

景観についてもスピーディーにアスターコロナにつながるよう進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁をする前に、間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力よろしくお願いたします。

それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員の再々質問にお答えしますが、支援制度については、議員のおっしゃるとおり、大変ありがたい意見でございますが、500円券と支援制度については分けて考えないと、国のコロナよっての臨時交付金ですから、商店街、小売業者を含めていろいろな形で支援をしていく。収入が減っているわけですから、その支援をしていくと。3月議会でも昨年の臨時議会でもいろいろ説明しましたが、国の臨時交付金をいかに活用して所得につなげていくかということがこの臨時交付金の国の考え方なのです。和志議員の支援制度については、町独自の単独の事業として今やっている。ですから、こういう支援制度の中身で特別交付金を使うということは国は認めていない。ですから、それを町の事業として支援制度はやっていくということですから、今商工会を通じてやっていただいていますから、5,000円券の件についても商工会を通じてやって、地元の販売の効果上げていくということですので、それを理解していただきたいと、こう思います。あとは、支援制度については町単独の事業ですので、ぜひいろいろな支援活動をやっていくことが必要ではないかと思えます。ただし、実質公債比率、あるいは財政赤字転落にならないようにするためにはどのようにしてやっていくことが我々の責任なのかということになると、一概に支援、支援、助成、助成というわけにはいかないのです。ですから、その辺は財政の規模を考えながらやっていくことが必要と。今回の場合は、臨時特別交付金ですから、その分をやる。以前の地方交付税よりも増えているのです、確かに。ただし、今は政府が、地方交付金は増えていますけれども、以前三位一体の改革のときは減らされてばかりいたのです。そういう時期を考え

ると、非常に支援活動がしやすくなっている現実でございます。ただ、国の借金は増えていきます、以前に比べると。それこそ1,100兆円にもなっているのだから、昔は700兆円ぐらいだったのが。そんな時代から変わってきて、地方はある程度の余裕ができたということだけは分かっていたきたいと思います。

それから、独自計画の年度ごとの達成率、それは当然だと思います。以前には一覧表をつくって、計画したものを実施したかしないかって、こうやっているのですが、今は県では過疎計画でも何でもそれを求めているのです。ですから、町の考え方によってつくっていいよと。事業をやることについては、県が過疎債を貸すのか貸さないのかって判断しますから、できる限りのことはやっていくように、そして達成率をちゃんと明記するようにやっていくことが必要だと思っていますので、決算報告書の中身、ある程度、建設課ですか、農林課ですか、総合政策課でやっていた事業上がっていますので、それを六次総合計画の中でどのようになってやってきたかということができれば、理解してもらえれば、その表が入れば一番いいのかなと、議会に報告ができるのかなと、こう思っています。

冬期間のクライנגルテン、当然冬期間も利用してもらって、いろいろな利用をするということ、小売業者に対してもいろいろ意見はあると思いますけれども、利用者の考え方ですので、やはりその辺は十分に利用者と協議をしながらやっていきたい、こう思います。

景観については、スピーディーにとおっしゃっていましたがけれども、そのとおりでございます。私もそれは同感でございますので、何せやはり地域の人たちの理解がなければなかなかできないことなのです。これ一番大切です。これから入り込み数をずっと続けて増やしていくためには、一番大切なところですよ。大内宿もそうです。整備も必要です。それから、湯野上温泉もそう。塔のへつりもそう。そして、観音沼周辺もそうなのです。これらを十分にやっていくことが今後観光客の入り込みが増えていくと、交流人口の増につながっていくと。ましてや高規格道路が完成した後にたくさんの交流人口が来ていただけるような施策を打ち出していくことが我々の責任ではないかと思っていますので、皆さん方のご協力をお願いします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか、1番。

○1番（星和志君） はい、ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、これで1番、星和志君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩いたします。再開は13時といたします。（午後 0時02分）

---

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 1時00分）

次に、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 議席番号6番、玉川邦夫です。一般質問させていただきます。大きく2つに分けてご質問いたします。

1つ目、新過疎法が求めている町づくりであります。会津地区の2町村が過疎地域の

支援対象から外されるという報道がありました。7年間の経過措置はあるようですが、財政厳しい中で過疎債で補ってきた各種事業にも一般財源を投入せざるを得ない、そういった事態が迫ってくることになります。幸か不幸か、本町は4月から施行された新過疎法では、従来どおり継続してお世話になれそうです。そこで大事なことは、過疎債を町づくりにどう生かすかということです。今回の新法の条文を見てみますと、人材の確保及び育成や、移住定住、地域間交流の促進、さらには地域社会の担い手育成が記されています。狙いがかつてのような財政支援を中心にしたものではないということです。

そこで、町長に2つ質問いたします。1つは、大都市を巻き込んでいる集中的な災害や感染症の危機が現に目の前で起きています。そうした中で、過疎化の進んでいる我が町の担う役割がこの新過疎法によって明確にされてきたように私は思います。空き家、古民家の利活用、テレワークやワーケーションによるオフィスの誘致を積極的に推進していく上で、本町のような立地条件のよい過疎地域は、都市部に住んでいる方々にとって新たな魅力なのです。また、人材育成がこれからの過疎地域に欠かせないことから、過疎債のソフト事業への充当を強調しています。さらには、学校教育や生涯学習等の学びの場の充実による人間育成、人材育成、外部からの力のある人材確保も過疎法では狙っています。こうしたことを踏まえて、過疎債を有効活用した町長の町づくり構想をお聞かせいただきたいと思います。

2つ目として、従来の過疎法は、都市部との格差是正のためのハード事業が目的であったように思います。これからは、都市部にはない地域の価値、よさを持続的に発展させるために、地域に活力をもたらすような地域づくりが必要になります。本町が令和3年度から新規事業として上げている未来創生ふるさとまちづくり支援事業、これこそがタイムリーな事業と思います。地域に任せた1年限りの支援事業ではなく、地域の主体を尊重しながらも、行政の町づくり構想念頭に置きながら協働でつくり上げていく事業にしていきたいと思います。なお、この事業は過疎対策基金による事業なのか、また今月下旬が応募締切りのようですが、募集状況はどうか、町長にお伺いします。

大きな2つ目であります。高齢者が健やかに暮らせる町づくり。高齢者が笑顔で健やかに暮らせる町を基本理念にして打ち出された福祉並びに介護保険事業計画からは、目標数値化して取り組まれている様子がうかがわれます。非常に各種事業に期待しているところです。

そこで、町長に2つの項目から質問いたします。1つは、人口の減少はもとより、高齢者の生活は今後ますます多様化してまいります。例えば老老介護を迎える夫婦、近くに身寄りもなく、1人で頑張っている高齢者、さらにはコロナ禍の中で職をなくしてしまった方々等、生活に困窮されている方々にとってはますます厳しい状況に追い込まれております。こうした状況は、本町でも例外ではないのです。そこで、今回のコロナ禍の中で生活保護に関するような相談件数がどのくらいあったのか、また感染症から独り住まいの等の高齢者を守るために具体的対策をされたのかお尋ねします。

さらに、町長は今後どのような福祉対策を持って町政に当たられようとしているのかお聞かせください。

最後、2つ目でございます。近年、老人クラブ会員の減少やクラブの解散が聞かれますが、ふれあいいきいきサロンは高齢者間の交流や介護予防に関する学習ができるという観点からも活気があるようです。上部との組織的な煩わしさもなく、気軽に参加できるというサロンの利点があるのかもしれませんが。今後は、サロンの活動を母体にして、ボランティア団体を結成したり、幾つかの団体と交流したりして、老人クラブの再興、復活につなげたいものです。町長は、老人クラブ活動の支援をうたっておりますが、どのようにお考えなのかお聞かせ願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

1点目の新過疎法が求めている町づくりでございますが、旧法であります過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域において総合的かつ計画的な対策を実施するための新しい法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。ご質問のとおり、旧法の過疎地域の自立促進から、新法では過疎地域の持続的発展の目的が見直され、移住定住、地域間交流の促進、人材育成、地域における情報化、再生可能エネルギーの利用の促進などが新たな過疎対策の目標として追加されました。町では、これまでの過疎計画と同様に、県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、計画策定を進めていくこととしております。県により令和3年6月11日付で過疎地域持続的発展方針素案が示され、県庁内及び市町村への意見照会を経て、6月下旬には正式なものが示される予定となっております。計画策定の現時点での大まかなスケジュールとしましては、6月25日に開催される庁内企画推進会議の中で、新過疎法及び計画策定についての説明を行い、各部署からの法の目的及び県の方針に沿った事業の洗い出し、庁内でのすり合わせ作業を経て、7月中に県の事前協議、県からの意見を取りまとめ、計画の修正等を行い、8月中に正式協議を行い、県の同意を受ける予定であります。同意を受けた計画書の素案につきましては、議員の皆様のご意見等いただきながら、9月の定例会の上程を目指しております。このような計画策定の過程の中で、議員おただしの事項については新過疎法の新たな目標として追加されたものです。担当部署と調整をしながら計画に反映できるよう進めていく考えであり、今後改めて詳細な内容についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、町づくりの構想については、第六次下郷町総合計画、未来創生交流のまち下郷～「つなぎ、育み、人づくりのまち」を目指して～を基本として、今後の社会情勢を踏まえ、各種計画や国、県との調整を図りながら進めていきたいと思っております。

次に、新規事業であります未来創生ふるさとまちづくり支援事業でございますが、本事業につきましては、今年度ふるさと創生基金を活用しておりますが、今後新たな過疎計画にも本事業を盛り込んでいく考えでございますので、新年度以降につきましては過疎対策の特別事業としての実施も視野に入れて検討してまいります。また、本事業につきましては、事業概要を4月28日に各行政区長さんに配付し、さらには広報しもうら

月号で周知しているところであります。現在の募集状況でございますが、6月14日現在で、申請書の提出が1件、事前相談は4件でございます。

次に、大きな2点目の高齢者が健やかに暮らせる町づくりでございますが、1つ目の項目につきましては、少子高齢化が進行する中、高齢者支援は町の重要課題と認識し、第六次下郷町総合計画でも主要施策と位置づけ、各種施策に取り組んでおります。具体的には、高齢者の方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、高齢者等除雪支援事業として自力では除雪が困難な世帯に対して除雪支援を行っております。また、高齢者の交通手段の確保と社会参加の促進を図るため、高齢者タクシー助成事業によりタクシー利用の一部を助成しております。

ご質問のありました生活保護の相談件数であります。令和2年度の相談件数は5件で、内容としましては、病気や障害により就労ができないケースや、DVによる避難で就労が困難なケースなど、コロナ禍の影響により生活保護になるケースについては、幸いにも本町ではまだございません。

また、新型コロナウイルス感染症から高齢者を守るための具体的な対策とのお尋ねですが、昨年度より町広報紙やチラシ、防災無線等で感染予防に関する周知徹底を図っている次第でございます。有効な対策とされるワクチン接種につきましては、5月11日から各医療機関で高齢者向けの接種を開始しており、6月13日現在で1回目の接種が終了した方が2,519人の対象者のうち2,084人となり、82.7%の接種率となっております。今後もワクチン接種を希望する全員の方が接種できるように、安全かつ円滑にワクチン接種事業を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、今後の福祉対策でございますが、高齢者や障害者、小さなお子様まで全ての方が住み慣れた地域でいつまでも安心した生活を営むことができるよう、支援体制を整えていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2つ目の項目でございますが、老人クラブは集落などを単位とする互助を目的として、見守り活動や居場所づくりなどを行う重要な存在であると認識しております。現在町内には24クラブが組織され、それぞれの地域の住民が主体となって、軽スポーツや親睦会等、様々な活動を行っているようです。また、そのほかにもふれあいいきいきサロンについては、高齢者誰でもが参加でき、町内24か所で結成され、令和2年度については延べ256回開催しているようでございます。町としましても、老人クラブに対しては運営補助という形でだけでなく、高齢者の皆さんがいろいろな団体と交流拡大につながるような活動への支援が必要と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

新過疎法、まず、第1項めの質問ですけれども、これから今後の経過も、県の最後は受理が必要だということで、その流れご説明いただきまして、私も改めて勉強したところです。9月には議会に示されるということですので、我々過疎債についてしっかり勉

強しながら、適切な使い方をお願いしながらいきたいなというふうに思っておるところでございます。

それから、先ほどの話の中でこの過疎地域、過疎村、町ではなく過疎地域です。着実な過疎、ストップ云々というより、非常にそれが注目されている、あるいは注目しなければならないという、新法でもそれを強く感じました。新たな魅力ということで、先ほど星和志君さんのところで出ましたけれども、自然がしっかり残っていると、つくられた自然ではなくて、あるいは人と人との隣近所の関わりというのが非常にホットであるという、あるいは不便を中には求めてくるという、テレビでやっていましたけれども、あえて廃墟になるようなうちを求めて、そこに手かけて住むと。こういう下郷町のような過疎地帯に非常に注目度が高まっていると同時に、国はそういうところにひとつ事業費を充てたらどうだということで、大変心強い新法だなというふうに思っていますので、その辺もお互いに職員の中で十分話し合っていたり、魅力がある、これでいいのです。あまりいじらないでという、極端に言えば。そのような魅力を求めている人もいます。当然働き方、働かないことには住めないわけです。その働き方も遠隔で、これ何年も出ていますが、高速道路が近い、東京から新幹線を使えば2時間で来る、そういう立地条件もありますので、過疎地帯非常に注目ありますので、下郷町の町づくりにこの金を十分に生かしてほしいな。そして、先ほど教育長からの答弁の中にもあった、私はソフト事業というのをとてもこの中でも大事にしていますので、充当、100%、計算すると1,000万円の事業であれば150万円町で払えば大丈夫な、全てをこれに充てていいよというような、そういう特例の部分もあるということをご承知おきいただきたい、生意気な言い方ですけども、有効に使ってほしいなというふうに思っております。

2つ目として、未来創生ふるさとまちづくり支援事業、私も塩生地区の一員でございます。50万円をもらって何かやろうかなと思ったときもあるのですけれども、ちょっと忙しさとかいろいろでサボってしまいましたが、実態は1件と4件ということでありました。待っている10件には至らない。これは、過疎債というよりは、基金というよりは、ふるさと市町村圏基金の返還金ということで、これは予算委員会でも承知しております。こういう金を今後ぜひ、この過疎債でも目的がぴったり合っていますので、その中でも力を入れて回してもらえるといいのかなということと、もう一つ質問ですけども、再募集をするのか。いわゆる小さい行政区も、いろんな行政区あります。欲しいのだけれども、ソフト面って何ぞやと。ハード面は駄目だけれども、ソフト面は何ぞやという私みたいなレベルの考え方もあるわけで、10件を集めるということは、手挙げるということは大変かなと。間もなく二十何日かで締切りみたいな応募要項でした。再募集をかけるのか、今年はこれだけで自主性を重んじて、この5つの団体だけで持っていくか、その辺をお聞きします。

それから、この過疎基金による事業、主に生活バス、これも大事な路線バス、2,700万円をここに計上します。どうやらこれだけなのです、過疎債で使っているのは。というふうに私は把握しましたけれども、そのほかに多分あるのかなと思うのですけれども、やはりこれは大きいから、削れとは私は言いません。ただ、このバス、各方部に行って

いるバスを運用する、とても大事な路線確保の事業なのです。これだけではないのだろうと思うのですが、その部分もう一度お尋ねいたします。

それから、高齢者が健やかに暮らせる町づくり、1つはこういう実態があるということで、本町の実態として老老介護、今から失礼な言い方ですが、可能性があるといる老人2人で生活しているのは、この事業計画書の統計では250世帯、いわゆる500人近い方々、250世帯、2人で生活している。それから、本当にお一人で頑張っている、自分のことは自分でやっている、そういう高齢者、291世帯。この数は、我が町村の世帯数からすると非常に大きいなというふうになんてちょっと心配になってくるんですけども、ぜひこういう実態、数値的実態は把握しましたけれども、本当にどういう大変さ、あるいは町長さんにどんなことをすがりたいかという声をぜひ、過去に地区を歩いて座談会しました。ぜひこの辺を視点にした座談会を、何か月かけてもいいですから、地域を回って高齢者に耳を傾ける座談会をしてほしい、この辺いかがでしょうか。

それから、自宅介護をとというのを私も3週間前から始めました。おふくろですが、自宅介護の大変さは、話には聞いていたけれども、いかに大変かと。これ1つだけ意外と分かっていないのは、報償金、奨励金というのが町では出ているのだそうです。介護度3以上とか、都市部によっては4以上の方で自宅で介護をしていると、いろいろ条件は実は出ているのですけれども、その方に1年間10万円を、ささやかなけれども、ご苦労さまねと、そういうお金が、奨励金といいましたかね、これを本町では条例とか規則の中で設けられているのか。あとは、これ独自性がありますので、かなり厳しい行政もあるかもしれない、市町村によっては。その辺をお聞かせいただきたいというふうに思います。教えていただきたいと思います。

最後の老人クラブ、本当に減っている。これ自由参加ですから、40年、50年、かなり長い歴史の中での高齢化に向けての老人会、老人クラブ、これ名称が悪いとかいろいろありますけれども、趣旨は健康と友愛と奉仕。私は、老人の人材バンクというのを考えたときあるのですけれども、それより老人クラブは今瀕死状態ですので、サロンあたりがそういうふうなところに発展していけばいいなど。サロンは、各地区で自由です。本部の役員を決めて、そこで会合する、非常に行政的な、そういうのは一切ない。だから、あと好きな者同士で集まる。社会福祉協議会で補助をもらったりして、このサロンというのが非常に各地区うまくいっているのではないかなと思うのですけれども、その傍ら、老人クラブという組織はもうやめた、会長になる人がいない、役員がネックになっているというようなことが耳に聞こえてきます。私も70になりましたので、人ごとではなく、考えていきたいなというふうに思っているところなのですけれども、老人クラブ目標値25に上げています、減った分。かつては27と。減って減って24。今年は何とかなしたい。事業計画の中で町長の言葉に、老人クラブ活動の支援をどのようにしていくか。もう一度、こんな支援をして老人クラブを、立ち上げるのではないけれども、現状維持していきたいなところをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、玉川邦夫議員の再質問にお答えしたいと思います。

新過疎法については、議会のほうに上程する前に臨時議会等を開催して素案を見ていただくということが一番肝腎かなと私は思います。町の庁舎内で作成したものを、県とのすり合わせはございますけれども、そのすり合わせ後にそういう議会の皆さんに見ていただくということで、9月の議会前までにはそのような計画でやっていただきたいと担当課長のほうに指示はしております。ですから、ちょっと時間的に大変だと思いますけれども、どうしても令和3年度の予算の過疎債を利用するということも出てきますので、その辺はやっぱり遅れないように、皆さんのご意見を聞きながら進めていければと思っていますので、よろしくご理解願いたいと思います。ただ、新過疎法の中の人材の確保及び育成、移住定住、地域間交流の促進、地域社会の担い手の育成等が新しく入ってきているわけですが、これまで過疎法に基づいてしていた事業についても継続事業がございます。ですから、どうしてもその事業については完成させなければならない。例えば道路を改良したとしても、交付金事業で完全にできない道路もあるのです、足りなくて。ですから、それを過疎法で充てて何とか事業量を増やしていくということになっていますので、この新過疎法にうたっているものについてもいろいろな事業を入れていただいて、今までどうしてもハード面の事業は、やはり町の根幹つながる道路事業、橋梁整備、こういうものはどうしてもやらなくてはならないという事業ですから、その辺は入れていかないと、ソフト面ばかりの事業だけでは町の活性化にもつながらないので、ぜひ理解をしていただきたい、その辺を。新過疎法がこうだということで、あくまでも今までの過疎法に基づき事業の展開もしていくと。新たに国が示した事業、要するにソフト事業についても入れていくというような考えでおりますので、ご理解をいただければと思います。

それから、未来創生ふるさとまちづくりの支援でございますが、再募集については、これは庁内で今出ているものについての検討もしなくてはならないし、再募集の行政区があるのかどうか、団体があるのかどうか、これもまた明確になっておりませんので、その辺を踏まえながら再募集については考えていきたい、こう思います。

それから、今までの過疎債の利用状況は、議員がおっしゃったような事業も含めて数多くありますから、私がここで話すものではないので、実際のところ資料を見てもらうと分かりますから、その辺は十分見ていただければ、お願いしたいと思いますので、担当課のほうでもそれは分かっていますから、ひとつよろしくお願いします。

それから、独り暮らし世帯、十分に、295世帯になると大変な、これからもまた増えてくるのではないかと思います。そうした方々に対しての支援、あるいは町がどのようなこれから支援をしていく、あるいはどういう事業でそういう独り暮らしに対しての、寂しくならないような支援策ができるかどうかについては十分に考えていきますけれども、座談会の実施となるとどうしても勤務時間外、夜になるのです。昼間は公務で忙しい。今コロナ禍でいろいろな事業が全部中止になっていますけれども、夜のほうになるとなかなか開催することはちょっと難しいのではないかと思いますので、その辺につきまし

ては高齢者担当のほうと十分話しながら、懇談会あるいは座談会の実施については考えていけなければならないと思います。いろいろなことが声として聞けることは非常に町のためにもなるかと思しますので、考えておきたいと思います。

それから、自宅介護の奨励金について、担当課長から説明させます。

それから、老人クラブ、老人会等の支援については、社会福祉協議会が事務局をいただいておりますので、その辺とも協議しながら、事務的な負担にならないように、お願いするものはお願いする、支援するものは支援するという考えでやっていきたいと思しますので、いろいろご意見を頂戴していきたいと思します。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 6番、玉川議員の再質問にお答えいたします。

先ほど自宅介護の奨励金ということでございましたが、誠に申し訳ありません。手元に資料等ございませんので、後ほどお答えをさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○6番（玉川邦夫君） はい。

○議長（小玉智和君） これで6番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

次に、4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 議席番号4番、山名田久美子、一般質問通告書に基づき質問させていただきます。今回は2点について質問いたします。

1つ目は、新型コロナウイルスワクチン接種について。世界で新型コロナウイルスの感染が確認されてから1年半が経過しようとしております。いまだ収束が見えない中、新たに変異型ウイルス株が確認され、猛威を振るい、感染力が強くなるなど、感染拡大を防ぐため努力を重ね生活していても、感染経路が分からない感染者も増加し、いつ誰が感染してもおかしくない状況にあります。そのような中、今一番の関心事はワクチン接種ではないでしょうか。ワクチン接種による副反応は、発熱、倦怠感、頭痛など、1回目より2回目のほうが強く出るようです。しかし、ワクチン接種により中和抗体ができるのは、1回目の接種で57%。2回目で99%になると研究発表も報道されておりました。対象者の6割から7割の接種で集団免疫が得られるとも言われております。下郷町でも65歳以上の町民に接種券が郵送され、連休明けから接種が開始されました。そこで、町内のワクチン接種対象者16歳以上の人数、その中で65歳以上の対象者の人数、現時点でのワクチン接種予約の人数、1回目ワクチン接種の人数、2回目ワクチン接種完了の人数、医療従事者や高齢者施設従事者への対応、また64歳以下について今後の予定を伺います。

ファイザー社のワクチンについては、アメリカでは12歳以上15歳以下についても検証実施し、接種可能であるとして接種が進んでいるようです。町内での接種についての考えを伺います。

次に、2点目、今後の下郷町観光事業の在り方について伺います。東日本大震災、原

発事故から10年目の節目の年を迎えました。当時原子力災害対応雇用促進支援事業で着地型ツーリズム推進事業が進められ、商工会に事業を委託し、様々な取組を展開してきました。以前に何度か一般質問させていただき、現在は観光公社に旅行部門が設置され、事業が継続されています。昨年から新型コロナウイルス蔓延により観光業は疲弊しております。下郷町観光協会でも、コロナ禍の中、主なイベントは中止、キャンペーンもできない状況です。そのような中、ウエルカム下郷事業により、年間を通し旅行プランを実施できることは嬉しいことではあります。しかし、昨年は持続化給付金などで現金化することはできましたが、今年度は飲食店などを除き、僅かな補助金しかないのが現状です。平成29年度の事業で、観光ガイドスキルアップ事業の名目で実施された事業がありました。外国人の方々から見た下郷町の観光地を分析し、意見や提案をしていただきました。また、長野県飯山市へ視察研修を実施し、観光事業の拠点となる飯山市観光協会の法人化、旅行者登録へ向けた取組も伺ってきました。そして、1年の歳月をかけ、財団法人飯山市振興公社と飯山市観光協会を統合し、一般社団法人信州いいやま観光局を設立しました。事業の詳しい内容は、平成30年3月23日付で報告書が提出されておりますので、細かいことは申しませんが、ハードとソフトを統合し、一元化した窓口へ、より強固な観光組織の構築のために設立されたものです。今まさに下郷町に必要な組織は、一元化した窓口で、より強固な観光組織の構築であり、そのためにも町観光協会、町観光公社、町地域振興株式会社を統合し、窓口の一元化を図るとともに、経営の効率化を行っていくことが必要と考えます。今後新型コロナウイルス感染症が落ち着き、観光客の入り込みを戻そうと考えたとき、何もしないでそのときを迎えるのか、策を考えてそのときを迎えるのかでは大きな差が出ると思われれます。町長の考えを伺います。答弁よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

1点目の新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますが、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、発症を予防する効果が約95%とされており、重症化を予防する効果として期待されております。本町におきましては、65歳以上の高齢者の方に対しまして、4月下旬に接種券の送付を行い、5月11日から各医療機関で高齢者向けの特別接種を開始し、また集団接種を5月23日から日曜日ごとに実施しております。議員ご質問の町内ワクチンの接種対象者の人数でございますが、16歳以上対象者数は4,938人、そのうち65歳以上の高齢者が2,519人となっており、各医療機関での個別接種及びふれあいセンターでの集団接種を合わせまして2,171人が予約を済ませております。また、ワクチン接種を済ませた方につきましては、6月13日現在で1回目の接種を終了された方が2,084人、82.73%の接種率となっております。2回目の接種を終了された方が531人、21.08%となっております。医療従事者や高齢者施設従事者への接種につきましては、県が医療従事者の優先接種を行い、高齢者施設従事者は施設内のクラスター予防の観点から、施設入所の高齢者の方と同じ時期に各施設で接種を開始しているところであります。

64歳以下の方々への今後の予定につきましては、6月下旬より接種券の送付を行い、7月上旬から基礎疾患のある方を先行接種し、順次そのほかの方へ対象を拡大し、接種を実施する計画となっております。12歳から15歳までの接種につきましては、5月31日付厚生労働大臣通知が発信され、国の予防接種法に基づき、ファイザー社のコロナワクチンについて、12歳から15歳までを国内の公的な予防接種の対象年齢としたことが示されました。本町におきましては、学校単位での集団接種は行わず、ワクチン接種については家族間で十分に話し合い、接種を希望する場合は保護者の同意と同伴を原則とした家族での町内医院やふれあいセンターでの予約接種をしていきたいと考えております。かかる対象者への通知につきましては、64歳以下の方の接種券と併せて発送する予定となっております。今後につきましても、ワクチン接種を希望する全員の方々に対し、安全かつ円滑にワクチン接種業務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、大きな2点目の今後の下郷町観光事業の在り方についてでございますが、議員がご質問のとおり、町では東日本大震災、原発事故後、原子力災害対応雇用促進支援事業等を活用し、人材の育成や観光資源の磨き上げを目的に、町商工会の委託事業として着地型ツーリズム事業を委託し、地元体験型メニューの開発、観光ガイド育成、町内ウォーキングコースを活用したイベントの開催、農家民泊の受入れ態勢の整備のなど、様々な取組を行ってきました。さらには、着地型ツーリズム事業を推進する中で、旅行業務取扱管理者の資格を取得し、観光公社において旅行業の登録を行い、旅行会社としてツアー商品造成や販売、県民割、GoToトラベル事業のあっせんも行っているところです。令和3年度におきましては、新規事業、ウェルカム下郷事業として、新型コロナウイルスの影響を受けている観光事業者の支援として、ご褒美宿泊プラン、また町民の方々にも利用していただけるようなご褒美体験プラン、褒美ランチプランを販売、実施しており、町内経済循環につなげていけるような事業展開を行っているところであります。今後も着地型観光の定着に力を入れ、お客様、地元、事業者と寄り添った観光事業を展開していきたいと考えております。

議員おただしの観光業務の窓口一元化は、今後の観光推進にとっても重要であると考えているところです。今後も各関係機関と情報の共有、交換を行い、よりよい観光誘客事業が行えるよう、組織の見直しを視野に入れながら、関係団体各位のご意見を賜りながら検討していきたいと考えております。

○議長（小玉智和君） 再質問ありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

私もまず1回目のワクチン接種を先日集団接種で受けました。アナフィラキシーのような症状も出ず、ちょっと腕が痛いかな程度のことではありました。ただ、何か若い方のほうがそういった症状がちょっと出やすいのかなというのをちらっと聞いてはいるのですが、ただ集団接種の中で、混雑することもなく、順序よく接種が進みました。大体15分ほど接種した後待機するのですが、それを含めても30分以内だったかと思うのです。か

なりスムーズに流れていたように思います。医療従事者、それから担当職員の方々には敬意を表したいと思います。

今後も64歳以下、それから我々まだ2回目受けていないので、2回目等々あるかと思うのですけれども、今の現段階で予定のワクチン数というのはほぼみんなが受けたといった場合には届いているのかどうか、その辺1点。

それとあと、ほかでよく言われているのは、キャンセルが出てワクチンを無駄にしたとか、冷凍庫の不具合で接種できない状態になってしまったとか、そういうことをよく聞くのですけれども、下郷町の中ではそういったことはなかったのかどうか。もしキャンセルが出た場合、どのような対応をされたのか、その点についてお伺いいたします。

それからあと、観光に関してなのですけれども、私が言った平成30年3月23日、これガイドスキルアップの事業の名目で行った報告書なのですけれども、この報告書というのは、町長以下課長の皆さん、目にされていますか。これ町の事業のほうで、ガイド協会で行ってこいという形の事業だったのですけれども、実際視察に行ったときも職員の方どなたも行かれなかったので、我々ガイド協会、それから観光協会の職員等々で行ってきたという経過はあるのですけれども、やはり飯山というのは市とはいっても1万9,000人前後の市であって、ただ観光地はすごくいっぱいあるのです。この頃インバウンドを言われていた時期でもあったので、我々観光ガイドも研修するにはいいだろうと思って行ったのですけれども、統合に向けた話というのが相当ショックを受けまして、すごいなと思って帰ってきた次第なのです。それを1年で統合してしまったという経過があったものですから、この報告書ちょっと読んでいただいて、確かに下郷とは違うかもしれない。ただ、他の市町村のいいところはやはり吸収してやっていくべきではないかと思っておりますので、その点についてお伺いしたいと思います。

コロナでもう1年半たつわけですけれども、これが収束、完全になくなるということはずまいとは思っているのですけれども、感染拡大が緩んでほとんど出ないよという状況になったときに、何らかの手だてをつくっていかないと、本当に下郷町の観光業の方がどれだけ生き残っているか、そこがやっぱり心配というのがあります。ウエルカム下郷で、いわゆる宿泊施設だけでなく、これからおうちへのお土産、食事で使える券の販売だとか、そういったこともやること聞いています。それとあと、町内の飲食店を使ってという形も聞いてはおりますので、金額にも制限がありますから、全部に行き渡るといったことはないかと思っておりますけれども、やはりやるにこしたことはない施策だと思いますので、それは進めていただきたいなと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、4番、山名田議員の再質問にお答えしたいと思います。今後のワクチン接種についてのワクチンの数量は間に合うのかというご質問ですが、担当課長がしっかりと把握しておりますので、お願いしたい。

それから、接種のキャンセルがあったのかどうかということも、これも担当課長が把握しておりますので、答弁を担当課長からさせますが、集団接種のキャンセルがあった場

合の考え方としては、私は学校の先生方を優先にやったらどうだろうという提案は課長のほうにしておりますので、キャンセルがあった場合はそのような方法で考えています。本人が接種しなくてもいいということになれば、それはまたあれですけれども、当面のキャンセルのワクチンについては学校の先生を対象にやっていくということを考えて指示しております。

それから、今後の観光事業の在り方についてでございますが、スキルアップ事業で平成30年の3月に研修に行ったということになると、多分3月という年度末のことで、多分担当のほうも非常にその日程調整が難しかったと思います。やはり行くとすれば年度でも早めに行くほうが、視察に行くとするれば相手側にも迷惑はかからないし、こちらでも対応ができるというような感じはしていますけれども、いずれにしてもスキルアップ事業についての詳細の把握は私はしていません。しかし、飯山市における観光協会だとか観光公社との統合を1年間でやったというようなことでありますけれども、下郷町の観光協会、あるいは観光公社、あるいは地域振興株式会社については、いろいろな事業を展開しております、一本化することは、それはよいかとは思いますが、様々な人が雇用されていますし、働いていますので、その辺の調整が大変難しいのではないかと思います。年齢構成も違うし、その場所、場所によっては、委託事業もあり、町の設置したものについての委託事業もあり、いろいろなことがありますので、その辺については参考になるとすれば報告書を読んで検討はしてみたいと思います。こうした観光協会、観光公社、地域振興株式会社についての議題の提案としては一番いいのではないかと私は思っております。ただし、観光協会の昔の設立した人たちの苦労話を聞くと、それは大変敬意を表するもので、会費を納入していただくときに回って歩いたとか、そういうことありました。ですから、そういう経過を踏まえながら統合については考えていかなければならないし、統合することによって人員の減少も考えると、やはり簡単にはいかないのかなという考え方もありますので、それは十分に協議する材料とはなると思います。

それから、ウエルカム下郷の事業でございますが、これも宿泊プランの2回目も非常に成績がよくなっています。そのほかの事業としても取り組んでまいります。食事券、あるいは土産品、そうした地元のかっぱう、あるいは食堂でも使えるように、今観光公社ではウエルカム下郷の利用施設として、併せて食事、あるいは土産品の事業も取り組んでいくということでございますので、ぜひチラシなどを参考にさせていただいて、協力していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、補足説明。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 4番、山名田議員の再質問にお答えいたします。

まず、ワクチンの配分の数量ということでございますが、こちら6月17日朝ですか、1箱が配分される予定でございます、合わせますと5,655回分がこちらのほうとして、累計でございますが、なっているような形でございます。そして、先ほど接種対象者、65歳以上の方ということで2,519人ということでございましたので、こちら2回分接種すると

いう形になりますと、2倍の5,038回になりますので、高齢者につきましては十分に数量が間に合うという形になってございます。

あと先ほどのワクチンのキャンセルの件でございますが、こちらにつきましては、ケースは少ないのですけれども、やはりあるということで、こちらにつきましては国が優先的に接種をするというようなことで、高齢者の施設の関係者、あと高齢者の利用ですか、サービス利用職員、そういった方たちに電話をかけまして、代わりにやっていただいたということで、できるだけ無駄にしないように接種をしているという形になっていきます。また、その次といたしまして、保育所職員とか学校の職員にも今後ご協力いただけるような形の体制を取っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 再々質問させていただきます。

今ほど6月17日に、明日1箱で5,655人分。これ以前に新聞発表があったときに、第8クール配分まで決まっているというのは載っていたのです。その時点で5,655回分下郷町には来ると私は思っていたのですが、これで確かに65歳以上の対象人数には足りるのですが、私が伺いたかったのは、64歳以下、これから7月に受けると予想される65歳以下の人たちのワクチンは確保できているのかということをお聞きしたかったのです。5,655については、新聞発表で知っておりましたので、これは確実に来るとは思っていたのですけれども、その点再度伺います。

それと、やはりキャンセルが出た場合とか、その日どうしても接種しなければいけないワクチンについては、本当に無駄がなく使えるように、国の施策もあります。私はそれがある程度終わった段階で、もう役場職員でも、あるいは公共施設に勤める方でも町内に住んでいれば受けられるような体制は取ってもいいのではないかなというふうに思っておりますので、やはりワクチンを無駄にしないように使っていただきたいというふうに思います。それがワクチンについてです。

それとあと、観光に関しては、確かに一遍に一元化というのは難しいかもしれませんが、この3社は町が財源を出しているところの指定管理のような機関であると思っております。町が先頭に立って進めていくべきものであると思っておりますので、意見を聞いて検討では遅いのではないかなと思っておりますので、できるだけスピード感を持って進めていただきたいというふうに思います。これは、人を削減するというのではなくて、どう仕事を回していけるか、今のままでもできるのか、どうかその辺も含めて考えていくべきでもあるかなと思っておりますので、財政面も含め、効率の悪さをなくしということで、町がリーダーシップを取って図っていくべきかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 4番、山名田議員の再々質問にお答えいたします。

64歳以下のワクチンということでございますが、こちらにつきましては、大体2週間

間隔で、ワンクールという取扱いになるのですけれども、そういった中で毎回大体1箱ですか、そういったことを今後要望していくという形で予定を組んでございます。あと3箱あるいは4箱があれば大体間に合うのかなという予定を立てております。

あとキャンセルにつきましては、今言った学校職員以外でもそういった公共的な、接種に同意いただける方がいるようであれば今後検討していきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、観光部門は町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、再々質問について、観光部門の一元化については、観光公社あるいは任意団体の団体の観光協会、あるいは地域振興株式会社、いろいろ公社、任意団体、株式会社と、こう種類が違いますので、そうした面での話し合いは十分していくつもりでございますが、一元化についても再度この議題を上げなければ、テーブルにのせなければ進むことはできませんので、今ここでどのように持っていくかということについても今後検討していきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁漏れはありませんか。

○4番（山名田久美子君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、これで4番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

それでは、休憩いたします。再開は14時15分とします。よろしくお願いたします。（午後 2時06分）

---

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 2時15分）

次に、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 議席番号2番、小椋淑孝、通告書に基づき2点一般質問させていただきます。

1点目に、企業等への支援金についてご質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症につきまして、ようやく当町内の感染も収まった感があるところですが、変異株が出始めていることなどから、まだまだ気を緩めることは許されない状況です。そのような中、一日も早く若い世代までのワクチン接種が進むことを望むばかりであり、医療機関や関係する方々に対しまして期待と敬意を表したいと思っております。

さて、このたびのコロナ禍の影響は様々な分野において、町としても国の交付金を活用し支援をしているところであり、現金給付や商品券の発行など多分野にわたり実施し、3月31日付の専決補正により、令和2年度の実績も確定したところであります。この実績が確定したことにより、町としては今後の対策に向けた効果検証が必要になってきます。幾ら国の交付金とはいえ、町として実施したからにはしっかりと効果検証をしないと次につながることはなく、単なるばらまきで終わってしまいます。そこでお伺いしますが、町としてこれら給付等における支援の効果検証はしたのか、またはこれから行っていく考えはあるのかどうかお伺いします。

また、コロナ禍の影響を受けた方々は、多分野にわたるものでありますが、特に当町

はほかの市町村とは大きく異なる部分があり、それは多くの町民が他市町村へ勤務していることでもあります。町長は、これまで町民個人、町内企業や商店に目を向けて支援されてきましたが、町民の雇用維持を行っていくことも町の大切な役目であり、近隣市町村と連携した企業への支援も検討すべきではないでしょうか。当然ながら、多くの町民を雇用する町内企業も同様ですが、規模が大きければ大きいほど、国や県の支援だけでは賄い切れないのが現状であり、そういった企業を守るためにも町独自の支援が必要であると思います。今は、これまで経験したことのない状況を迎えておりますが、何とかこの状況乗り切るための対策、そして収束後を見越した対策の両方を実施していかなければならず、それには国の交付金という範囲にこだわらず、若い世代の雇用を守っていくための積極的な財政投資も必要と考えますが、これらに対する町長の考えをお伺いします。

2点目に、指定管理委託料及び運営補助金についてお伺いします。町観光公社では、今年度に入ってから多数の正規職員、臨時職員が雇用されたと聞いておりますが、今年3月の定例議会で決定した当初予算の指定管理委託料、運営補助金にこれら新たに雇用された分の人件費は加味されていたのかどうか、今後追加補正などは行うことはないのかどうかお伺いします。

また、地域振興株式会社については、町長が社長、副町長が取締役に、観光公社においても町長が理事長、副町長が副理事長になっており、両社とも委託料や補助金の要望は当然ながら町長や副町長の下で行われていると思いますが、これを受ける町側として、町長や副町長が了承して出してきたものを担当課である総合政策課や財政担当の総務課では、適正な審査、査定が行われているのかどうか疑問であると考えます。この両社における委託料及び補助金額の査定、要望はどのように行われているのか回答願います。

次に、今年4月末に下郷町地域振興株式会社による下郷町地域振興サポーター募集のチラシが各戸に回覧となりました。道の駅の改革、下郷町への貢献と記載されていましたが、自分たちで改革もできない会社に町は公共施設の運営を任せて大丈夫か、町はそんな会社に委託しているのか、そんな会社に多額の委託料を払っているのかと、多くの町民の方から声が上がっております。道の駅しもごうを運営委託する町として、このような町民の声をどのように受け止め、どのように考えているのか、お伺いします。

以上2点、ご質問します。答弁よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

1点目の企業等への支援についてでございますが、まず新型コロナウイルス対策の各種給付金や支援金における効果検証についてでございますが、国の地方創生臨時交付金を活用しました事業につきましては、事業終了後に実施状況及びその効果について検証することとされており、今後効果検証を実施してまいる考えであります。

次に、近隣市町村と連携した企業への支援についてでございますが、おただしのとお

り近隣市町村との連携を図ることは非常に重要であると考えております。その一歩として、町では令和2年度、南会津町、只見町、下郷町の3町共同で南会津就活支援事業による会社説明会を実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での説明会ではなく、オンラインでの開催となりましたが、会社説明会などに町内事業者6者が参加してございます。あわせて、専用のウェブサイト構築した企業情報を掲載した就職活動への支援も行っております。今年度につきましても、南会津町と共同で7月27日にオンライン就活セミナー及び企業説明会を実施することとしており、現在郡内及び近隣町村の事業の方にウェブサイトへの企業情報の掲載依頼を行っております。また、多くの町民が他町村へ勤務していることも重々承知しておりまして、議員のおっしゃりたいことも十分理解できるものでありますが、まずは町内で働いていただける雇用の場の創出につなげるため、町内企業向けの労働環境整備補助金や若者雇用奨励金などの支援制度を実施しているところでございます。企業等への支援やこれらの次代を担う若者のため、財政投資は必要不可欠であると認識しておりますので、今後近隣市町村や町内企業の皆様からご意見を頂戴しながら、企業支援制度の創設、拡充を検討してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、大きな2点目の指定管理委託料及び運営補助金でございますが、町観光公社の追加補正につきましては、去る5月25日開催の観光公社理事会において、職員の異動に伴う補正を行い、ご承認をいただいているところでございます。

また、観光公社や道の駅の指定管理料や補助金などの要望と査定につきましては、それぞれの両社の事務局長や駅長が事務担当でございますので、新規事業の要望、事業の継続等の有無、施設の維持改修費など、予算積算資料を作成し、所管課との打合せを経て査定に臨むこととなっております。当然町でも財政状況や事業の緊急性などを考慮し、査定、予算づけを行っているところでございます。

道の駅のサポーター制度でございますが、以前議会の中でもご質問、ご提案があったと思いますが、広く町民の皆様のご意見などを反映した道の駅の改革を図るべく、今年度新たに設けた制度でございます。今後も6名の方を選任し、幅広い見地からご意見や改革案をご提案いただき、さらなる経営の改善を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

また、道の駅に関しましては様々なご意見もあることも存じております。以前の議会答弁でも申し上げておりますが、道の駅の指定管理料につきましてはこれまで平成21年度と翌22年度に合わせて1,500万円を支出した経緯がございます。その後、23年3月には東日本大震災が発生し、平成23年度から令和2年度までの10年間において、東京電力の賠償金、合わせて9,375万7,692円が道の駅しもごうに支払われております。実質の営業利益は赤字でございますが、本補償金を特別収入として計上することにより経営を持続してきた状況でございます。令和2年度においては、年度途中において運転資金の不足が見込まれることから、1,800万円の指定管理料を計上したところであり、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言、外出規制などにより収益が減少しており、経営は一層厳しい状況が続いている状況です。道の駅でもさきに経営改善に向けた取組を積極的に進めて

おりますが、今後も道の駅は町の観光拠点として、本町を代表する観光施設の一つとして、また町民の皆様や観光客の皆様方から愛され、信頼される施設として、関わる関係者はもとより、職員共々町民の皆様のご意見を真摯に受け止め、一丸となって改革を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

効果検証は、県の交付金を受けたらやらなくてはいけない、これから行うということですので、この辺は事細かく効果検証していただきたいと思います。交付金がないから経済効果が止まる、そういうことではなく、町としても交付金がなくなったときでも何かしていかななくてはいけないというのは、この効果検証、すごく大事なことです。それによって町内商店だったり、本当にコロナで売上げが多数落ちてるのが現状です。多々議員からもありましたように、町内の企業、商店を守るためにはやはり町が率先して行っていかなければならない、そう思いますのでよろしくお願いします。

それに伴いまして、町長もしくは副町長であったり、担当課長でもいいのですが、町民が多く勤めている町内企業を訪問し、要望などを聞くなんていうことは今までなかったのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

また、町内企業においてもお隣の南会津町さんの町民の方が勤めている企業等もございます。逆に下郷町から南会津の企業に勤めているのも多々、町長も分かっているとは思いますが、あります。そういうところで、やはり同じ南会津郡内で隣同士というのもありますので、私この企業支援というものはお互いお話ししながらしていけば企業等もすごく助かる、雇用の場も維持できるのではないかとということでこういう質問させてもらっていますので、その辺もう一度、町長、よろしくお願いします。

2点目の町補助金委託料に関するあれですが、町長の答弁ですと、担当は道の駅だったら駅長、観光公社であれば事務局長、町長や副町長は社長、理事長、取締役だったり、副理事長であるのですが、町側の査定する人間だけというふうに捉えていいのかどうか、その辺もう一回聞かせてください。

最後に、道の駅のサポーター制度、町長先ほど6名とおっしゃいましたが、募集した人数が分かればそれを教えていただきたいと思います。

1つ言いたいのが、道の駅は民間会社だということは町長多々おっしゃっていましたが、普通であれば民間会社が自分の会社の経営がうまくいかないから町民の皆さんの声を貸してくださいというのは、すごく能力がないことをさらけ出している状態だと私は町民の人から言われました。確かに議会で町民の声も聞いてなんていう質問もあったからやったのかと思うのですが、やはり経営に関してプロの町民の方に意見を聞くということではなかったのかと私は思います。町民全体、各戸に回覧で回って町民の人が目にしたときに、この道の駅は何をやっているのだと、やはり一番私言われたのはそこです。みんなの意見聞かないと営業ができないのであれば辞めちまえという声もありました、正直。それは、手厳しいかかもしれませんが、指定管理委託料払っているわけですから、

その辺は会社としてやっていかななくてはならない。町民の厳しい目がこういうところに出てきています。その辺はどうお考えでしょうか。町長、よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、2番、小椋淑孝議員の再質問にお答えしたいと思います。

コロナの特別交付金で実施しております28事業についての検証は、これは国が、先ほども申し上げましたように、検証するというので、報告しなければならないと決まっておりますので、この事業については検証いたします。

それから、町内企業の訪問ですが、これは毎年1回企業訪問は実施して、多いときは2回もあるのですが、いろいろな意見を聞いております。そして、企業支援についての話し合いもしていますので、このコロナ禍の中の支援策についても、企業の支援事業として上限50万円を町内企業に支援しているということでございまして、何件かそれは出ささせていただきます、支援していると思います。

それから、2番目の指定管理に関する町の査定については、いろいろな事業を展開していく上で、現場の人たちが一番分かるわけですから、給与以外の事業について、あるいは運営していく事業については、当然その代表というか、代表者よりも現場の責任者が来て、要求をして、その査定を受けるということだと思います。例えば道の駅に関しては、当時の設置した事業概要を今検証してみますと、農業生産基盤整備事業で整備した、道の駅は後から名前ついてきましたのですが、農林水産物の直売、食材供給の施設としてあの施設は建設されたということになっています。要する施設については、東の玄関口となることが予想される南倉沢地区に農林水産物の食材供給施設として整備することが目的なのです。それから、販売額は幾ら、それから農業所得何ぼになるとかいう、そういう計算の下でこの施設は造った。それを道の駅として、トイレ等については国土交通省の事業を入れて整備したということになっていますので、あくまでも農産物の販売だとしてそこに雇用が生まれるということ、就業機会の拡大を図りますということが目的でございますので、そのとおりにやっていると思いますけれども、食堂あるいは中身の商品なんかは、他町村の業者から納めているというのが実態でございます。食堂についても、地元の食材でないものもやっぱりしていますが、それはあくまでも整備のために文言を変えて、そして国の補助で事業を実施したということだと思いますので、それに基づいて実施しているということになりますと補助金の関係でやっぱりやらなければならない期間がありますから、これ法律で決まった。そういうことで、実施するということは、我々責任者としてはそう、町長として。社長としては、やっぱり売上げ上げなくてはならない、経費を削減しなければならない。だから、最初15名でやっていた社員数が今10名でやっていて、経費削減をしている。それからまた、事業の管理経費とか、それは当然かかるものかかってきますけれども、そのほかの事業についても縮小してやっているということが数字的に表れていますので、今後ともそうした事業を展開していく。

それから、サポーター制度につきましては、3月の議会でも質問がありましたので、

そのようにやっぱりやるべきだろうということを私は議会で答弁しているわけです。会社が運営できないって、そうではない。私も商売人の息子だ。もう金融機関にがつつりやられた経験もございますので、その辺は十分に承知しておりますから、なるだけ利幅を多くして経費のかからないようにやっていってもらおうと。そして、事業で申請したときの雇用を確保し、農産物の販売をしていくということにこれ尽きると思います。ただし、農産物だけでは冬は売れません。冬はできませんから。ですから、そのほかの土産品については他町村から入ってくるということだと思っておりますので、これからもそういったところを検討しながら、先ほどの議員さんにも答弁したけれども、いずれにしてもそういう補助金制度の問題で縛りが出てくることは当然なのです。ですから、その辺はやっぱり検討していかなくてはならないというのはそこなのです。ですから、その辺はご了解願いたいと思います。町民の声は聞きます。そして、厳しい目で見られています。しかし、町として補助金で施設を造って、そして運営していくことが今私に与えられた一番大きな課題でございますので、これが誰が町長になろうと、誰が社長になろうと、これ同じなのです。ですから、町でつくった財産については、補助金制度の目的を進めながら、そして社員には頑張ってくださいということで、今後とも指導してまいりたいと、こう思います。街の声としては、厳しい声であることは十分承知しています。しかし、これを閉鎖するわけにはいかないのです。これは、やはり今までの計画からしていろいろな問題もありますから、そういうものを一つ一つ改正しながら、修正しながらやっていただくということになろうかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 再々質問させていただきます。

1点目の補助金、私も言葉で出しましたばらまき、先ほど1番、和志議員の質問のときも同じような文言が出て、私ちょっと思ったのが、和志議員の質問の際にばらまきではどんな効果があるのだとおっしゃったときに、町長が町民の皆さんが喜んでいるから効果があったというようなことをちょっと言ったの気になってはいるのですが、確かに給付金、商品券等渡れば町民の皆さんは喜びます。でも、それが効果検証というよりは、私は経済循環なのかなと。やはりその金は困っている町内の人に使って、町内でお金が回れば企業、商店が潤う、そういうことではないかなと思うので、言葉的にどうだったのだろうというのちょっと気になりましたもので、今話させていただきました。

道の駅に関して、確かに町長おっしゃったように、町が出資してつくった会社であります。補助金の有無もよく分かります。雇用の場も守られなければいけない。確かに私も道の駅へ足運びまして、人数が減ったな、食券の販売も食券機をつけて削減したのだな、そういうところも見てきてはおります。今町長おっしゃったように、農産物の販売、目的が最初はそれだとおっしゃっても、町民の皆さんはやはり道の駅というふうに捉えるわけです。来たお客さんも、もう看板に道の駅しごう、E m a t t o とうたっていればもう道の駅としか思わないのです。ですので、この辺はやはり先ほど山名田議員も

おっしゃっていましたが、統一化、私もあのことは賛成です。確かに町長おっしゃったように、会社であったり、社団法人であったり、いろいろ違うのは分かります。でも、町として考えた場合に、委託料を支払っているところですので、スリム化を考えれば財政支援をする。そういうときに、雇用を守りながらも分かりますが、そういうところでもう少し財政支援、絞ってやっていけないかというふうに私も思いますので、その辺もう一度だけ、町長、どう思っているのか、お願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番の小椋淑孝議員の再々質問にお答えしますが、商品券についてばらまきとって、こう発言されていますけれども、コロナ禍の特別交付金の事業の中で、売上げが減少した食堂あるいは土産品店、かっぱの店、そういうところをどのようにクリアしていくかということになると、商工会さんの意見として、町の中でだけ使える商品券はどうだろうか、そういう要望がございました。そうしますと、コロナ禍の特別交付金は下郷町に対してくれた交付金ですから、やっぱり下郷町の町民に利用していただいて、商売している人たちももうけていただくというのが当然です。それが全国で使えますといたら、みんな若松行ったり、白河行って使ってしまうので、その辺が商工会さんのほうの小売業者が要望してきた中身ではなかろうかと。それは、地域に交付金の金を支援事業として交付することが非常によいのではないかという判断でございますから、ばらまきという言葉については、それは大変商工会さんにとっては失礼な話になるのではないかと思いますけれども、やはりそういうことも踏まえながら経済対策をしていきたいということでやったことでございます。

それから、地域振興株式会社のことをやら観光公社のことでございますが、やはり公社については当初役場が直営をしていたのです。直営をしてやっていたとき大変だということで、宿直もある、マスに餌もくれないとはならないということで、途中からやっぱり公社にすべきだろうということでそれ切り替えたということですので、当初はマスのふ化事業が主であったのです。そして、町民の皆様に食べていただくというのが事業の目的であった。これも農林水産業の仕事で、県の水産試験場があって、それを引き継いで、町もふ化事業をやしましょう、町民にたんぱく源の供給をしましょうということ、そして雇用の確保を守りましょうというのがこの事業の始まり。ですから、地域振興株式会社も、先ほど申し上げましたように、農林水産業の事業で、農産物の販売をしましょう、雇用をつくりましょうというのが事業概要のようです。ですから、それに基づいて設置したものですから、簡単にそれは、では補助金返しまして、これを統一しようなんて簡単にはいかない。ですから、これは十分に協議していただいて、やっぱり県との協議、あるいは国との協議が必要だと私は思っています。ですから、簡単にぱっとはいかないと思いますけれども、いずれにしてもほかの町村でやっていることあるわけですから、できないことはないと思いますので、その辺は国との調整が必要だと、こう思っています。いずれにしても統一化については検討すると、議題にのせるということにしていかないと、私一存でこれやりますとかという話ではない。この場においては、

町長の発言としては検討していくということにしていきたい。財政について、そうなのです。財政について、やっぱり非常に投資、売れなければ要するにその分出していかねばならない、町として、管理委託料。ですから、今まで管理委託料についてはやっぱり公社も道の駅も出していますけれども、だんだん、だんだんコロナ禍で収入が、売上げが減っていくということになれば、逆にまた管理委託料が多くなるということになりますので、これから早くコロナを収束させて、ぜひ下郷町に来ていただきたいと、こういうのが我々の考えです。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○2番（小椋淑孝君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで2番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。  
これで一般質問を終わります。

---

### 日程の追加

○議長（小玉智和君） 過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情、陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情につきましては、先般6月11日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。また、議会改革特別委員会の中間報告について、さらに一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日6月17日を議案思考のため休会にしたいと思います。以上の3件につきましては、去る6月9日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。  
追加日程を配付します。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

---

### 追加日程第1 請願・陳情

○議長（小玉智和君） これから、追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情、陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田健二君。

○総務文教常任委員長(湯田健二君) 総務文教常任委員会委員長の湯田健二でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、令和3年6月11日。件名、陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情、陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和3年6月11日。出席委員は、山名田久美子君、佐藤勤君、星能哲君、星昌彦君、小玉智和君、そして私であります。欠席委員はありません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(小玉智和君) これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての件は、採択することに決定いたしました。

これから陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件は、採択することに決定いたしました。

---

## 追加日程第2 議会改革特別委員会の中間報告について

○議長（小玉智和君） 追加日程第2、議会改革特別委員会の中間報告についての件を議題といたします。

お諮りします。議会改革特別委員会に付託中の議会基本条例及びこのほか議会に関する条例等の見直しについて、中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会に付託中の議会基本条例及びこのほか議会に関する条例等の見直しについて、中間報告を求めることに決定いたしました。

追加資料を配付します。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

議会改革特別委員会委員長、玉川邦夫君。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） 議会改革特別委員会委員長の玉川邦夫でございます。

大変お疲れのところ貴重な時間を割いていただき、中間報告をさせていただける時間をいただきまして誠にありがとうございます。

議会改革特別委員会は、議員各位の議会改革に対する多様なご意見、ご要望をまとめるため、その基礎となる議会基本条例の策定に着手し、半年を経てその原案が整ったため、報告を行うものであります。

この議会基本条例は、従来の首長らが条例や予算などを説明し、議員は質問するだけという地方議会の在り方を見直し、活発な議論を促すことが目的であり、2006年、北海道栗山町が全国に先駆けて策定し、その後多くの地方議会がこの栗山町議会基本条例を参考に作成してきました。南会津郡内では、南会津町議会と只見町議会は既に策定済みであり、只見町議会は通年議会の導入などで県内でも注目を受けています。

このような状況下、当町議会基本条例の作成に当たり、近隣である会津美里町議会や只見町議会を中心に、様々な県内市町村議会の基本条例を参考にして策定を進めてまいりました。その間、特別委員会以外の議員の方々からは、多岐にわたって貴重な意見をいただきました。まさに当町議会独自の条例案となっております。

さて、概要としては、総括的な目的である活発な議論を行うため、町民からの意見聴取や討論の実施などをいかに盛り込んでいくかです。特に注目すべき点は、一般質問にこれまで3回という質問制限をされていましたが、協議の結果、一問一答方式を取ることとしたものです。さらには、通年議会の導入を前提としており、その通年議会につきましては、この後に着手する議会各会議規則の見直しを検討していく予定であります。なお、この通年議会は、議会審議や議員活動の中で多くの議員の方々の要望などを解決できる利点が多数あり、議会改革の大きな目玉となっております。

さて、先般も当町議会において問責決議案が提出されたところではありますが、町民らの信頼を常に保持していくため、議会議員として政治倫理を正すべく、本町議会になか

った政治倫理条例案も策定してまいりました。今回の中間報告では、議会基本条例並びに政治倫理条例案の2つを提示させていただきました。目を通していただいて、ご指導、ご助言いただければと思っております。

今後は、会議規則や委員会条例、その他の諸規定の見直しを行う運びとなっております。その際は、特別委員会での審議内容を随時議会だより等で報告してまいりますので、より一層のご教示を賜りたくお願い申し上げます、中間報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） それでは、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

---

### 追加日程第3 休会の件

○議長（小玉智和君） 追加日程第3、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日6月17日は議案思考のため休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、明日6月17日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は6月18日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。（午後 3時06分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年6月16日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和3年第2回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	令和3年6月11日			
本会議の会期	令和3年6月11日から6月18日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和3年6月18日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和3年6月18日	午後3時00分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和 志	2番 小 椋 淑 孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌 彦	6番 玉 川 邦 夫	7番 佐 藤 盛 雄	8番 星 輝 夫
	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲	11番 湯 田 純 朗	12番 小 玉 智 和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和 志	2番 小 椋 淑 孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌 彦	6番 玉 川 邦 夫	7番 佐 藤 盛 雄	8番 星 輝 夫
	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲	11番 湯 田 純 朗	12番 小 玉 智 和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 荒井康貴	町民課長 只浦孝行	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 湯田嘉朗	教育次長 湯田浩光	農業委員会事務局長 大竹浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人	書記 芳賀沼崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和3年第2回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和3年6月18日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 報告第 1号 令和2年度下郷町一般会計の繰越明許費について
- 日程第 2 報告第 2号 令和2年度下郷町一般会計の事故繰越しについて
- 日程第 3 議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて  
(専決第4号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について)
- 日程第 4 議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて  
(専決第5号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第14号))
- 日程第 5 議案第29号 専決処分につき承認を求めることについて  
(専決第6号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第 6 議案第30号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第33号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第10 議案第34号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第11 議案第35号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第36号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第37号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議員提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 日程第15 議員提出議案第5号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

散 会  
閉 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

**日程第1 報告第1号 令和2年度下郷町一般会計の繰越明許費について**

○議長（小玉智和君） 日程第1、報告第1号 令和2年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を議題といたします。

職員に報告第1号を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。報告第1号 令和2年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、本年第1回定例会においてご議決を賜りました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。

2ページをお開きいただきまして、総務費の下郷町公共施設個別施設計画策定事業につきましては、委託料742万5,000円を翌年度に繰り越したものであります。その財源内訳につきましては、全額一般財源であります。衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、委託料2,611万8,000円を翌年度に繰り越したものであります。その財源内訳、国庫支出金2,588万9,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金であります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 繰越明許で計上しましたものの中で、2ページの総務費の中の下郷町公共施設戸別施設計画策定事業の742万5,000円、これは年度末までに間に合わないということで繰り越したと思いますが、もう既にこれ発注行為が終わったのかどうか。発注したならばどのような事業者が発注したのか、その辺の内容的なものをお知らせいただきたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答え申し上げます。

下郷町公共施設個別施設計画策定事業につきましては、令和2年度で予算のほう措置

してございましたので、令和2年度に発注してございます。委託料につきましては、こちら記載の金額となっておりますが、履行の期間につきましては昨年、令和2年の5月25日から令和3年3月31日までとしてございました。これにつきまして、年度内の完成が困難となりましたことから、本年第1回定例会におきまして繰越明許費のご議決をいただきまして、3年度に繰り越し、現在鋭意作業を進めているところでございます。発注先につきましては、株式会社パスコ福島支店となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、再質問ありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 発注行為が済んだということですが、これは成果品というのはいつ頃までに上がるのか。それから、それに基づいてどのような具体的な行動計画があるのか、その辺まで分かりましたらお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄君議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほど申しました本年第1回の定例会において繰越明許費のご議決を賜りましたので、それ以降変更の契約を締結してございます。履行期間につきましては、令和3年、本年の9月30日までということにしてございます。この令和3年9月30日に向けまして検討委員会等々発足申し上げまして、こちら細部につきまして検討を申し上げていくというような中身になってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再々質問ありますか。

○7番（佐藤盛雄君） ありません。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づき、報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第1号 令和2年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を終わります。

---

## 日程第2 報告第2号 令和2年度下郷町一般会計の事故繰越しについて

○議長（小玉智和君） 日程第2、報告第2号 令和2年度下郷町一般会計の事故繰越しについての件を議題とします。

職員に報告第2号を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の3ページでございます。報告第2号 令和2年度下郷町一般会計の事故繰越しについてでございますが、令和元年台風19号に係る繰越し事業であります。不測の時間を要し、年度内の完成が困難となりましたことから、事故繰越しとして翌年度、令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、繰越し計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。

4ページをお開きいただきまして、農林水産業施設災害復旧事業につきましては、説明の欄を御覧いただきまして、林道大峠線災害復旧工事におきまして、令和2年4月の融雪期に当該箇所下方にて災害が発生し、その復旧のため不測の時間を要し、現場着手が遅れたため、年度内の完成が困難となり、支出未済額379万5,000円を翌年度に繰り越したものであります。公共土木施設災害復旧事業につきましては、同じく説明の欄でございますが、2級町道湯野上中山線災害復旧工事におきまして、仮設道路部及び資材置場が国有地であり、管理者との協議に不測の時間を要し、現場着手が遅れたため、年度内の完成が困難となり、支出未済額1,271万円を翌年度に繰り越したものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 7番、質問させていただきます。

災害復旧関係の繰越しでございますが、林道大峠線、昨年から通行止めの状態が続いております。三倉、あるいは三本槍等への登山ルートとして、またいろいろなウオーキング等の重要な位置づけにされている道路でございます。通行止めによりましていろいろな事業が中止になったと伺っております。繰越し額379万5,000円でございますが、現在における進捗状況、それからいつ頃に完成し、いつ頃町道が通行可能になるのかお伺いたします。

それから、公共土木関係でございます。町道中山線、昨年私たちの委員会でも現地調査をいたしました。この路線に関しましては、湯野上から大内宿へ行くルートの渋滞緩和としての重要な路線であるということと、たまたまコロナで入り込み客が少ないということでございますが、生活道路でありますし、中山から湯野上に行くアクセス道路として重要な道路でございます。現在のこれも進捗状況、それからいつ頃完成予定なのか、現在の状況をお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

現在の進行状況でございますが、林道大峠線、災害認定をいただいた1号箇所、2号箇所、2か所ございます。そのうち下方箇所1号は終了してございます。2号箇所につきましては、8月中の完成を目指し、鋭意作業進行中でございます。なお、工期につきましては10月29日となっております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 続きまして、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいま7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

町道湯野上中山線の災害復旧工事に関しましては、既に完成を迎えまして、通行止めも解除となっており、通行可となっております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、再質問ありますか。

○7番（佐藤盛雄君） ありません。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づき、報告でありますので、ご了承ください。

これで報告第2号 令和2年度下郷町一般会計の事故繰越しについての件を終わります。

---

### 日程第3 議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて

#### （専決第4号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定 について）

○議長（小玉智和君） 日程第3、議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者（荒井康貴君） おはようございます。

それでは、議案書5ページを御覧ください。議案第27号、専決第4号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についてをご説明いたします。今回の改正は、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則等が改正、令和3年3月31日に公布され、原則、令和3年4月1日から施行されることに伴い、改正するものであります。

なお、今回の改正において、施行期日が原則である令和3年4月1日と異なる施行期日については、改正と併せてご説明いたします。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。第1条は、下郷町税条例の一部改正であります。第24条は、個人の町民税の非課税の範囲に関する規定で、扶養親族の国外居住親族を16歳未満と控除対象扶養親族と改正するものであります。こちらにつきましては、令和6年1月1日からの施行となります。

次に、第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定で、給与所得者の扶養親族申告書の電子提供に係る税務署長の承認を廃止する改正であります。

次に、1ページから2ページになります。第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定で、1項は扶養親族の国外居住親族を16歳未満とする改正であります。第4項は、公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提供に係る税務署長の承認を廃止する改正であります。こちらは、令和6年1月1日からの施行となります。

第53条の8は、特別徴収税額に関する規定で、次条で加える第3項を退職所得申告書の定義規定に加える改正で、法律改正に合わせての改正となります。

次に、2ページから3ページになります。第53条の9は、退職所得申告書に関する規定で、第3項及び第4項は退職所得申告書の電子提供に係る税務署長の承認を廃止する改正であります。

第84条の4は、軽自動車の環境性能割の税率に関する規定で、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車の準用が追加されたことに伴う法律改正に合わせての改正でございます。

次に、附則の改正であります。附則第4条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に関する規定で、扶養親族のこちらも国外居住親族を16歳未満と控除対象扶養親族と改正するものでございます。こちらも令和6年1月1日から施行となります。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定でございますが、セルフメディケーション税制を5年間延長する改正でございます。こちらは、令和4年1月1日から施行となります。

次に、4ページから5ページになります。附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、通称わがまち特例でございます。改正前の第3項及び第24項が削除され、改正前の第4項から25項が項ずれによる改正でございます。改正後の24項は、特定都市河川浸水被害対策法、または下水道法に規定する認定事業者が一定の雨水貯留浸透施設について課する税標準を3分の1と定める改正で、第27項が26項となり、26項につきましては産業競争力強化等の一部を改正する法律、規則第1条第2号に掲げる規定の執行に伴う所要の改正であります。

なお、施行期日につきましては、項ずれによる改正につきましては令和3年4月1日から施行となりますけれども、今回新たに追加されました改正後の24項につきましては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日となり、また改正後の26項につきましては、産業競争力強化等の一部を改正する等の法律の施行日となります。

続きまして、附則第11条は土地に対して課する令和3年度から令和5年度の各年度の固定資産税の特例に関する用語の意義についての法律改正に合わせての改正でございます。

次に、5ページから6ページになります。附則第11条の2は、令和4年度または令和5年度における土地の価格の特例の規定で、令和3年度の評価替えに伴い、令和4年度分または令和5年度分の固定資産税に限り、地価が下落し、修正前の価格を課税標準と

することが課税上著しく均衡を失すると認められた場合に、修正前の価格を当該年度の固定資産税の課税標準とする法律改正に合わせての改正でございます。

次に、6ページから7ページになります。附則第12条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例、附則第13条、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定で、特例の適用期限を3年間延長する改正と、3年度に限り負担調整措置等により税額が増額する宅地及び農地に対して、前年度の税額に据え置く措置の法律改正に合わせての改正でございます。

次に、8ページになります。附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例に関する規定で、特例の適用期限を3年間延長する法律改正に合わせての改正でございます。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定で、臨時的軽減期限を9か月延長する改正でございます。

次に、8ページから9ページになります。附則第15条の2の2は、軽自動車の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定で、地方税法の読替え規定により、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車について準用する改定でございます。

次に、9ページから11ページになります。附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定であり、クリーン課特例のうち50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で特例の期限を2年間延長する改正と項ずれによる改正でございます。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、項ずれによる改正でございます。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受け者がすべき申告等についての規定で、適用期限を5年間延長する改正でございます。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定で、住宅借入金等特別税額控除を拡充及び延長する改正でございます。

次に、12ページになります。第2条改正による改定になります。令和2年下郷町条例第17号で一部改正した下郷町税条例等の一部を改正する条例の改正となります。第48条の法人の町民税の申告納付、第50条の法人の町民税に係る不足税額の納付の手續、第52条の法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、附則第4条の納期限の延長に係る延滞金の特例の規定中、法律改正による項ずれを反映するための改正でございます。

以上、専決第4号につきまして、地方自治法第179条第1項本文の規定により令和3年3月31日専決処分いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。ありませんか。  
2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） ちょっとお聞きしたいので、お願いします。

税のほう、私も勉強していますが、ただいっぱいあって分からないところいっぱいありまして、今回この個人町民税の非課税、16歳未満と、こううたったのに関して、ちょっと税金等が変わるのか、またこういうふうになった場合、町民に何人ぐらい当てはま

る人がいるのか分かれば教えていただきますようお願いいたします。

そのほか、先ほど住宅に関しても農地に関しても年度が延びるといふふうになります  
が、固定資産の特例になりまして、その辺も何人ぐらい当てはまっているのか分かれば  
教えていただきますようお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者（荒井康貴君） ただいまの小椋議員の質問の第1点目ですけれど  
も、16歳、それから扶養対象控除と、いろいろ出てきましたけれども、そちらにつきま  
しては所得税法の改正に伴ってこちらにも影響が出るものでありまして、令和3年度時  
点では国外に扶養親族をしょっている方はいらっしゃいません。ですので、税のほうに  
は影響はございません。

続きまして、固定資産税の土地の関係ですけれども、今回の改正、簡単に言いますと  
コロナウイルスの関係ですとか経済の状況を踏まえて、固定資産税の今まで負担調整と  
かがかかっていた下落分ですか、そちらを調整していたわけなのですが、下落分につ  
きましてはそのまま、落ちたままというのですか、そちらでやるということの改正なの  
です。そちらにつきましては、数字で見ますと土地が、概要調書終わっていますので、去  
年の差額と今年の差額を比べますとやはり土地の価格というのは下がっております。

さっきの土地の話なのですけれども、今回の改正、下郷町においてはあまりケースが  
ないのですが、土地が都市部で上がった場合には、そのまま急激なアップをしないで据  
え置く、2年度と同額に据え置くというのがメインの改正でございます。

今回の住宅取得控除の該当者は9名ほど予定になっております。すみません。よろし  
いでしょうか。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君、再質問ありますか。

○2番（小椋淑孝君） なし。

○議長（小玉智和君） なしでいいですか。

○2番（小椋淑孝君） はい。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君。

○1番（星和志君） 質問ではないのですけれども、この新旧対照表、とても見づらく、町  
民にも説明しづらいと思うのですが、対象物や対象者、数値や文言、施行日など、分か  
りやすい概要版というのは作っていただけないのでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者（荒井康貴君） すみません、今回は作っておりませんが、私も初  
めてこの場に立たせてもらっているのですけれども、過去の課長さんたちの資料見ます  
と、複雑な改正とか、そういった場合には議会の説明資料として分かりやすい資料を作  
ったケースもちょっと見たことあるので、もしあれでしたらそのほうがこちらとしても  
説明しやすいですし、あとよく見るのが、ホームページなどでも住民向けに改正内容と  
か出ていますので、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願  
いいたします。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君、いいですか。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第5号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第14号））

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第14号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案についての議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の13ページでございます。議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第14号））でございますが、14ページを御覧いただきまして、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6,722万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億6,470万7,000円とするものであります。本補正につきましては、歳入歳出とも額の確定等により予算の整理を行ったものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。23ページをお開きいただきまして、2款の地方譲与税から5款の株式等譲渡所得割交付金まで、24ページとなりますが、6款の法人事業税交付金から9款の地方特例交付金まで、25ページとなりますが、10款の地方交付税及び11款の交通安全対策特別交付金につきましては、交付額等の確定によりそれぞれ予算の整理を行ったものであります。

14款の国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。別にお配りしております資料、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金状況という資料でございますが、こちらを御覧いただきまして、1ページの上段の表になりますが、区分の第三次交付決定額、うち年度内分222万4,000円を計上し、これにより令和2年度と同交付金の配分額は、合わせて2億5,538万6,000円となったところであります。

議案書にお戻りいただきまして、18款の繰入金、26ページとなりますが、21款の町債につきましては、歳出予算の補正に伴い、それぞれその財源を整理したものであります。

次に、歳出でございますが、新型コロナウイルス感染症関連予算、GIGAスクール構想関連予算など、事業費の確定により整理をさせていただきました。

初めに、新型コロナウイルス感染症関連予算について、議案書とそれに対応する先ほどの資料についてご説明を申し上げます。資料のほうを併せて御覧いただきまして、議案書27ページとなりますが、総務費の企画費、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金につきましては、資料2ページ、ナンバー6の感染症拡大防止対策事業に係る補正でございます。

同じく企画費の企業支援事業補助金につきましては、資料3ページ、ナンバー15、企業支援事業に係る補正でございます。

民生費、社会福祉総務費の郵便料及び下郷町民定額給付金につきましては、資料5ページ、ナンバー26、下郷町民定額給付金事業に係る補正でございます。

同じく社会福祉総務費の下郷町介護・福祉施設及び医療体制維持助成金につきましては、資料5ページ、ナンバー27、下郷町介護・福祉施設及び医療体制維持助成金事業に係る補正でございます。

衛生費、保健衛生総務費の消耗品費につきましては、資料の1ページ、ナンバー1、感染症拡大防止支援事業に係る補正でございます。

同じく保健衛生総務費の備品購入費につきましては、資料1ページ、ナンバー2、公共的空間安全・安心確保事業に係る補正でございます。

議案書の28ページとなりますが、労働費、雇用促進対策事業費の指定管理料、農林水産業費、農業振興費の指定管理料、議案書の29ページでございますが、農林水産業費、林業振興費の指定管理料、商工費、観光費の指定管理料、議案書の31ページとなりますが、教育費、町並み展示館費の指定管理料につきましては、資料5ページ、ナンバー25、指定管理者持続化事業に係る補正でございます。

議案書の28ページにお戻りをいただきまして、農林水産業費、農業振興費の新しい農の販路開拓支援事業につきましては、資料4ページ、ナンバー19、同じく新しい農の販路開拓支援事業に係る補正でございます。

同じく農業振興費の農業経営持続化支援金につきましては、資料2ページ、ナンバー9、農業者支援給付金に係る補正でございます。

議案書の29ページでございますが、商工費、商工振興費の町内循環型経済対策支援事業につきましては、資料2ページ、ナンバー8、同じく町内循環型経済対策支援事業に

係る補正でございます。

同じく商工振興費の観光関連施設等改修支援事業補助金につきましては、資料4ページ、ナンバー18、コロナ感染防止観光関連施設改修事業に係る補正でございます。

議案書30ページとなりますが、教育費、事務局費の学生支援給付金につきましては、資料3ページ、ナンバー12、学生支援給付金に係る補正でございます。

同じく資料を御覧いただきまして、臨時交付金を活用した事業につきましては、今ほどご説明申し上げました事業を含め全28事業を実施し、1ページの中ほどになりますが、決算額は3億289万6,988円、その財源内訳でございますが、臨時交付金につきましては上限額となる2億5,538万6,000円を活用させていただいたところであります。

次に、議案書の30ページとなりますが、GIGAスクール構想関連予算であります。教育費の小学校費及び中学校費につきましては、情報通信ネットワーク環境施設整備事業及び情報機器購入事業の事業費の確定により、それぞれ予算の整理を行ったものであります。なお、この両事業につきましても、資料4ページ、ナンバー21、22に記載のとおり、その財源として臨時交付金を活用いたしております。また、情報通信ネットワーク環境施設整備事業の補正に伴い、歳入では、先ほど申し上げましたとおり、町債を減額したものであります。

続きまして、そのほかの補正でございますが、議案書の28ページ、農林水産業費、農業振興費の下郷町農業再生協議会補助金につきましては、事業費の確定により予算の整理を行ったもので、この補正に伴い、歳入では、先ほどご説明申し上げましたとおり、繰入金を減額したものであります。

同じく、農林水産業費、農地費の用水路修繕料、29ページとなりますが、治山林道費の林道施設維持修繕、商工費、観光費の環境整備手数料及び、31ページとなりますが、災害復旧費、林業施設過年災害復旧費の災害復旧工事請負費につきましては、それぞれ事業費の確定により予算の整理を行ったものであります。

以上ご説明申し上げました内容で、地方自治法第179条第1項本文の規定により令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 質問させていただきます。

予算書の15ページの特別交付税、今回7,243万1,000円と金額が結構大きいのですが、これは毎年最終的に確定した数値というのは今頃の時期に確定するのか。ちょっとあまり私記憶にないのですが、一次確定するのは7月、8月頃確定して、追加で交付税が交付されます。その後、12月頃と3月頃もあると思うのですが、これは3月31日で多分追加されたと思うのですが、この時期としては大きいと思うのですが、これの増額になった要因。自主財源との平衡交付税ですので、その辺の関連でどうしてこれだけ増えたのか、その要因として何なのかお示しいただきたいと思えます。

それから、議案書の27ページの総務費の中の企画費、企業支援事業補助金として今回

290万8,000円減額しております。コロナ対策で企業支援をしたわけですが、当初の支援の予算が幾らで、最終的に確定した金額が幾らか、先ほどの事業では、ナンバー15で4企業ということで109万2,000円として計上されておりますが、実行されたのが109万2,000円となっておりますが、減額されたのが290万8,000円として、支給されたのより減額したのが大きかった。これは何が原因なのか。当初の見積もりが甘かったのか、それとも手を挙げる企業が少なかったのか、その辺の要因お知らせいただきたいと思います。

それから、28ページ、農林水産費の農業振興費、指定管理料で道の駅しもごうの委託費が1,621万2,000円減額されております。当初、昨年度の道の駅の指定管理料が1,800万円だと思っております。そして、12月に1,974万5,000円が追加配分された。そして、今回1,621万2,000円としてかなりの金額が減額されております。3月の小椋議員の一般質問にときにこの資料出てまいりましたが、そのとき既に実際に不足するのは353万3,000円ぐらいということで、その金額の差というのが1,600万円ぐらいあったわけ。確かにこれは難しい計算だと思うのです。前年度と比較して売上げあるいは経費とか粗利益率とか、いろんなものを計上しながら予算措置をするわけですが、それにしても議会にこれだけ、1,945万円、去年の12月、必要なのだということで、我々も必要なものを予算化して賛成したのです。そしたら、今になって1,600万円余りました。どんと出して、余ったから返しますというのは、ちょっとこれの積算、見積りに対して、やっぱり議会に対して申し訳ないと思うのです。我々は、それだけの必要なものは出します、これ賛成したわけです。余りましたから返します、これは積算根拠としてはちょっと甘かったのかというように私は考えております。その辺のこれまでのなった経緯について、弁解、弁明をいただきたいと思います。

それから、30ページ、学校教育関係で工事請負費が小学校費で1,068万1,000円、中学校管理費で579万7,000円、これはインターネット、あるいはタブレット端末を支給して、そのインターネット環境を改善するためにやった施工工事だと思っておりますが、かなりの金額が減額になっておりますが、これは請け差なのか。多分請け差と思うのですが、これもそれぞれ当初予算で幾ら取って、入札をやったら幾らで、幾らの請け差が出たのか、その辺の金額的な流れを教えてくださいたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

議案書の25ページ、地方交付税の特別交付税の関係でご質疑をいただきました。特別交付税につきましては、過大にならないようにということで、毎年度当初予算の段階では1億円を措置してございます。そのため、今回算定額が確定しましたので、1億7,243万1,000円という算定額でございましたので、補正をさせていただいたところでございます。なお、この特別交付税につきましては、12月算定、3月算定となっておりますので、この時期の補正となりますことをご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、企業支援事業、減額が議員ご指摘のとおり、予算書の27ページ、企業支援事業補助金ということで290万8,000円減額しております。当初予算が400万円、8社ほど計上しておりました。内容的には109万2,000円の決算ということで、残金が290万8,000円となっております。当初8社ほど計上させていただいた内容は、いわゆる町内企業ということで6社、7社ありますので、あとほかにも出てくる可能性ということで8社ほど計上させていただきました。8社が根拠あるのかと言われますと、ちょっと申し訳ない部分もありますが、当初の計上時は額を若干余計めに見て、追加で補正増することのないように多めの試算で計上しておりましたので、8社50万円ということで計上させていただいたという内容でございますので、そこはご理解いただきたいと思ひます。内容的に各社の防除対策ということで、金額につきましてはそれぞれの会社の実績に基づいて給付しておりますので、大小あると思ひますが、その辺はご理解いただきたいと思ひます。

続きまして、ご指摘の道の駅、また観光公社への支援ということで、今回専決において大きな金額が出ておりますというような内容でございますが、これまでの両者におけるいわゆる支援金につきましては、12月議会、3月議会ということで、特に3月議会においてその内容、経緯を説明させていただきました。内容的には、12月の見込額での計上、またその後の要望、協議、また精算、支援金の決定ということでご説明させていただいたところでございます。支援金の決定については、3月の議会において説明させていただきましたが、12月の金額より売上げの増、また経費の減少ということで、それぞれの経緯については説明させていただいたというような内容になってございます。ただ、特に道の駅につきましては、9月、10月までの売上げの見込みであったり、今後の不透明感もありまして、当初1,900万円ということで数字が大きい状況でございました。12月までの仮決算をしますと、会社の営業努力もありまして、さほど大きな減少には至らなかったというような内容でございます。大きな数字が、差異が出てしまったということで、各議員の皆様、また関係各位の皆様におかれましては、多大なご心配、ご迷惑をかけたかと思ひますので、その点につきましてはおわび申し上げたいというふうに思っております。なお、内容につきましては3月議会で説明したとおりとなりますので、よろしくご理解のほどお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 続きまして、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えいたします。

小中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備工事につきましては、昨年9月、令和2年の9月の定例会におきまして予算のご議決をいただいたところでございます。ネットワーク工事の小学校3校分の工事につきましては、予算額といたしまして4,062万

3,000円、今回の補正が1,068万1,000円の減額でございますので、補正後の予算額といたしましては2,994万2,000円となり、事業経費も同じく2,994万2,000円でございます。さらに、ネットワーク工事の中学校分につきましては1,943万7,000円の予算をご議決いただきました。今回の補正で579万7,000円の減額となり、補正後の予算額が1,364万円、こちらも同じく事業経費1,364万円となっております。この補正の減額についての主な理由でございますが、当初の段階では電源キャビネット、タブレットを充電する設備なのですが、それを一遍に行くとキュービクル工事が発生するというを予定しておりましたが、実際には電源キャビネットを輪番制に、順番に充電するシステムがあるということから、そのシステムに変更したことによりまして、当初見込んでおりましたキュービクル工事が不要となったというのが主な理由でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、再質問ありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 再質問いたします。

企業支援ですが、8社、400万円ということで計上したと。4社だけが手を挙げて、あとの4社が要するに要望しなかったと。その8社というあれは、資本金とか、そういうもので線引きしたのかどうか。

それから、これだけ1社50万円ということで企業支援しますよということの要するに企業に対する事業内容というのを周知徹底したのかどうか。この辺が十分に周知徹底していなくて手を挙げなかったのかということも想定されますが、手を挙げなかった理由というのは、面倒くさいからとか、そういういろいろあるのでしょうかけれども、そこまで追跡調査したのかどうか。それから、事前の企業に対する施策の説明、十分やったのか。その辺が私はちょっと足りなかったのかなというふうなことで、今後いろんな問題で、企業支援やる場合に情報の伝達、周知徹底というのはきちっとやっぴりやるべきかなということで、その辺どうなっているのかと思っております。

それから、道の駅の指定管理料、課長が説明して、当初の12月の段階でその後の売上げを、やっぱり予測というのは難しい。確かにそれはそうです。ただ、民間企業の場合ですと、今後の売上げ予想とか企業の業績予想なんていうのは緻密にやっておりますから、この中で見るとかなりの、350万円だけ使って、あと1,600万円戻すというのが、本当にいいあんばいな予測というか、その辺の積算というのはやっぱりちょっと甘かったのかというようなことで、課長もその辺は先ほどおわびしたということで、しょうがないのですが、結果ですので、しょうがないですので、今後道の駅、あるいは観光公社等に対する指定管理料出すわけですから、税金を投入するわけですから、その辺の出し方に対してもきちっとやっぴり厳しい査定をすべきだと思います。よろしく今後お願いいたします。

あと学校関係のタブレット端末とインターネットの環境整備で、入札をやったと思うのですが、入札、ちょっと忘れましたが、何社ぐらいでやって、そして企業の切磋琢磨によって請け差がかなり出たのか。率にすると相当な金額、請け差というのはですか、こういう差額の請け差って出るのですか。実態の積算するための市場調査やるわけですが、

この市場調査というのはチェックをやったのかどうか。

あといろいろ充電機能の、当初やるべきものがやることなくなったという経緯があるでしょうけれども、その辺の今申し上げたことについてご答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の企業支援につきましては、ホームページ等で告知しているところでありましたが、最終的には製造業に関しましては、電話連絡いたしまして、内容をお話しさせていただいて、それで申請を待っていて受け付けたというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小玉智和君） 教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員の再質問にお答えいたします。

まず、入札の数でございますが、5社だったと記憶しております。

それから、市場調査につきましては特に行っておりません。予算を見積もった際には市町村支援機構のほうに概算という形で教えていただきまして、それを基に積算いたしました経緯がございます。本来ならば9月、その前に設計業務を委託していますので、その設計業務が終わってからの予算計上にすれば一番いい方法だったと思いますが、9月末までの工期でしたので、とても間に合わなかったというようなご事情もありまして、今回あくまで概算ということで、標準的な工事をした場合の予算額ということで設定させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、再々質問ありますか。なしでいいですね。

そのほか質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしで、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第14号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。（午前11時09分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時20分）

日程第5 議案第29号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第6号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正  
予算（第5号））

○議長（小玉智和君） 日程第5、議案第29号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） それでは、議案書32ページ、議案第29号 専決処分につき承認を求めることについてですが、33ページを御覧いただきたいと思います。専決第6号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,950万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,915万2,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、歳出の保険給付費の確定に伴いまして、歳入の県支出金額が交付決定されましたことによりまして専決処分をさせていただくものでございます。保険給付費の減額に合わせ、歳入の県支出金も同様に減額するものでございます。

39ページをお開きいただきたいと思います。それでは、2の歳入につきましてご説明いたします。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金の1節普通交付金9,188万3,000円を減額し、同じく2節特別交付金91万8,000円につきましても減額するものであります。

また、その下ですが、8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策分として国からの補助金154万円の交付決定を受けまして計上させていただいております。新型コロナウイルス感染症による保険税の減免分で10分の6が対象額となっております。

続きまして、2目社会保障・税番号制度システム整備補助金につきましては、令和2年度の補助金が確定しましたことによりまして、175万7,000円を計上させていただきました。こちらにつきましては、補助率100%でございます。

続きまして、40ページをお開きください。続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、補正額はありませんが、財源内訳としての補正となります。こちらは、先ほどの税番号制度システム整備費の部分でございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、18節負担金補助及び交付金ですが、こちらも給付費の確定に伴いまして、7,807万4,000円の減額計上

をしております。

同様に、3目一般被保険者療養費、18節の負担金補助及び交付金37万5,000円と、その下ですが、5目審査支払手数料につきましても給付費の確定によりまして11万6,000円と、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、18節負担金補助及び交付金の1,145万7,000円と、3目になります。一般被保険者高額介護合算療養費、18節負担金補助及び交付金の5万7,000円、それから41ページでございますが、3項移送費、1目一般被保険者移送費の5万円でございますが、こちら実績がありませんで、同じく5項の葬祭諸費、1目葬祭費につきましては、25万円が同じく給付費の確定によるものであります。

6項傷病給付費、1目傷病手当金100万円で、こちらも傷病手当金につきましては実績がなかったため、それぞれ減額計上させていただきました。

次に、42ページをお開きください。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、7目その他償還金、22節償還金利子及び割引料ですが、県の特定健康診査等交付金確定によりまして交付金の超過となりましたので、29万8,000円を返還するために存目1,000円と併せまして計上させていただきました。

次に、その下でございますが、8款の予備費ですが、こちらは歳入と歳出の調整によりまして157万8,000円を増額計上させていただきました。

以上、令和3年3月31日専決の補正予算につきまして説明させていただきました。

なお、専決第6号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、先日6月2日に行われました第2回下郷町国民健康保険運営協議会で承認をいただいておりますので、申し添えさせていただきます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 1点お聞かせ願います。

国のほうもマイナンバーカードかなり進めておりました。なかなか進まないというのも聞いているのですけれども、特典とかいろいろつくそうですが、現在下郷町でマイナンバーカード申請して持っている方って何名ぐらいいらっしゃるのか、その点だけ教えます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） ただいま山名田議員のご質問にお答えいたします。

こちらのマイナンバーカードでございますが、6月6日現在の数値をこちらで把握しております。申請につきましては1,602件ございまして、発送につきましてはそのうち1,434件の発送をしております、という状況になっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 4番、再質問はございませんか。

○4番（山名田久美子君） ありません。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第6 議案第30号 教育委員会委員の任命について

○議長（小玉智和君） 日程第6、議案第30号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 教育委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第30号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（小玉智和君） 日程第7、議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（小玉智和君） 日程第8、議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第33号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第9、議案第33号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者(荒井康貴君) 議案書46ページを御覧ください。議案第33号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、対照表の14ページをお開きください。今回の改正は、令和2年12月21日に閣議決定されました令和3年度税制改正大綱により、国税と同様に地方税関係書類のうち納税者等の押印を求めるものについて、原則押印を不要とすることを受けまして改正するものでございます。改正箇所につきましては、第4条第4項で審査の申出をする際押印が必要であったものを削除し、第8条第5項において口頭審理における口実書には、1、提出者の住所及び氏名、2、提出者の年月日、3、証言すべき事項を記載し、提出者が署名押印をする必要がありました。今回の改正により署名押印を不要にするものでございます。

以上、今回の改正内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議よろしく願います。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 1点だけ聞かせてください。

国のほうで決めたことですので、当然ですが、町としてはこれで判こが要らないというふうになったとは思いますが、これを町民にはどういうふうにお伝えしていくのか。また、これ判こ要らないというのは、多分各課の書類等でもあるとは思いますが、各課でどのぐらいあるのか、分かればいいので、教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者（荒井康貴君） 今ほどの最初のご質問の周知の方法なのですが、周知に関しましては全庁に関わる案件でございますので、件数はいまだに、これまでの経緯で過去に審査ということで申出があったケースはないのです。ですけれども、一応お知らせとしてホームページ等で今回の改正がありましたということで検討させてもらいます。よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） 総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 2番、小椋淑孝議員の今ほどのご質問でございますが、町ではこの件数どのぐらいあるのかというようなご質問かと思いますが、昨年の11月に総務課のほうで全庁、関係機関に対しまして照会を行ったところであります。そのときに、その時点の件数でございますが、その時点で把握した件数、こちらにつきましては、押印が必要な書類でございますけれども、211件というような集計となっております。このうち今ほどご提案申し上げておりますこの案件ですとか、既に国の改正に準じまして押印を廃止した案件についてもございます。今後につきましては、押印の見直し、デジタル化の流れ等々ございますけれども、こちらにつきましては住民の方の利便性、その辺を第一に考えまして、今後さらに検討を加えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君、再質問ありますか。

○2番（小椋淑孝君） なし。

○議長（小玉智和君） それでは、小椋淑孝君の再質問を終わります。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 2つ質問しようと思ったら、1つ解決しましたので、これはいわゆる規制改革の大きな事業かなというふうに解釈してよろしいのだと思います。昨年12月に税制改革の大綱が出たということで、とにかく各納税者の押印は不要であると、そういう通知も出ているという、今回町のほうでは、今百何件という相当の数、まだまだあるのだかもしれませんけれども、今検討中というふうに解釈してよろしいのか。あとこれが一つの条例として出てくることになるのか教えていただければと思います、1つずつ押印しなくていいのだというような。その2点よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、昨年の11月の9日現在でございますが、庁内全庁にわたり調査をいたしましたところ、押印が必要な書類ということで211件というような結果となったところでございます。ただし、この211件が全て網羅しているのかどうか、その辺も含めまして再度精査をしなければならないなど現在考えているところでありますが、今後押印を廃止した場合、条例等の改正は出てくるのかというようなおたしでございましたが、条例等で書類等、様式等を定めておる場合、押印を求めるような定めのある規定のある条例につきましては、これはご提案申し上げて議会のほうでご審議をいただくことになってくるかと思っております。ただし、様式関係等につきましては、条例から規則あるいは要綱に委任されているものが大部分を占めるのかなというようなことでございますので、その際には規則、要綱等々の改正で対応してまいりたいというようなふうで現在考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君、再質問ありますか。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第10 議案第34号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定について**

○議長（小玉智和君） 日程第10、議案第34号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者（荒井康貴君） それでは、議案書48ページを御覧ください。議案第34号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明申し上げます。

今回の改正は、厚生労働省及び総務省は、令和3年3月12日付で新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等についてを、令和3年度における当該減免の取扱いとして、減免の基準はこれまでとし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある保険税の減免を行った場合、減免に要する費用の一部を特別調整交付金の財政支援の対象とすることの通知を受けました。このことから、下郷町として引き続き令和3年度においても当該減免を行うこととしたため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表15ページを御覧ください。第1条の中段の改正部分は、保険税の減免対象についての規定をしておりますが、今回の期間を延長する改正で、改正前は令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険税としておりましたが、改正後は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険税に改めるものでございます。

続いて、第1条の下段の改正部分は、申請書の提出期限についての規定をしておりますが、改正前は令和2年度内としておりましたが、これを令和3年度内に改めるものでございます。

同条例第2条の介護保険料の減免の特例につきましては、所管課長の健康福祉課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 続きまして、議案第34号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定について、介護保険料の減免分につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、先ほどの国民健康保険税の減免と同様ですが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、また主たる生計維持者の事業収入が一定程度減少した世帯に対して講じた介護保険の65歳以上の第1号保険料の減免措置について、令和2年度に引き続き令和3年度も継続するとの国からの通知を受け、介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、介護保険料の減免の対象となる期間の延長及び減免申請書の提出期限の変更について、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の改正後の欄でご説明いたしますと、第2条は介護保険料の減免の特例に関する規定であります。下郷町介護保険条例第12条に規定する減免対象となる保険料は、本則では減免申請日以後の納期限がこれから到来する未到来の納期の保険料が減免対象となり、かつ減免申請書の提出期限が普通徴収であればこれから到来する納期限の

7日前までに、特別徴収であれば年金支払い月の前々月の15日前までに減免申請書を提出することと規定されております。新型コロナウイルス感染症の影響による特例といたしまして、減免の適用期間を感染症拡大による影響がある期間としております。このたびの改正によりまして、改正前の令和2年2月1日から令和3年3月31日を改正後の令和3年4月1日から令和4年3月31日に改めて延長するとともに、減免申請書の提出期限を改正前の令和2年度内を改正後の令和3年度内に適用年度を改める内容でございます。

以上、ご説明申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 少し伺います。

減免申請について、昨年度何人ぐらい下郷町には申請された方がいらっしゃったかお教え願います。

それとあと、いわゆる今年度も引き続きということなのですけれども、今町民課長おっしゃったように再度申請が必要になるのですね。そういうことでよろしいでしょうか。そうなった場合、やはりまた町民にはチラシ等でお知らせするのか、その点だけお聞かせ願います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者（荒井康貴君） ただいまの山名田議員のご質問にお答えします。

まず、実績でございますが、国保税の減免については、該当された世帯が15世帯、総額で申し上げますが、2つに分けて申し上げます。31年度、8期分でございますが、34万5,700円、続いて2年度分、全期分でございますけれども、同じく15世帯、減免の総額が299万2,000円でございます。

2点目の再度というお話でしたが、こちら収入を確認するために前年の収入、これからの見込みという計算になりますので、当然受付を開始し、チラシ等でご案内、可決後にしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 4番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

介護保険料につきましては、対象者につきましては21名となっております。まず、令和元年度の減免額につきましては19万9,000円、令和2年度におきましては117万3,610円、合計といたしまして137万2,610円となっております。こちらの申請につきましても国民健康保険等と同様でございます、申請が必要となっております。

また、周知に関しましては、今後納付書を送付させていただく中に案内文チラシ等を入れさせて周知とさせていただきますと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 4番、山名田久美子君、再質問ありますか。

○4番（山名田久美子君） ございません。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ただいまより休憩いたします。(午前11時54分)

---

○議長(小玉智和君) 再開いたします。(午後 1時00分)

---

**日程第11 議案第35号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第1号)**

**日程第12 議案第36号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)**

**日程第13 議案第37号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)**

○議長(小玉智和君) この際、日程第11、議案第35号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第1号)、日程第12、議案第36号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第13、議案第37号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)の3件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

議案第35号につきましては総務課長、室井哲君、並びに農林課長、湯田英幸君。議案第36号につきましては、町民課長、只浦孝行君、議案第37号につきましては健康福祉課長、弓田昌彦君、順次説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書の50ページでございます。議案第35号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第1号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,889万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億4,989万2,000円とするものであります。今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、福島県地域創生総合支援事業、下郷町鳥獣被害対策協議会、コミュニティ助成事業などの関連予算を計上し、また職員の人事異動等に伴い、予算の整理を行うものであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策関連予算についてご説明を申し上げます。1つには、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業であります。議案書の59ページとなりますが、総務費の交通対策費では、会津、野岩両鉄道に対するコロナ感染症対策負担金、合わせて1,795万9,000円を、また議案書の63ページとなりますが、農林水産業費の農業振興費では、そば農家生産販売支援金としましてその事業費431万5,000円をそれぞれ計上しております。会津、野岩両鉄道に対するコロナ感染症対策負担金につきましては、利用者の減少にかかわらず事業を休止できない鉄道事業者への支援を行うもので、令和2年度と同様に県及び沿線3市町がそれぞれ負担割合に応じ運行に要する経費を支援するもので、そば農家生産販売支援金につきましては、ソバの販売価格の下落により大きな影響を受けている生産農家に対し、令和2年産ソバの生産、販売量に応じ、今後の事業継続を支援するものであります。なお、この事業につきましては、別にお配りしております資料により、この後所管課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。また、臨時交付金でございますが、本年度の当初予算では7,426万6,000円を財源措置しておりました。今補正では、議案書の57ページとなります。国庫支出金の総務費国庫補助金であります。2,227万4,000円を財源措置しておりますので、現在示されております令和3年度の上限額9,837万1,000円のうち、合わせて9,654万円を活用させていただくことになります。

新型コロナウイルス感染症対策関連予算の2つには、国庫補助事業であります。議案書の61ページから62ページにかけてとなりますが、民生費の児童福祉総務費では、子育て世代生活支援特別給付金事業に要する経費、需用費から負担金、補助及び交付金まで合わせて408万3,000円を計上しております。この事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、対象児童1人当たり一律5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものであります。なお、この事業に要する経費につきましては、全額国費で賄われるもので、議案書の57ページとなります。国庫支出金、民生費国庫補助金では、子育て世代生活支援特別給付金事業事業費補助金、事務費補助金、合わせて歳入歳出同額の408万3,000円を財源措置しております。

新型コロナウイルス感染症対策関連予算の3つには、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業であります。この事業につきましては、本年の当初予算においてコロナワクチン集団接種協力金としてその所要額150万円を措置しておりましたが、今般ワクチンの接種を行う医師、看護師等を確保するため、追加の財政支援が講じられましたことから、議案書62ページとなります。衛生費の予防費において集団接種に係る医師、看護師派遣協力金350万7,000円を補正計上しております。なお、この事業に要する経費につきましても全額国費で賄われるもので、議案書の57ページとなります。国庫支出金、衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を歳入歳出同額の350万7,000円財源措置いたしております。

次に、福島県地域創生総合支援事業、サポート事業でございますが、補助採択を受け、今補正に計上するものであります。本事業につきましては、本町の魅力度の向上を図る

ことを目的に、3年計画により、観光トレッキングルート事業、観光プロモーションビデオ事業及び観光ライトアップ事業を柱とする下郷町新たな観光資源の発掘強化事業を実施するものであります。初年度となる本年度は、議案書の65ページでございます。商工費の観光費を御覧いただきまして、トレッキングルートの資源調査や観光プロモーションビデオの作成、ライトアップ機材の購入など、関係事業費、需用費の消耗品費160万円、役務費の道標等設置手数料40万円、委託料750万円、備品購入費350万円、合わせて1,300万円を計上しております。なお、この事業につきましては、県のサポート事業によりその4分の3が支援されるもので、議案書57ページにお戻りをいただきまして、県支出金、総務費県補助金では、地域創生総合支援事業補助金975万円を財源措置しております。

続いて、下郷町鳥獣被害対策協議会関連予算でございますが、行政区等の団体が実施する被害防止対策事業、電気柵等の整備に要する経費につきましては、昨年度から下郷町鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、国庫交付金を活用し、支援を行うこととしております。今般同交付金の内示を受け、現在要望を受けております19行政区に対し、昨年度の実績を踏まえ、1行政区当たり80万円の補助枠を確保するため、議案書の63ページでございます。農林水産業費、農業振興費において、その所要額、下郷町鳥獣被害対策協議会補助金839万9,000円を補正計上しております。

コミュニティ助成事業につきましては、三ツ井地区におけるLED防犯灯整備事業であります。助成決定を受け、今補正に計上するものであります。議案書の59ページでございますが、総務費の企画費では、その事業費としましてコミュニティ助成事業補助金170万円を計上し、歳入では、議案書の58ページにお戻りをいただきまして、諸収入の雑入においてコミュニティ助成事業補助金170万円、歳入歳出同額となりますが、財源措置をしております。

続きまして、そのほかの補正についてご説明を申し上げます。議案書の57ページでございます。県支出金、商工費県補助金の消費者風評対策市町村支援事業交付金につきましては、食の安全モニターツアーであります。今般同交付金の内示を受け、計上するものであります。なお、その事業費につきましては、当初予算で計上をしております。

同じく57ページの、寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、企業版ふるさと応援寄附金としまして、株式会社トラスト様よりご厚意をいただいたものであります。

議案書の61ページでございます。民生費、社会福祉総務費の繰出金、老人福祉費の繰出金につきましては、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、それぞれの補正に伴い、繰り出し額を整理するものであります。

議案書の65ページでございます。商工費、観光費の報償費につきましては、小野岳山開きの中止に伴い、謝礼金、記念品、合わせて21万4,000円を減額するもので、役務費の環境整備手数料50万2,000円、清掃料29万3,000円につきましては、大川ダム西公園等の管理に係る所要額を計上するものでございます。同じく観光費の負担金、補助及び交付金につきましても、下郷ふるさと祭りの中止に伴い、イベント実行委員会補助金を700万円減額するもので、これに伴い歳入では、議案書57ページにお戻りをいただきまして、

その財源として措置しておりました繰入金、ふるさと創生基金繰入金を同額減額しております。

議案書の67ページでございます。教育費、文化財整備費の手数料につきましては、峠の茶屋であります。雪害により崩落したカヤの撤去に要する経費30万5,000円を、またコミュニティセンター管理費の修繕料につきましては、加圧給水ポンプの修繕に要する経費31万1,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、議案書の53ページでございます。債務負担行為でございますが、湯野上橋橋梁補修工事につきましては、本事業に係る国庫補助金の交付決定額が当初見込みを下回ったことにより、本年度計画していた事業量の確保が困難な状況となってまいりました。このことから、令和3年度、令和4年度、それぞれの単年度事業として実施することも選択肢の一つではありますが、事業費の低減を図り、また通行規制機関や安全管理対策など社会的影響も考慮し、令和4年度に8,000万円を限度とする債務負担行為を設定し、翌年度にわたる事業として実施したく、ご提案申し上げるものでございます。

以上ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） それでは、続きまして63ページ、一番最後になります。そば農家生産販売支援金につきまして、別紙のしもごろーが入っておりますこちらの横長の様式に従いまして、私のほうでご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の落ち込み等により、令和2年度産ソバの価格が大きく下落しました。ソバは、町の戦略作物ですが、価格下落に対する支援策がほかの作物と比べて充実しておらず、その影響は深刻です。ソバは、土地利用型作物であることから、もしソバの生産が減少すれば荒廃農地の増加にも直結します。下郷町そば農家生産販売支援金は、農業者が令和3年度以降もソバ生産を継続できるよう、令和2年度産ソバの生産、販売量に応じて町が独自に交付する支援金でございます。

概要についてご説明いたします。交付対象者でございます。こちらにつきましては、法人、集落営農組織を含む町の農業者であり、令和3年度以降もソバの生産を継続する意欲のある方で、町税等の滞納のない方となっております。

交付金額につきましては、令和2年度産玄ソバの生産、販売量に応じた以下の金額で算出いたします。生産販売量の31袋目から1袋当たり1,800円を乗じた金額とします。ただし、上限を30万円とします。

積算根拠につきましては、そば等級検査支援事業、こちらは下郷町農業再生協議会事業であります、の令和2年度実績など、町が把握する情報を元に所要額を見積もり、積算根拠といたしました。

考え方につきましては、右側に記載してありますが、大きく分けて4つでございます。販売農家を対象に昨年度下郷町農業経営持続化支援基金により支援したということがまずあります。こちらにつきましては、販売農家5万円、認定農業者10万円、農業法人15万円を支援しております。2つ目が、令和2年度ソバの生産、販売に係る収入の減少として、聞き取り調査等により玄ソバ1袋当たり少なくとも1,800円と見積もらせていただき

ました。3つ目は、収入の減収分を満額補填する、減額補助ではないということでございます。4つ目は、ほかの支援策とのバランスも考慮させていただいたということでございます。これらを考慮に入れまして、持続化支援金により最低でも5万円は既に支援されているものと考えまして、この5万円というのは今回の袋数で移し替えますと約30袋分ということになりますので、それを超える分について今回支援させていただくと。また、先ほども申しましたが、コロナ経済対策によるほかの産業とのバランスを考慮に入れ、30万円を上限とさせていただいて、この支援金を実施するものでございます。

金額につきましては、先ほど総務課長の説明ありましたとおり431万5,000円を計上しております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 続きまして、町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） それでは、議案書の70ページをお開きください。議案第36号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の既決予算総額に歳入歳出それぞれ501万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,158万1,000円とする内容のものでございます。

71ページから75ページまでは総括でございますので、省略いたしまして、76ページをお開きください。今回の補正につきましては、令和3年度の国民健康保険税の医療給付費分と後期高齢者支援分、介護納付金分に県で提示されました収納率、本算定ですが、をそれぞれ収納額としまして調整しました金額と、人事異動による人件費の調整によりまして補正するものでございます。

2の歳入につきましてご説明いたします。保険税の税率につきましては、前年度と同じ税率で算出してございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分につきましては、県の本査定税率96.35%になりますが、425万2,000円を増額するものでございます。同じく2節後期高齢者支援金分現年課税分ですが、171万9,000円を増額補正と、3節介護納付金分現年課税分の9万6,000円を減額補正することとなります。

さらに、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金ですが、こちらにつきましては人事異動による人件費1名分になりますが、一般会計より繰入れ分として85万8,000円の減額補正となりますので、計上させていただきました。

続きまして、歳出になります。77ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては繰入金と同額で、2節給料から18節の負担金、補助及び交付金は人事異動による人件費の補正となります。

その下、8款予備費につきましては、587万5,000円につきましては歳入歳出の調整となりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上、国民健康保険特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

なお、こちらの補正予算につきましても、先日6月2日に開催の第2回下郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、適当である旨の答申をいただいております。

ますので、申し添えて説明とさせていただきます。どうぞご審議よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 続きまして、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） それでは、議案書の78ページをお開きいただきたいと思ひます。議案第37号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,055万8,000円とするものでございます。

79ページから83ページまでは総括でございますので、省略といたしまして、85ページをお開きいただきたいと思ひます。今回の補正につきましては、人事異動及び職員の住所地変更による人件費の補正でございます。

それでは、3の歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。1款総務費、1目総務管理費の給料、職員手当等、共済費、負担金、補助及び交付金の一般職退職手当組合負担金につきましては、人事異動による人件費の補正計上でございます。

続きまして、7款地域包括支援センター事業費、1目地域包括支援センター運営費の職員手当等、共済費につきましては、地域包括支援センター職員の住所地変更による人件費の補正計上でございます。

続きまして、84ページをお開きいただきたいと思ひます。2の歳入の主なものにつきましてご説明いたします。初めに、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金では、歳出においてご説明しました1款総務費の1目総務管理費の人事異動による人件費補正の繰入金として101万3,000円を減額計上しております。

同じく6目地域包括支援センター運営費繰入金でございますが、先ほど歳出においてご説明しました地域包括支援センター職員の住所地変更による人件費補正の繰入金として73万8,000円を計上しております。

以上、介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 8番の星ですけれども、1点だけ質問させていただきます。

65ページの観光の備品購入費350万円でありまして、観光ライトアップ資材購入費でございますけれども、どこのライトアップの備品なのかお知らせ願ひたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 8番、星輝夫議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

65ページにあります備品購入費、観光ライトアップ機材の購入ということでございますが、こちらは移動用の観光ライトアップでございます。固定した場所、例えば鶴ヶ城みたいにライトアップするというわけではなくて、移動用という形で使うための機材

購入一式の金額になっておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

○8番（星輝夫君） ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） 4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） では、今のことに関連しまして、多分これは県の補助事業採択、3年計画ということで先ほど申し上げていらっしゃいましたけれども、需用費から役務費、委託費、備品購入というのが全てこの補助金に関連してくる予算ですよ、と考えたのですけれども、まずトレッキング事業、道標案内板作成、これはどこの場所を考えていらっしゃるのか。1点。

それからあと、観光トレッキングルート資源調査の委託料、その下の観光プロモーションビデオ作成の委託、これはどこへの委託を考えていらっしゃるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

あともう一点、62ページの、その前からですね。民生費の中の消耗品と通信運搬費、あと委託料、補助金ということで、子育て世帯への補助金ということで、この委託料の中の特別給付金の事業委託料というのはどちらに委託をされるのか、そのこと1点、その点についてお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 4番、山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

65ページにあります新たな観光資源の発掘強化事業ということで、議員ご指摘のとおりでございます。まず、需用費の160万円、続いて役務費の道標等の設置手数料40万円と委託料の750万円と備品の350万円合わせて1,300万円というふうな形になっております。今回新たな観光資源の発掘ということで、まずトレッキングルートの調査委託ということで計上しております。その部分が委託料の観光トレッキングルート資源調査委託事業ということでございます。内容的には、本町には日光国立公園、すばらしいブランドの公園でございます。今現在観音沼は、日光国立公園内になっておりますが、特に国立公園といたしまして観音沼から日暮滝、大峠、これいずれも入っているわけですが、特にそういった意味での看板の表記はございません。今回国のほうの、環境省の福島再生・未来志向プロジェクトというのがありまして、こちらとの連携、また県のですふくしまグリーン復興構想というのもございます、環境と県でもう既に協定を組んでおりますが、以前小泉さんが新聞なんかに出ていましたけれども、こちらと連携を図りながら、観音沼から大峠までのルートを新たな観光トレッキングルートとして磨き上げできないかということで補助申請したところ、決定いただいたというような内容になっております。道標案内看板につきましては、観音沼からまず手始めといたしまして日暮滝まで、もう既にいろんな方が観光トレッキングやられているかと思いますが、案内看板等がございませんので、まず1年目はそちらのほうにつけさせていただきたいということでございます。

なお、委託料の調査費というのがございますが、こちらは日暮滝から大峠林道の終点に向かって、雑木、支障木の撤去及び測量調査ということで、あちらには旧道もございます。こちらの調査も兼ねながら、トレイルルートとして資源化できないかということで調査させていただきたいというようなことでございます。業者さんにつきましては、これは山をよく知った、そういう業者さんでないとなかなかできない部分もありますので、その辺はちょっとご理解いただきたいなという部分でございます。

また、観光プロモーションビデオの作成でございますが、こちらにつきましては先ほど説明ありましたようにユーチューブやSNSということで、今の観光プロモーションにつきましてはもうPR動画になっております。また、一部ポスターや紙ベースでもQRコードというのが入っておりまして、そちらに入っていきますと既にもう動画が、観光用ということで、例えば5秒なり1分なり、または3分なりということで、その場に行かなくても観光ができる、コロナの状況もございますが、そのような動きにもう既に変わっておりまして、こういうものに対応した観光素材の動画作成ということでプロモーションを予定しております。プロモーションのビデオの作成につきましては、プロポーザルを実施しまして、まず今年度は秋冬バージョン、来年度につきましては春夏バージョンということで進めさせていただければなというふうに考えております。

なお、観光ライトアップ事業、先ほども質問ございましたが、今、夜間におけるライトアップ事業やプロジェクションマッピングというような事業も既に各地区で始まっておりまして、町内には火祭り、雪月火等々ございますが、これらライトアップ機材を稼働しながら、いろんな行事、イベントに活用していきたいというふうな考えでございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君）　続きまして、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君）　4番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

62ページ、委託料につきましては、子育て世代生活支援特別給付金事業に伴うシステム改修委託料でございます。こちらにつきましては、電算システムの改修でございますので、下郷町の請負会社のベンダーであります株式会社TKCとなっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君）　4番、山名田久美子君、再質問ありますか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君）　そうしますと、観音沼から大峠、東から大峠、トレッキングということでいろんな方が推しているトレッキングコースであるかと思ひますので、これはぜひやっていただきたいと思うのですけれども、いわゆる資源調査とか、やはりこういったものは確かに山を知らないといけないことだと思うのですが、今現段階ではどこというふうに決まっているわけではないのですね、業者が。あとプロモーションビデオについてもまだ決まっていない、これからということですね。それでよろしいでしょうか。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 今現在ではどこも決まっておられません。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 再々質問ありますか。

○4番（山名田久美子君） ございません。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 大きく2つ質問させていただきます。

1つは、イノシシ対策といいますか、63ページ、何度も説明は細かくいただきましたけれども、ぜひ次の点でお願いしたいと思います。増額は1,271万円ですか、補正は。そうですね、農業振興関係では。鳥獣のほうは830万円。イノシシ柵、昨年以上に、多分年度末に各地区の要望がすごかった。担当さんは大変ご苦労されているな。予算も、その査定の中でも削らざるを得ないというのも私たちも経験しました。今回非常に品薄であるということと大変高騰しているという、値段が、そういうことで、順調にいかない状況なのかなというふうに思うのですけれども、これ今の補正予算というのはその辺を加味されたのかということ1つと、この後、これからスタートすると思うのですけれども、まだまだ景気は見えない状況で、再度9月あたりに補正といいますか、やっていくのか。イノシシの、100メートルで我慢してくださいと、あと50メートル穴開けた状態ではまたこれは防護柵にもならない。ある程度の距離も私たちは見込んでいるというようなことで、大変でしょうが、その辺はどう考えているのか、これを伺いたいと思います。

あとこれまたまなののでしょうかけれども、ソバ農家支援が431万5,000円、ここを補正の内容見ますと国県支出金、補助ですよ。これがちょうど431万5,000円。これまたま同じ数字なのかな。これは、ソバのほうは町独自でやる事業だということ話の中にありましたので、県からののではないだろうというふうに思います。たまたまの数字か、その2つです。

もう一つが、大分これも出ております。観光プロモーション、観光に関してのサポート事業、大歓迎いたします。自然を生かすということで、ぜひいい事業を3年間の中で企画していただければなと思います。プロポーション、私1つここに持っています。皆さんも何かただでいただけますけれども、有名な我孫子さん、もう十数年になるのでしょうか、昔今の物語、大変すばらしい。今回は観光プロモーションですので、多分担当のほうは一線を画して、これは観光プロモーションというよりは下郷町を紹介する、自然のすばらしさ、庶民の様子、それほど長い時間ではないけれども、四季折々の大変感動する映像が収まっております。でも、観光としてはどうかなと私も常々思ったものですから、ぜひここに期待をしたい。プロモーションが決まっていないというのは、ちょっと残念なのですけれども、コロナ禍の中でいろんな活動が今停止していますので、今年秋と冬、来年は春と夏、ぜひ3年間の中で住民、町民、あるいは訪ねてきている観光客の動きが見えるプロモーションをぜひ計画していただきたい。多分そういう企画を、チームを組んで、どんなものを盛り込むかというふうにお話はされていると思うのですけれども、ある方が町のほうにこれも使えないかいという感じで、好きな方が独自でプ

ロモーションのビデオを、私見せてもらいました。物すごく感動的なのです。子供たちのダンスを交えて、ただ使っている音楽が著作権に引っかかるので、何とかしようがないという、そういうこともちょっと情報としてありますけれども、今の人気は、まさにユーチューブでもあるように、動きのあるものという感じ、観光であふれているとか、豊かな表情がいっぱい、町民の、あるいはお客様の表情が出ている、そういうプロモーションをぜひ期待したいと思います。

最後、もう一つですけれども、ぜひ撮ってほしいところを申し上げますと、溪谷があまり語られないのですけれども、物すごくいい溪谷があるのです。これは、ドローンでないと撮れないのだろーと思っておりますけれども、ぜひその辺も構想に入れていただきたい。中妻とか弥五島、あの辺の周辺の溪谷ってもう、私もちょっとのぞきましたけれども、ほれほれする。ただ夫婦岩のあそこしかスポットが当たっていないのですけれども、そんなのも加味して、チームを組んで、ひとついいプロモーションをしていただきたいと。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

今ご指摘のあったとおり、これからのPRは動画という部分になってきます。そこには、町民の顔であり、お客さんであり、動きのある、温かみのある映像ということで、プロモーションのプロポーザルもやりますので、その辺で町の考え方も申し上げて、いいものができるように進めさせていただきたいと思っております。もちろんドローンも今主流でございますので、こちらも活用してプロモーションの中に入れたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小玉智和君） 続きまして、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答え申し上げます。

議案書の63ページ、農業振興費についてのご質問でございますが、今回の補正につきましては、こちら説明欄に記載のとおり、鳥獣被害対策協議会のほうの補助金で839万9,000円、そば農家生産販売支援金で431万5,000円、合わせて1,271万4,000円の増額の補正をお願いするところでございます。先ほどのご質問で、財源の内訳でございますが、国、県の支出金431万5,000円についてのおただしであったかと思っておりますが、この431万5,000円につきましては、そば農家生産販売支援金事業費431万5,000円分に対して地方創生臨時交付金、こちらを充当するものでございます。鳥獣被害対策協議会の補助金839万9,000円につきましては、財源内訳に記載のとおり、一般財源を充ててございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま6番、玉川邦夫議員からご質問のありました、まず鳥獣関係のワイヤーメッシュ柵、電気柵等への補助に対しての現況ということでご質問ありましたが、現在内容についてご説明させていただきますと、19地区から今回要望いただいております。内訳を申しますと、ワイヤーメッシュ柵が13地区、電気柵が7地区で、

1地区、2つ、両方やるという地区がございますので、1地区重複しての19地区ということでご理解ください。電気柵、ワイヤーメッシュ柵についての各地区への支給までの今後の予定についてなのですが、一応6月末に入札、7月末に各地区への配布を予定しておりますが、現在、先ほどちょっとお話にも出たのですけれども、鉄が大変高騰しております。単純に申しますと、鉄の単価が倍ぐらいまで高騰しているという中身でございます。この制度は、町の補助、1区当たり80万円を上限とした補助で成り立っておりますので、現実的にこの話を落とし込みますと、各地区のそれぞれのメーター設置の長さ、そちらのほうがちよっと短くなってくるか、または各地区の支出分が増えるか、そちらのほうの選択という形になります。この中身は、電気柵はさほど影響ないのですが、ワイヤーメッシュ柵が大変大きな影響を受けておりますので、ただいま13地区の各行政区長さんに急ぎということで電話で確認を取らせていただいているところです。今の予定ですと、週明けぐらいまでに回答をいただいて、入札へ向けての準備を今進めているところでございますので、当初の予定どおり何とか6月末入札で、7月納品という形、予定どおり守れるように頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

あと再募集があるかないか、こちらにつきましては交付金のほうを活用させていただいておりますので、現時点において再募集という予定はありません。ただ、実際のところ申しますと、個人の補助等もございますので、そちらのほう活用していただくか、あとは例年どおりの流れでいけばなのですが、年末にまた次年度の要望という形で各行政区さんのほうに要望を取らせていただく形となりますので、よろしく願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

- 議長（小玉智和君） 6番、再質問ありますか。
- 6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。
- 議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。
- 2番（小椋淑孝君） 何点か質問させていただきます。

議案書59ページ、会津鉄道、野岩鉄道、対策負担金なのですが、これ3市町で負担しているわけですけれども、隣、南会津町さん、会津若松市だと思っておりますが、そちらのほうで幾らぐらい負担金出しているのか、分かれば教えていただきたいと思っております。

次に、ただいまありました農業振興費、議案書63ページ、鳥獣の件で、農林課長が個人にも負担しているというお話ししていましたが、昨年コロナの補助金等で、滞納者にはコロナの応援基金だったり支援金やらないなんていう話で、ここでも何度かもめたこともあったと思うのですが、今現在こういう申請がある中でそういう税の滞納者にも支援しているのかどうか、その辺1点お聞かせください。

観光費、議案書65ページ、多々いろいろあって、分かっているのですが、1点だけちよっと聞かせてください。この数字見まして、私、合計だったり、補正額合っているのですけれども、減のほうで、700万円補助金減、イベント、その他の金額入っています。報償費で21万円減なのですが、一般財源で41万7,000円、どうしても何か20万3,000円って金額合わないのですけれども、このずれてどこから来たのか教えてもらっていいですか。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 2番、小椋議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、会津、野岩鉄道のそれぞれの支援金の額でございますが、こちらにつきましてそれぞれ福島県、栃木県、それに関わる沿線市町村に対する負担割合ということで算出しております。県の資料から申し上げますと、まず福島県の補助額でございます。100としまして、福島県が7割、70%、1億5,500万円です。7割の1億5,500万円。残り沿線3市町が30%ということで、6,679万7,280円となっております。この残りの30%を沿線市町村、若松、下郷、南会津で基金の割合で案分しております。会津若松市につきましては55.22%で、金額に置き換えますと3,688万5,000円でございます。端数は切り捨てております。下郷町につきましては、19.37%、1,293万9,000円でございます。南会津につきましては25.41%、1,697万3,000円という形になっております。続きまして、こちら野岩鉄道でございますが、こちらと同じ計算式で栃木県側の算出しております。まず全体金額の55%が福島県、残りの45%が栃木県となっております。福島県側で55%でございます。こちらは、詳しくは申しませんが、総対的に申しますと7,211万7,000円余りでございます。栃木県側が45%で、5,900万円余りでございます。福島県につきましては、福島県側の55%のうち福島県が70%ということで約5,000万円でございます。同じくまた残りの30%、これを沿線3市町村で案分しております。会津若松市につきましては30.79%、666万円余りでございます。下郷町につきましては23.18%、502万円でございます。南会津町が46.0%、996万6,000円ほどでございます。

以上となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまご質問のありました2番、小椋議員の質問でございますが、滞納要件につきましては、農家支援について一律した対応という形で取らせていただいておりますので、滞納者につきましては適用外とさせていただいているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えを申し上げます。

65ページ、商工費の観光費、こちらの財源内訳についてのおただしの件でございますが、こちら財源内訳の欄の国県支出金1,399万8,000円、この内訳につきましては、議案書の57ページとなります。県支出金の県補助金、地域創生総合支援事業補助金、こちら975万円と、その下、消費者風評対策市町村支援事業交付金、こちら先ほどご説明申し上げましたモニターツアー関係でございますが、こちらにつきましては、事業費につきましては当初計上しておりましたので、今回財源内訳の補正ということでこちら補正のほうには現れておりませんが、国県支出金の1,398万8,000円につきましては、この2つの補助金合わせた額1,399万8,000円となっております。特定財源のその他700万円の減額につきましては、議員おただしのとおり、こちらはふるさと祭りの中止に伴いまして、

繰入金の減額でございます。一般財源のマイナス。41万7,000円の減額につきましては、一般財源の調整でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 2番、再質問ありますか。

小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 1点だけ再質問させてください。

農林課長、確かにワイヤーメッシュ等々のそういうかかるものは該当しない、当然だと私も思っています。ただ、今花火とかも配っていますよね。こういうのは、滞納者に配っていないのか、その1点だけお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま花火等の支給についての滞納要件あるかどうかということでございますが、花火の支給につきましては、窓口にお越しただいて、実際のところ、氏名、行政区、花火の個数、今6本セットのワンセットのみですけれども、という形で記入していただいて、お持ちいただいているというのが現状でございます。ですから、その部分については滞納要件は適用していないというのが現状でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問ありますか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 確かに窓口にもらいに来て、町内どこもかしこもイノシシ、鳥獣被害あるから、しょうがないとは思いますが、やはり滞納者に関してはある程度、一線設けるべきなのかなというふうに個人的に思います。対策協議会として運営しているところもあるので、その辺の、難しいと思いますが、対応のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） これ要望ですか。

○2番（小椋淑孝君） 要望です。

○議長（小玉智和君） 9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 63ページの、私の白岩地区も要望しているのですが、鳥獣被害対策、鉄が上がっているということでございますので、電気柵は、これは値段は上がらないようなのですが、長期的に見て大変だなということで、来年に向けては早めにやっぱり地区に要望をお願いしてまとめるといふことでお願ひしたいと思ひます。

そこで1点、一般質問できなかったのですが、4月の凍霜害から始まって、昨日、おとといですか、須賀川を中心にしてもうひょうがすごく降ったということで、県でも困っているということでございます。県のほうでは、来週から始まる6月の定例会にこれの助成を考えているということですが、下郷町でもアスパラが一番ですか、あったと思ひますが、町でどのぐらい被害あったのかといふのと、県が終わればすぐに交付決定来ると思ひますが、私は9月の議会待たないうちに専決等で農家救済を一日でも早くやったほうがいいのではないかなと思ひますので、その辺2点お願ひしたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） それでは、回答をお願いします。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま9番、湯田健二議員のご質問にお答えいたします。

まず、鳥獣被害対策の電気柵、ワイヤーメッシュ柵の補助の次年度の要望につきましては、例年11月期に次年度の要望を取らせていただいております。今年度につきましてもなるべく急いで取りたいとは思っておりますが、おおよそその時期という、行政区さんのほうの話合いの都合もちょっとあるということなので、11月頃になってしまうのかなということ、ひとつご理解ください。

続きまして、凍霜害の現況についてご報告いたします。まず、霜のほうなのですが、県のほうの集計によりますと、県内で27億円、主に果樹、アスパラ等が被害を受けております……ごめんなさい。これ全国です。県では5億5,000万円という形になっております。下郷町でもリンゴ、アスパラ、ミニトマトの苗ということで被害を受けております。こちらにつきましては、全部で15経営体、被害額総額が約400万円の報告を受けております。これを受けまして、まず福島県のほうですが、5月21日付で専決処分を行ってございまして、今申しました15の農家さんが活用できそうな中身のみ抽出してご紹介いたします。凍霜害緊急対策事業、農業災害対策事業としまして、次年度の霜対策、前はタイヤを燃やしていた経緯があるようなのですが、今は霜キラーという商品を補助しております。こちらのほうの補助。あとは、受粉用の花粉の補助。あとは、15世帯のうちリンゴ農家で中程度以上、被害が重かった農家が3件ございますが、こちらにつきましては別のメニュー、果樹産地強化対策事業というのがありまして、被害があったリンゴを対象に今年度の維持管理を委託を受けてやるという形になっております。こちらのほうが1反歩当たり3万6,000円の金額が出るという形になっておりますので、よろしく申し上げます。町の支援等につきましては、県のほうの中身を受けまして、連携しながら対応していきたいと思っておりますので、予算措置につきましても同様ということでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 9番、湯田健二君、再質問ありますか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） ありません。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君。

○1番（星和志君） また鳥獣被害対策についてお聞きしたいのですが、こちら設置予定が7月末だったのですけれども、予算は今年のうち立てるのでしょうか、これ7月末だったら被害があった後とかに柵を立てることはならないのでしょうか。予算の垣根を越えて4月から設置できるように計画は立てられないのでしょうか。

あともう一点お聞きします。65ページの観光トレッキングルート資源調査とプロモーションビデオの内訳はどのようになっているのでしょうか。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、まず最初、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま1番、星和志議員の質問にお答えいたします。

7月に設置という話でございますが、私のほうでお話しさせていただいたのは、7月後半に町の鳥獣対策協議会から要望のあった行政区へのワイヤーメッシュ柵、電気柵の受け渡しは7月末ということでまずご理解ください。設置は、その行政区の都合に応じて、すぐやるかちょっと間を置いてやるかという形になろうかと思っておりますので、設置時期を早めるために納品をもっと早くできないかということだと思っておりますが、そちらに関しましては、昨年度から定例会、予算審議も含めまして何度も質問を受けております。この交付金、国の交付金事業で運用させていただいているのですが、何度も担当課並びに町長のほうも県のほうと掛け合まして、もっと時期を早めるための書類の流れをつくってほしいという要望をしているのです。一般的に言われる指令前着工という制度も活用しております。活用して現在のこの状況ということでございますので、引き続きさらに設置が早められるような要望を継続して行いながら、なるべく農家さんの実態に合わせた形の、要望に沿えるような形を取れるように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。現状の制度ではこれが精いっぱいということでご理解ください。

○議長（小玉智和君） 続きまして、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 1番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

65ページにあります委託料750万円の内訳でございますが、観光トレッキングルートの調査に250万円、プロモーションビデオ作成に500万円という内容になっております。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君、再質問ありますか。

○1番（星和志君） 4月着工を目指して、よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 質問させていただきます。

予算書の59ページの交通対策費で、会津鉄道、野岩鉄道に対するコロナ感染症対策負担金として今回1,795万9,000円支出しております。令和2年度もそれなりのコロナ対策の臨時交付金を使った補助をしております。報道によりますと、乗車人員、また経営的な決算書も赤字ということを知り及んでいますが、乗車実績というのはどれぐらい減ったのか。

それから、株主総会もやったかと思うのですが、それに対して昨年対比、あるいは元年度、2年度と比べて決算赤字がどれだけ膨らんでいるのか、その辺の数字的なものちょっと我々分かりませんので、それをお示し願えればありがたいと思っております。

それから、同じく予算書の62ページ、子育て世代の生活支援特別給付金として、今回1人頭5万円を給付するという事業でございますが、低所得の基準というのは何なのか。私は、やっぱり子育て世帯なら全員に配ってもらいたい意識あるのです。ですから、その辺の一端を、ここまではいいですが、あとは駄目ですよという、それがあろうと思うのですが、その辺は大変つらい思いなのですけれども、その辺の低所得者の線引きというのはどうなっているのか。また、これに該当する人数、これを単純に325万円を5万円で割れば数字出てくるのですが、人数は分かりませんが、世帯数、1軒で2人もあるし、3

人もあるでしょうが、世帯数というのは何世帯ぐらいあるのか教えてください。

それから、同じ62ページ、予防費でコロナワクチン接種の集団接種の協力員として当初予算150万円計上しました。5万円の30人分というのかな、ということで50万円計上したというふうな話を聞いておりましたが、今回350万円ということでかなりの増額になっています。当初予算からすれば2倍以上。当初からそれだけの見積もりでお医者様とか看護師とか、そういうものを想定できなかったのか。

それから、当初に見込みしたよりもそれだけの人的なものが必要になったのかどうか、その辺どうなったのか教えていただきたいと思います。

続きまして、63ページ、先ほど来から鳥獣被害対策に対して質問出ております。今回の予算書見ますと、一般財源ということでございましたので、昨年国の補助金を利用してやったということで、国の補助金の内示があるまで発注行為できないということでかなり遅れて、それから当然ワイヤーメッシュに対する事業もかなり多くなったということで、生産が追いつかないということで昨年は実施が遅れて、その間にイノシシの田んぼ等への侵入等で被害が拡大したということで、何とか早くならないかということで今年改善いたしまして、7月末には配布できるということでございます。これ一般財源になっていますが、国の補助金関係は入っているのです。それから、指令前着工もOKということで、実際にやっぱり指令前着工もやらないと、昨年の町長に対する質問ですと、来年度は4月当初予算が出たら早めに仮発注して早めにやりますというような答弁もっているのですが、国の補助金を使いますと指令前着工の了解取っていないとそういうことはできませんが、昨年から比べたら、7月ということでございますので、田んぼの稲が出穂して実が入ってから田んぼに侵入するのが多いのです。その間田んぼの土手がかっぽったりとかいう被害ありますけれども、実際稲の作物に対する被害というのは穂が出てから、実が入ってからということでございますので、7月末に配布になりますと、被害が出る以前に配布できるということは喜ばしいことだと思っております。

それから、ソバ農家に対する生産、販売の支援でございます。まず、ソバ農家に対する現状をご理解いただいて、431万6,000円出していただいたということは、感謝申し上げます。しかし、多少不満があるのですけれども、31袋目から、あるいは最高限度額30万円で切ってしまうと。隣の田島町は、課長なりもよく知っていると思っておりますが、これだけの枠を廃止しなかった。聞くところによりますと、隣の南会津町では第一次の申請時にこういった事業を計画していると。第一次ですと補助対象の枠が広くて、結局ソバ農家に対してもいろんな適用が広くて、かなりやりがいのある事業。今回の第三次に該当しますと、多分恐らくこれは使っていない、これは使って駄目というその枠を大分絞られてくると思うのです。ですから、そういった影響もあるのですけれども、1,800円というのの根拠も書いてあります。市場調査やったということでございますが、あと30袋までは出さないと、農家に対する5万円を支給していると。この5万円という考え、これは米農家の下落に対する補償といたしますか、そういう意味合いが強かったのです。ですから、ソバ農家に対する分の5万円というのは、やっぱり考え方も違うと思うのです。ですから、当然計画して出荷して検査を受けている分は1袋目から出すべきだと、だっ

たのかなというような気がします。いろいろ十分検討してやったことですので、今さら文句言ってもしょうがないですけども、やっていただいたことには感謝申し上げます。

それから、65ページの先ほど来から県のサポート事業に対する今後の新たな観光開発についてのご意見、質問が出ております。中街道ウォークとか下野街道ウォークとか、民間の団体でいろいろなそういう溪谷歩くイベントを実施しております。これからの新しい観光、やはりこういう自然を求めて回遊する観光というのがかなりこれから広がりを見せるのだろうということで、いろんな地域でこういったことをやっております。さらには、自転車のサイクルロードを造って、それをやろうということで、例えば会津ですと北塩原から芦ノ牧まで、県の事業としても今計画しているようです。ですから、この新しい観光開発については僕も賛成であります。3年間ということですので、これを具体的に今後設定した場合に3年間でどのような方向性、それからルート設定しても、観光客が来ても、観光ガイドいなくても自分で周遊できるような、あるいはそういう案内板も作るのですが、そういうイベントばかりではなくて、観光客が来た場合には二、三人で周遊できる、そういったこともきちっとやっぱり想定した上でやらなければならないと思って、そういった将来に対する考え方、町長、いいアイデアありましたらお聞きしたいと思っております。

それから、今回いろんなイベント事業で中止になった事業、減額で落としております。昨年の臨時議会のときには、中止になった事業を予算から落とすべきだという質問しましたけれども、町長は3月に皆さんが議会で議決したものをそんなに簡単には減額できないのだということで答弁をいただきましたが、当初予算で取っても必要でない事業、あるいは中止になった事業は早期に、6月で減額補正して予算を我々に示すというのが、これが筋であろうと思います。今回6月で落としたということは、これは評価いたしたいと思っております。

これで終わります。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

まず、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、会津鉄道、野岩鉄道それぞれの見込みの減少でございますが、会津鉄道につきましてはこのたび15日株主総会終わっております。早速資料いただきまして、その内容を確認いたしますと、輸送人員につきましては前年度に比べまして18万3,357人の減、前年比62.5%となりまして、乗車人員が30万5,234人となっております。運輸収入でございますが、こちらも1億5,886万4,000円減額いたしまして、2億3,162万7,000円ということで大幅に減少しているところでございます。当然赤字の運営という形になってございます。なお、最終的に自己資金の調達状況というのもございまして、株主資本に関する形で回答させていただきたいと思っております。当期末の残高ということで、15億円の資本金に対しまして、マイナスが113億7,500万円余りとなっております。残りの株主資本が1億2,400万円というような厳しい状況であるというふうにご理解いただきたいと思います。続きまして、野岩鉄道でございますが、こちらは株主総会が25日に予定してござい

して、当然最終決算はそちらに出てまいります、事務的にいただいている資料がございました。そちらを読みますと、前年度比から、まず入り込みにつきまして17万9,964人の減で、乗車数が14万4,552人ということで、マイナスの55%というような状況になっているというような内容でございます。当然収益も落ちておりますが、内容につきましては最終的に株主総会で発表されるのかなど。いずれにしましても厳しい状況にあることは変わらないのかなというふうに考えてございます。

なお、最後に後のほうで質問されました自然体験のいわゆるトレッキング事業に関してですが、先ほども申しましたように本町には国立公園、また県立自然公園ということで様々なすばらしい自然がございます。これまでも着地型ということで、大型ツーリズムに頼らない、地元の素材を生かした観光ツーリズムを推進してまいりましたが、今後こういう体験型事業ということで、いわゆる地元の素材、コンテンツを生かしました個人ツーリズム向けが多くなっておりますので、そういうものを想定しましたツーリズム事業といえますか、観光の方向性の在り方というものも今後模索しながら検討していきたいと思っております。なお、縦貫道も今後開通する予定になっております。落合にはバイパスもできますので、いわゆる観光公社の養鱒事業、また今でも入っておりますが、観音沼、日暮滝、そして大峠ということで、魅力ある町づくりにつなげていきたいと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君）　続きまして、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君）　ただいま7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えします。

まず1つが鳥獣被害対策協議会補助金についての内容でございますが、今年度も交付金のほうの申請をしまして、交付金の決定通知をいただいております。ただ、内容につきましては1,680万円を要望しまして、金額が680万1,000円のみという形になっております。これ比率にしますと約4割ということで、大変低い数字だったという現実でございます。このお金に関しましては、鳥獣対策協議会が直接国、県のほうに申請をしているので、この予算書には反映されておられません。町のほうを通過しておられませんので、この書類には出てこないということでご了解ください。今回その680万1,000円という低い数字を受けて、町のほうから予算措置をしていただいたという形になっておりますので、ご了解ください。

続きまして、2点目、そば農家生産販売支援金の内容についてでございます。こちら担当課のほうでも南会津町等の概要については確認してございます。南会津町につきましては、面積換算で1反歩当たり5,000円という形での支給という概要になっているようでございます。これに対しまして、当町のほうでは袋換算、1袋当たり1,800円という単価を用いまして今回の算出をしているわけなのですが、議員の申している上限の設定、南会津町は上限なしで、下郷町は30万円という上限を設定させていただいている点につきましては、こちらのほうでも協議をさせていただいたのですが、南会津町につきましては減額分を補填するという趣旨で概略を、構想を練られたようなのですが、下郷町のほうは支援金という形でやらせていただいたこと、そのほか、ほかの産業との均衡性を

図ったということでございます。例えばですが、観光関連事業者経営持続化支援金等につきましては、所管課のほうに確認しますと平均約40万円という支給額が確認できました。こういうほかの産業の支援金との均衡も考慮いたしまして、ソバ農家さんにつきましては、先ほど申しました持続化支援金、昨年度実施しました農家への持続化支援につきまして、大規模なソバ農家さんは認定農業者、全て認定されておりますので、10万円を既に受領されているという形も考え方の一つとなっております。もう一つ、今話に上がっているような大規模な農家さんなのですが、現状確認しますと、ソバ以外にも作付を持っている方、または農家以外にも別事業を行っている、別の収入がある方が全て大規模なソバ農家さん該当しましたので、その辺も考慮に入れさせていただいて、上限30万円という設定をさせていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 7番、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

議案書62ページの子育て世代生活支援特別給付金でございますが、こちらは国が示しております給付金の対象の要件となりますが、低所得の基準という形になってございますが、令和3年度分の町民税均等割が非課税のものという形になっております。それで、対象の世帯数でございますが、こちらは26世帯となっております。また、同じ62ページのコロナワクチン集団接種協力金でございますが、それで当初こちらは想定できなかったのかというご質問でございますが、国からは当初予算時におきましてはこのような協力金の支援の情報は来ておりませんでした。それで、こちらにつきましては当初医師1名、看護師2名という形で事業所に対する協力金として計画しておったのですけれども、実際計画をする中で医師のほうからの指導、助言の中で、医師2名、あと看護師3名という形で人員が増強されました。また、あわせて4月30日付の国の事務連絡によりまして、ワクチン接種の医療従事者の確保のための人員派遣協力金の医師、看護師の単価が示され、国、県協力の下、市町村のワクチン接種を強力に財政支援するというところで、今回補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） まず、昨年5月の臨時議会のとときに不必要なイベント関係の件、中止になった分は減額すべきだという質問に対して、町長は3月に議会で議決したものをすぐには落とすわけにいかないのだということでは言われました。今回それに対してきちっと6月落とした。それに対して町長はきちっとやっぱりやってくれたのかなと思って、一言コメントいただきたいと思っております。

それから、ソバ農家に対する支援金でございますが、課長もいろいろ頭痛めてやっていただいたのですけれども、やっぱり農家も南会津町の支給の実態というの分かっております。ですから、中には袋の数で600、700やった農家もあるのです。自分の腹勘定では大体このぐらいは入ってくるのかなと思ったけれども、30万円で打ち切ると言ったら、いや、何だ、それしかやらないのかというような批判されましたけれども、隣で南会津

町やっているから、それにある程度、同じくしろと言わないですけども、それももう少し勘案していただいたほうがよかったのではないかと、うれしさも半ば、中ぐらいということで、そんな程度で今回は致し方ないのかと思っております。

それから、ソバ農家ってこれだけの面積でやっておりますから、実際に作付の現場行ってみますと、猿楽台地はじめ、音金、十文字、あるいは鶴ヶ池、あれだけの広大な面積、あれはソバだから耕作できるのです。あれ今後3年間ぐらいは価格がアップしない、要するに需給のバランスが取れるまでの間、3年間ぐらいは価格低迷するというので、やるほうもつらい中でこれから着手するわけなのです。ですから、耕作放棄地の拡大につながらないというような方向性、農家に対する期待を持たせるようなことをやっていただければ、ただこれは単年度で終わりではなくて、例えば来年度もこういう実態があったらばこういうことも今から想定した対策も考えておくべきだと私は思います。

それでは、以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまのご質問にお答えします。

いただいた様々なご意見参考にしながら、次年度以降の施策に役立てていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君、7番議員からいろいろな話出ていますので、ひとつ答弁よろしくお願ひします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番議員、大変お褒めの言葉いただいたり、要望していただいたり、大変ありがたいと思ひますけれども、まずイベントで減額したというのは、昨年はコロナがこのように続くとは私は思ひていなかった。だから、各種団体でも、それは私も考えていたのだけれども、収束するような場合だったらば秋にでもその事業はやれるのかなという感覚でいたのです。ですから、当初予算で決めていただいた金額については落とさないでとっておくべきだろうと。そして、大きな団体の補助金についても長かった、結論を出すのが、どうしようかという結論は。そんなことで、最終的には6月には減額しなかったというのが現実でありまして、今後そうした場合にはやっぱり減額したり、あとは増額したりということが出来るかと思ひますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

それから、鳥獣被害については、私も去年から国、県の知事さんにもお願ひして、こういう実態が分からないで、予算は決まってからやってください、執行してください、それで指令前着工までいったのです。だから、繰越事業できるくらいの事業費をつけていただくようにと何回も言っているのですが、そこは何とも、上の団体で交付するものですから、そこがもう開かない限りは当然町もそこに予算措置ができないというのが現状ですし、団体が補助金いただいているものですから、決算だとかそういうときにはみんなが終わらないと、設置が終わらないと決算できないという、そういうこともござい

まして、なかなかこれが難しいということもございます。それから、資材が高騰して、前半に発注したものと後半に発注したものの全然違ってくる場合も想定されて、非常にやりづらい事業、補助金もらうのはありがたいですが、そういうことで、ますます今度資材が高くなると補助金がだんだん、だんだん利用価値がなくなってくるということもございますので、今後はやはり町としてもその分については検討していかなければならないと、こう思っております。

それから、観光振興については、各種観光団体の人と協議させていただいて、いかに町に来てもらうかということも当然協議して、町にたくさんの交流人口が来ていただけるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 7番、再々質問ありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） どうも町長、丁重なるご答弁ありがとうございました。

新たな観光事業に対しても、町長今意見述べられましたが、やはり磨かなければただの原石だけれども、磨き上げれば光るものがありますので、町長、我々もこれから新しいルートでの観光資源として期待しておりますので、ぜひすばらしいルート作成にご尽力いただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 要望でいいですね。

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を

採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。(午後 2時47分)

---

○議長(小玉智和君) 再開いたします。(午後 2時55分)

---

#### 日程第14 議員提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

○議長(小玉智和君) 日程第14、議員提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議員提出議案第5号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出

## について

○議長（小玉智和君） 日程第15、議員提出議案第5号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第5号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回下郷町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。（午後 3時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年6月18日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員